

中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本 『條例全文』殘本三種について

猪俣 貴幸

はじめに

明治三十四(1905)年五月、市村瓚次郎が北京へ出張し、義和團事件後の文淵閣四庫全書や内閣東大庫の典籍を調査した。その際、軍が接收した圖書の中から選出し、陸軍歩兵大佐竹中安次郎氏に託して將來した圖書のひとつに明鈔本『皇明條法事類纂』五十卷がある^①。この本は明代中期成化帝即位の天順八(1464)年より弘治七(1494)年までの「條例」1296件を、大きくは名例・吏・戸・禮・兵・刑・工の類に分ち、それぞれ『大明律』の條文に遵って細目に分け、文字通り「類纂」したものである^②。

明代において「條例」とは皇帝の裁可によって施行された單行指令、さらにはそうした先例の蓄積をいう。明の基本法典にして、輕輕しく改めてはならないものとされた『大明律』を補完・修正するものとして、「條例」は洪武朝より見られるが、それはあくまでも皇帝一代限りの特例法とされ、新帝の即位詔において前代の「條例」は革去されるのが常であった^③。それが弘治帝の即位詔には見られず、その十三(1500)年に副次法典『問刑條例』が作られるというのは、中國法制史上の大きな劃期であり、成化朝から弘治朝初期にかけての時期こそ、その變革期であることは明らかであろう。『皇明條法事類纂』(以降、『事類纂』)は、ちょうどその時期における「條例」を最も廣汎に保存する史料である。

さりながら、その研究が今ひとつ活況を呈してこなかった背景には、2つの要因が挙げられる。1つは影印本(古典研究會、1966年)と、それに基づく點校本(楊一凡主編『中國珍稀法律典籍集成』乙編、1994年。以降「楊本」)

がそれぞれに問題を抱えており、正確な釋讀が困難であったことである^④。これは2018年8月より、「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ」が公開され、高精細な寫眞がいつでも確認できるようになったことで解消した^⑤。

2つ目は『事類纂』そのものが鈔本であるために、誤寫を含め内容が不安定であり、「天下の孤本」ゆえに校勘もままならなかったことである。これについては近年、虞浩旭主編『天一閣藏明代政書珍本叢刊』（綾裝書局、2010年）に影印された『條例全文』がその役目を果たすことが明らかとなり、一部の條例についてある程度の校勘が可能となった^⑥。

本稿が紹介する中央研究院傅斯年圖書館藏『條例全文』殘本三種は、すでに黄彰健が『明代律例彙編』序に参考文献として挙げ、『中國法制史書目』にも掲載されている史料である。とりわけこれが『事類纂』やその後の弘治『問刑條例』編纂に果たした役割については、すでにいくつかの先行研究が触れているが、その法制史上の位置づけを明らかにしたものは少なかった^⑦。また、臺灣および中國の一部研究者を除いて、現状としてあまり利用されておらず、殊に日本においては皆無である^⑧。

近年、東洋文庫の『近世法制史料讀解ハンドブック』で紹介されるなど、再び『事類纂』が脚光を浴び始めたことを受け、彼ら『事類纂』を扱う研究者諸兄に『條例全文』殘本を紹介し、その利用を促すことが本稿の主たる目的である。

第1章 『條例全文』 解題

『條例全文』 成立の背景

『條例全文』の何たるかを説明する前に、明代法制史上の「條例」について、その位置づけを概説しておこう。

前近代の帝政中國における基本法典による支配「法治」に對して、皇帝の超法規的專斷權の行使を滋賀秀三は「權治」といった。同じく皇帝を淵源とするため、その両者は相剋しない。刑事司法においては、まず司法官僚が基本法典に基づいて擬罪（審理立案）したものを、通常は皇帝

が裁可あるいは修正を命ずる形で處理する。ところが時として法典と個々のケースに具體的妥當性の乖離がはげしい場合があり、その際に臣下はこれを敕裁に委ね、そこに單行指令が生まれる。

太祖は、元代における條格・斷例を主たる法源とする「基本法典の缺如」がもつ問題を認識してか、あるいは復古主義的な觀點からか、國初すぐに唐律を意識した『大明律』編纂を命じる。完成した律令は『元典章』に見られる六部構成を踏襲していた。太祖はじつに 5 回にわたって律條の改定を行ない、基本法典『大明律』の整備に心血を注いだ。¹⁰

黃彰健がつとに指摘するごとく、洪武朝には單行指令「條例」を衙門や市街・鄉村に掲示する「榜文」が現れ、榜文が主、律がその輔の役割を果たした。¹¹ また、洪武十～二十年にかけて胡惟庸や藍玉を肅清したり、洪武十八年から二十年にかけて『御製大誥』を相次いで發布したりといった太祖の動きは、先に触れた「權治」のほとぼしる發露であり、基本法典の整備に相反する法外加刑をこととするものである。それを可能とするのは建國者たる彼の強烈な個性あればこそであり、結果として峻烈な榜文・禁例（總稱して「條例」）を無盡藏に生みだした。

治世の季に大明の永續を意識しはじめた太祖は、洪武二十八（1395）年ごろから法源を律へと一元化させる動きをみせる。

刑部臣奏すらく、「律條の條例と同じからざる者は、宜しく更定して所司をして遵守せしむべし」と。上曰く、「法令は、防民の具、輔治の術なるのみ。經有り、權有り。律は常經なり。條例は一時の權宜なり。朕、天下に御して將に三十年にならんとし、有司に命じて律を定めしめてより久し。何ぞ更定するを用ひんや。」¹²

（『明太祖實錄』卷二二六・洪武二十八年二月條）

また、同年九月に示された『皇明祖訓』にも「以後子孫、皇帝と^な做る時、止だ律と大誥とのみを守れ」と見え、¹³ 洪武三十（1397）年五月三日に『大明律誥』成立とともに「凡て榜文・禁例、悉く之を除け」と曉諭^{すべ}

したところにも、彼のその意圖は表れていよう^⑭。この彼の意思は、永樂帝が即位詔で踏襲してより、歴代皇帝がその即位詔において前代の條例革去と「一に大明律に依りて科斷せよ」との法源一元化を宣明することで、祖宗の法を立て、一時の權宜によって作られた峻令を一掃していくこととなる。

さて、基本法典と單行指令の間には副次法典という枠組みが存在する。唐の格後敕、明清の問刑條例がその實例である。單行指令は目前の必要に對處するかたちで出されるため、ある程度蓄積してくると相互に矛盾してきたり、時間の経過とともに空文と化したりする場合がある。すなわち、ただ集積するだけでは司法行政に有用な單行指令を見極めるのが困難になってくる。そのため、集積したそれらを點檢し、將來においても法として有用な、維持すべき要素を抽出し、條文化して整理・編纂する事業が行なわれる^⑮。

前稿において述べたごとく、天順八(1464)年正月二十二日、憲宗はその即位詔において、この日以前に發せられたあらゆる條例を、先例に従い革除するよう命じた^⑯。ところが、早くも成化十(1474)年には、即位詔發布以降に蓄積された條例が煩雜多岐にわたり、統一的な運用を妨げるほどとなってきたため、現行の事例を逐一調査して書き寫し、必要なもののみを取捨選擇の上、内容ごとに分類編纂すべきである、との提言がなされた^⑰。大明建國から100年をかぞえる成化朝ともなると、限られた『大明律』のみを法源として司法行政をおこなうことにも限界が見えはじめていた。さらには律の補完・修正という正常な機能をもつ條例が相当數にのぼっていたらしく、これをも新帝の即位にあわせて一括革去するというのは、不利益どころか損害となっていたのである。そこで、弘治帝は條例の革去を即位詔に盛り込むことをせず、準據すべき條例を精選して、その要素を條文化し、『大明律』とともに運用すべきことが要請されたことから、弘治十三(1500)年に『問刑條例』が制定されるに至ったのは當然のなりゆきといえる。『問刑條例』編纂事業は、すでに弘治五(1492)年七月には

刑部尚書彭韶等、鴻臚寺少卿李鏞の『問刑條例』を刪定せんことを請ふを以て、議して曰く、「刑書の載すところに限り有り、天下の情に窮まり無し。故に情軽く罪重き有り、亦た情重く罪軽きも有り。往往にして取るに上裁よりし、斟酌損益して、著して事例と爲す。蓋し此の例、在京の法司に行なはるる者多く、而れども在外に行なはるる者少なし。故に在外の問刑多く輕重宜を失ふに至る。宜しく屬官を選び、前後に奏准したる事例を彙萃し、分類して編集し、會官して裁定成編せしめ、内外に通行して、大明律と兼せ用ふべし。事例に定有り、情罪に遺無きに庶からん」と。之に従ふ。^⑧

（『明孝宗實錄』卷六五・弘治五年七月壬午（14日）條）

と見えている。「前後に奏准したる事例」を「分類・編集」し、官僚が集まって（會官）、採録すべき事例を「裁定」して、書籍にまとめて（成編）、内外に通行しよう、という基本スタンスは、前稿で見た成化十年の『見行條例』編纂の折と變わりない。^⑨ くりかえし行なわれたこうした動きは、成化・弘治朝における條例の清理・編纂の必要性を物語っている。『見行條例』はすでに失われているが、『條例全文』や『事類纂』のような書物が生まれる背景には、こうした『問刑條例』編纂への動きや、有効な條例の清理作業があったのだろう。

明人の見た『條例全文』

『條例全文』を史料上に見いだすのはさほど難しいことではない。『明史』藝文志にもその名が見えるためである。また天一閣藏明鈔本『天聖令』を知る人であれば、駱兆平『新編天一閣書目』において、かの「官品令」の隣に佇む「條例全文」の字を氣づかぬうちに見ていたはずである。^⑩ ただ、この『條例全文』には序跋がなく、その成立年代を示す明確な史料も管見の限り見つかっていない。

當該史料を利用・閲覽した記録として最も古いのは、嘉靖八（一五二九）年、四川巡撫の唐鳳儀が、『大明會典』の重修に際して『條例全文』を史

館に送ることを提案したときのことである。

四川巡撫・都御史の唐鳳儀言へらく、「臣、往年、曾て法司の相傳へて輯録したる『條例全文』一部、計六十四卷、天順八年に始まり、弘治七年に^を乞^はる^を將^もつ^うつ^つせり。載するところは皆て列聖の時に^す因^りて沿革したるの政令なり。今、『會典』を重修するに、請ふらくは増入するを得んことを」と。詔もて史館に送^りて採擇せしむ。²¹

（『明世宗實錄』卷一〇八・嘉靖八年十二月丁丑（15日）條）

唐鳳儀（1472-1539）は、正徳三（1508）年の進士で、行人司に配屬されたのち、廣西道・江西道・河南道の監察御史を歴任し、「疑獄を釋^といた能力が高く評價され、嘉靖三（1524）年から應天府丞、さらには順天府丞となり、同七（1528）年四月に都察院右僉都御史・四川巡撫となる。最終的には四川での二年間における種々の活躍により左副都御史を授けられたという。²²

彼が『條例全文』を謄寫したのは、おそらく進士及第後、行人司に所屬していた時期であったと思われる。というのは、唐鳳儀の同時代人たる王旒（1482-1540）も、科擧及第後に行人司で三年間を過ごした後、刑部福建司署員外郎に轉じ、その際、

乃ち『比部招議』・『條例全文』及び『王端毅駁稿』の三書を取りて、時時抱へて之を讀む。²⁴

と『條例全文』を座右の書とし、閲覽していたことをうかがわせる事例があるためである。なお、『比部招議』とは、『恤刑錄』など『大明律』の注釋書を著した陳璋の著書であり、『王端毅駁稿』とは、五十餘年にわたって中央の要職を歴任した政界の重鎮、王恕の駁回に關わる奏議集をそれぞれ指す。おそらく「法司の相傳へて輯録」した『條例全文』は、このように個人による鈔寫という形で徐々に外部に持ち出され、それが

藏書家の手に渡って各種の書目に記録されていったのであろう。

書目に見える『條例全文』と現在の残存状況

先に挙げた『明世宗實錄』の唐鳳儀の紀事からわかることをいま一度整理しておく、『條例全文』の収載する期間は「天順八（1464）年に始まり、弘治七（1494）年に乞^をる」31年間であり、巻数は「計六十四卷」である。現存する『條例全文』はいずれも不分巻であるが、明代の書目にはそれぞれ巻数が示されている。

嘉靖年間の著名な藏書家の一人である晁瑬の『晁氏寶文堂書目』史部には、「『條例全文』三十二卷」と記されており、巻数に大幅な差が生じている。²⁸

明末清初期に入ると、黃虞稷『千頃堂書目』卷九・史部典故類、同じく黃虞稷がその成立に関わっている『明史』藝文志・故事類存目に『條例全文』が記されるが、巻数は「三十卷」に減っている。²⁹また、錢謙益の藏書を記録した『絳雲樓書目』卷四には「『條例全文』三十冊」と記され、以後の書目では巻数による表記は見られなくなる。これらの『條例全文』は、實物の所在を確認できないため、編纂された時期やその経緯、収録された上奏文の数や種類、刻本の有無、現存する鈔本との関係など、これ以上の詳しい内容については不明とせざるを得ない。

清代中期以降における『條例全文』の傳存状況については、天一閣を中心に概観していこう。天一閣については今さら詳述するまでもなからうが、明嘉靖朝の兵部右侍郎范欽が嘉靖四十から四十五（1561-1566）年の間に創建した藏書樓で、乾隆帝が四庫全書の藏書閣を造るにあたって天一閣を模した故事などが示すとおり、天下第一の藏書閣である。³⁰その書目は歴代幾度も編纂され、著名なものだけでも黃宗羲、阮元、全祖望らが書目を編纂し、序を遺している。³¹しかしながら、清嘉慶年間以前に編纂された書目には『條例全文』の記載は無く、例えば范邦甸等撰『天一閣書目』四卷・附『碑目』（嘉慶十三（1808）年楊州阮氏文選樓刻本）の卷二之二・史部・職官類には、『歷年條例』九卷や『成化條例』三卷など、

『條例全文』の一部を構成する可能性のある書名が見えるものの、詳しくは分からない。³³ さらに下って清末に刊行された『四明天一閣藏書目錄』（撰者不詳、宣統二（一九一）年、上虞羅氏刻本）は、「『條例全文』〈四套四十本〉」と『成化條例』〈三本、抄〉」の所藏を記録する一方、薛福成編『天一閣見存書目』四卷・卷首一卷・卷末一卷（光緒十五（一八八九）年無錫薛氏刻本）、ならびに繆荃孫編『天一閣失竊書目』（民國鈔本）は、どちらも「『條例全文』四十冊〈缺、存四冊〉」と記す。おそらく、天一閣主歴代范氏の誰かが、ある時点において『條例全文』四套四十冊を購入して收藏していたものの、そこから清末に至るまでの間に散逸して、四冊を残すのみとなっていたと考えられよう。

馮貞群編『鄧范氏天一閣書目』内編十卷（民國二十九（一九四〇）年、寧波重修天一閣委員會鉛印本）の卷二・史部・政書類には、

『條例全文』四十冊〈明不著編者名氏、成化・弘治年間條例、明鈔本。二十七年四月、訪得四冊、購補入閣〉、存〈十一・十三・十四・十五・十九・三十五・三十九・四十〉八冊。

と、ある程度詳しいいきさが述べられており、民國二十七（一九三八）年、散逸していたもののうち四冊が買い戻され、清末までに残存していた四冊と合わせ、全八冊となったことが分かる。これは、冊數・書號いずれも現存するものと完全に一致しており、この時点において天一閣藏本が揃ったことになる。なお、ここにみえる「存〈十一・十三・十四・十五・十九・三十五・三十九・四十〉」の數字は、天一閣本の「書脊下端根脚」に記された番號であり、例えば弘治七年條例には「四十」の文字が書き込まれているという。³⁴ 以降本稿ではこの八冊（成化六・八・九・十・十三、弘治二・六・七年條例）を「天一閣本」という。

現在、『條例全文』鈔本はこの天一閣本八冊のほか、北京の中國國家圖書館に『皇明成化二十三年條例』（一冊、以降、「北圖本」）があり、臺灣中央研究院歷史語言研究所傅斯年圖書館に『皇明成化條例』（成化七・十一・

一見、整合的に見えるこの表であるが、表内に《弘治》と記された『弘治條例』が元年の部分にしかチェックされていないことなど、疑問が目立つ。また、「推測其他抄本冊碼」という欄が示すように、これはあくまでも他本が天一閣本の離れであった場合の推測であり、決定的な問題は張伯元がこの時点で中研院本の原本を調査閲覽していないことである。彼は黃彰健『明代律例彙編』序と『中國法制史書目』の記載のみに基づいてこの表を作成しているが、果たして他本に「冊碼」は書き込まれているのであろうか。

答えは「沒有」である。筆者は2018年9月より1年間臺北に滞在する機会を得、傅斯年圖書館の善本データベースの寫眞（おそらくマイクロフィルムをデジタル化したもの）を用いて各條例鈔本の内容整理を行った。2019年8月には傅斯年圖書館に原本調査を申請し、同年11月に調査を実施した。次章の内容はいずれもそれらに基づくものである。

第2章 中研院本の基本情報

中央研究院歷史語言研究所傅斯年圖書館（以降、「中研院」「史語所」「傅圖」）に所藏される『條例全文』殘本三種の存在は、つとに黃彰健が『明代律例彙編』の序と、それに附された「明代律例刊本鈔本知見書目」で紹介し、『中國法制史書目』にも「皇明成化條例」「弘治條例」の名で掲載されている⁵⁵。まずはそれぞれについて、基本的な情報をまとめておきたい。

藏書印からみえる來歴

まず、三種いずれにも共通することとして、それぞれ第一葉と最終葉に以下の藏書印が捺されている。

第一葉 「史語所收藏 / 珍本圖書記」（朱文長方印）、「傅斯年 / 圖書館」（朱文長方印）、「東方文化事業 / 總委員會 / 收藏圖書印」（朱文正方印）

最終葉 「史語所收藏珍本圖書記」(朱文長方印)、「東方文化事 / 業總委員會 / 收藏圖書印」(白文正方印)

これらのうち、「史語所收藏珍本圖書記」・「傅斯年圖書館」の二類と「東方文化事業總委員會收藏圖書印」一類は朱肉の色が異なる。前二者については、中研院が捺したものに相違なく、朱肉の色も濃く紅色に近い。「東方文化事業總委員會收藏圖書印」はそれに比して少々薄い色であるが、この本の來歴を雄辯に語ってくれる。

「東方文化事業」は 1923 年に制定された「對支文化事業特別會計法」に基づき、義和團事件の賠償金(庚子賠款)などを運用資金として外務省管轄で始められた事業である。事業内容は主として、(1)中國人留學生に對する學資補給、(2)北京人文科學研究所、上海自然科學研究所、東京・京都の東方文化學院などの學術研究機關の設立・運営、(3)東亞同文會や同仁會による中國國內における教育・醫療事業、(4)日中兩國間の人物交流など、當時の對中國文化事業ほぼすべてを包括する大規模なものであった³⁶。當初日本側の單獨事業であったものが、1925 年 7 月に中華民國(北京政府)との合意に基づき兩國の共同事業となったことを受け、それぞれの學者など 18 名により組織されたのが「東方文化事業總委員會」である³⁷。

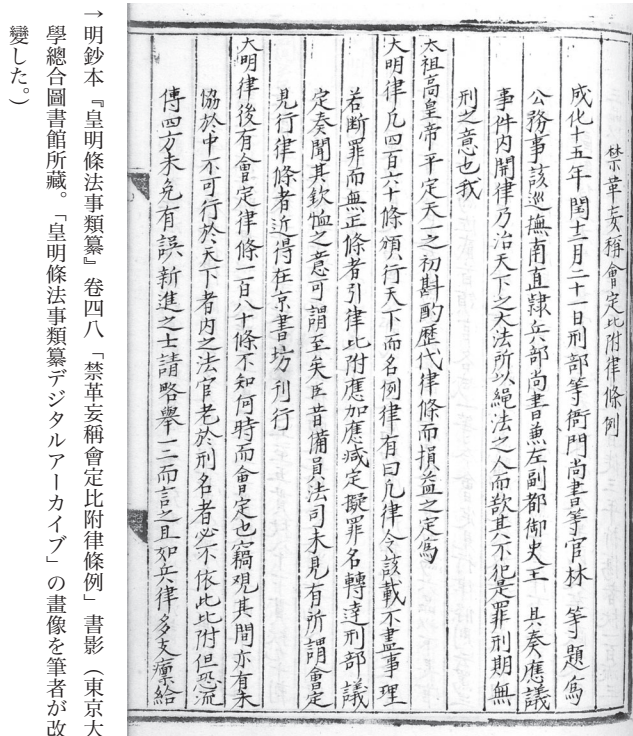
同委員會は北京に人文科學研究所を、上海に自然科學研究所を立ち上げるが、北京は王府井大街東廠胡同の敷地約 9000 坪の黎元洪邸を購入し、その邸宅を修築して研究所とし、敷地内に圖書館を新築する計畫であった。1926 年の臨時總會において、圖書館設置の籌備委員として瀨川淺之進・湯中を選出、1927 年の第二回總會にて「圖書館籌備章程」を議定する³⁸。この後、圖書籌備委員に狩野直喜が就き、このほかに圖書籌備評議員として外部より李盛鐸、傅增湘を招聘している。いずれも言わずと知れた藏書家たちである。

1929 年 12 月には中華民國國民政府教育部が當事業から手を引くが、1935 年までに圖書購入は 19 回をかぞえ、寄贈を含めて計 11848 部

132118 冊を揃えている。三種の鈔本はいずれもその一部であり、北京人文科學研究所の書目もそれを證明してくれている。³⁹⁾

1945 年 8 月の終戦を期として北京人文科學研究所の蔵書は中華民國政府に接收されることとなり、1945 年 10 月 5 日に日本側の代表者橋川時雄と教育部平津區特派員沈兼士との間で移交され、さらに 1946 年 8 月 1 日に教育部の沈兼士から國立北京大學校長で中央研究院歷史語言研究所所長を兼ねていた傅斯年へ移管されている。⁴⁰⁾ その後は中央研究院歷史語言研究所の蔵書とともに臺灣へ居を遷し、1960 年に現在の傅斯年圖書館が完成し、現在に至っている。

これが想定しうる鈔本の來歴である。以下、三種の鈔本を順に見ていこう。



→ 明鈔本『皇明條法事類纂』卷四八「禁革妄稱會定比附律條例」書影（東京大學總合圖書館所藏。「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ」の画像を筆者が改変した。）

皇明成化條例 不分卷 九冊 (索書號：352.312)

本書のサイズは實測で横 16.8cm、縦 27.3cmの四つ目綴じの線装本で、表紙に題簽はなく、罫線も引かれていない。中身に比べ表紙・裏表紙が新しく、裏表紙の綴目下端に 1～9 までの番號がボールペンで書き込まれている。また、表紙を開いたところに現在とは異なる綴じ穴の痕跡があり、もとは別の装丁であった可能性がある。

第一冊については第一葉の變色がはげしいことから、もとは表紙が無かったと考えられ、その遊び紙（表紙と第一葉の間にある一葉）に史語所と傳圖の印の朱肉が色うつりしていることから見ると、表紙を含めた装丁直しが行なわれたのは、この印が捺された直前、すなわちこの本が臺灣南港の史語所傳圖に來てからのことになる。

記載方式は天一閣本『條例全文』と類似するところが多い。成化條例の第一冊目、成化七年條例の第一葉を字に起こしてみると、

皇明成化柒年條例目錄	正月之拾貳月
正月	凡參條
一各處軍民人等綁打本管職官者解京問發充軍	
一禁約京城服飾酒廣奢僭并販賣寶石及大樣餅	
錠者重則編發充軍	
一在京六部都察院等衙門及掌科掌道官各舉一	
人查取除授守令後犯贓汚不法等事連坐舉	
主	
二月	
三月	凡貳條

まず表紙を捲ったところのいわゆる内題に「皇明成化□年條例目錄」とあり、その行の下端に「□月之□月」とその掲載範囲が書かれる。これは後掲の表を見て分かるように、條例の分量によってさまざまである。條例となり得る題本や聖旨が毎月一定量ずつ出るわけではないから、こ

こにみえる「二月」のように條例が全くない場合もある。

第二行からは目録の本文である「正月 凡參條」というように、月ごとに何條あるかを示した後に、一つ書きで條例の名（筆者は目録名と呼ぶ）が列べられる。この目録においてすら、いわゆる擡頭の原則は守られる。例えば、

一禁約朝

覲官員與京官交通賄賂（閏九月第一條）

一禁約

內府賣物及撫恤土達講讀律令（十二月第七條）

のように「覲」や「內府」を二字擡頭しているのがみえる。この鈔本では他にも條例本文において奏請の「請」や「皇上」、題本の「題」などの擡頭が見られるが、いずれも二字擡頭で、用語による擡頭字數の差異は見られない。

目録の後には條例が年月日の順に列べられている。各條例の冒頭にも條例の名（條例名）が記され、次いで條例本文に入る。こうした書き方は天一閣本『條例全文』と完全に一致し、中研院の他の二鈔本も基本的に同じであることから、筆者はこれら三種の條例鈔本を『條例全文』であると考ええる。

9冊それぞれの詳細な内容は後頁の【整理表】に示すとして、ここにはそれぞれの頁數と掲載條例の年限を示しておこう。

【表 2】成化條例内容一覽

	内題	掲載範囲	目録	頁數	條例數	備考
第 1 冊	成化七年 條例	正月～12月	1a-4a「正月之 拾貳月」	91	32	揃
第 2 冊	成化十三年 條例	正月～6月	1a-2b「正月之 六月」	86	25	揃
第 3 冊	成化十四年 條例	正月～7月	1a-2b「正月之 七月」	108	29	○七月後三 條缺
第 4 冊	成化十一年 條例	1-57 正月～6月	(正月之六月) 缺	118	17	○冒頭目録・ 正月分全缺
		58-118 7月～12月	58a-59b「七 月之十二月」		19	
第 5 冊	成化十六年 條例	正月～12月	(正月之十二 月) 缺	125	34	○冒頭目録 一部缺
第 6 冊	成化十七年 條例	1-69 正月～6月	1a-2b「正月之 六月」	116	19	揃
		70-116 7月～12月	70a-71b「七 月之十二月」		18	
第 7 冊	成化十八年 條例	1-59 正月～6月	1a-3a「正月之 六月」	120	17	揃
		60-120 7月～12月	60a-62a「柒 月之拾貳月」		22	
第 8 冊	成化十九年 條例	正月～12月	1a-3b「正月之 十二月」	71	34	揃
第 9 冊	成化二十二 年條例	正月～12月	1a-3b「正月之 十二月」	82	23	揃

皇明成化十四十五年條例 不分卷 二冊 (索書號：925.364. 1369)

冊子のサイズは實測で横 16.8cm、縦 27.2cmと上掲の『成化條例』と
ほぼ変わらない。『中國法制史書目』もこれを『成化條例』の【別本】と
して以下のように載せる。

【別本】原冊數不詳，現存二冊。無序。明手抄本，抄錄者及抄錄年分
不詳。此本與上列抄本不同。內亦依年月記載，僅存明憲宗成化十四
(1478)、十五 (1479) 兩年各部院奏定之例。內有接買番貨、禁約依踐

榜亭、清理富戸等多目。

「此の本、上列の抄本と同じからず」というのは、本書が『成化條例』と内容を異にすることを指すと思われるが、実際に原本を見ると、紙質が前者と異なることに気がつく^④。ともすると書目の著者はその点をも指摘しているのかも知れない。

ただ、内容を整理していて興味深いことに気付かされた。『成化條例』第三册冒頭に附された「成化十四年條例目錄 正月之七月」によれば、同年七月付けの條例には、

土官犯賊罪係蠻夷種類世襲者初犯納米還職再犯奏請若係有司軍民等籍保除叫名土官照文職犯賊發落例（七月六日）

禁約夷人不許多買鹽斤及鋪戸交通買賣（七月十四日）

蔭襲土官例（七月十八日）

禁約西山一帶掘山取石例（七月二十九日）

の4件があり、『皇明成化十四十五年條例』（以降、『十四十五』）内の成化十四年條例は成化十四年七月十四日付けの「禁約夷人不許多買茶斤及鋪戸交通買賣」から始まっており、『成化條例』内の成化十四年條例はその直前で終わっている。これは偶然とするにはあまりにも上手く繋がりすぎる。筆者は、『成化條例』『十四十五』兩鈔本のサイズが概ね一致すること、十四年條例が綴合する二点をもって、兩鈔本がもとは同じ本であった可能性が高いとみる。

では、なぜ兩鈔本は別々に登録されて今に至っているのだろうか。それをひもとく鍵は北京人文科學研究所の書目である。書目は殘本三種をそれぞれ以下の箇所に載せる。（數字は葉、abは表裏）

『弘治條例』 史部・編年 8a

『十四十五』 史部・詔令奏議・奏議 93a

『成化條例』 史部・政書・法令・律例 108a

『弘治條例』が編年類にある理由については後ほど触れるとして、『成化條例』と『十四十五』が北京人文科學研究所においてすでに別目に登録されていることが分かる。この兩鈔本が同系の書であることは、先にみた目録や本文の體裁を見れば明らかなことで、『中國法制史書目』が【別本】と判断したのも當然といえる。にもかかわらず兩鈔本が別目にあるということは、すなわち両者は東方文化事業總委員會によって買い取られる前すでに、現在のような分かれ方をしており、それが別々の時期に北京人文科學研究所にもたらされ、登録されたと見るべきではないだろうか。なぜそのようなことになったのかは、いまのところ不明であるが、成化十四年條例がもともと二分冊されていて、現在『成化條例』の三冊目がその第一分冊、『十四十五』の一冊目がその第二分冊である可能性が考えられる。両者が均しく 110 葉程度の厚みであるあたりに、七月の半端なところで割られている理由があるのかも知れない。

【表 3】皇明成化十四十五年條例 内容一覽

	内題	掲載範囲	目録	頁數	條例數	備考
第 1 冊	成化十四年條例	7月～12月	15a-17a「八月之十二月」	111	36	1a-14b に七月分三條
第 2 冊	成化十五年條例	正月～8月	1a-2b「正月之八月」	142	37	揃
		9月～12月	81a-82b「九月之十二月」			

弘治條例 二十冊 (索書號：922.6502.763)

本書はサイズ・装丁からして前二者と異なる。横 16.6cm、縦 27cm と一回り小さく、『成化條例』『十四十五』が厚さ約 1cm、葉數にして 85～120 葉程度を一冊の目安にするのに對し、『弘治條例』は一冊 20～30 葉の薄いものである。それゆえ二十冊もの物理單位をもちながら、掲載範囲は弘治元年から弘治四年までに限られる。

先に触れたように、この鈔本は北京人文科學研究所の書目では『弘治實録』として編年類に分類されており、現在の傅斯年圖書館 OPAC でも

「弘治實錄（弘治條例）」と載っている。傅斯年圖書館では附註に「原書非弘治實錄，此書名係北平人文科學研究所誤加」と説明しており、もちろんそれはその通りなのであるが、このような誤謬をもたらした背景には『弘治條例』第一冊第一葉の内容が大きく関わっている。そこには、

選賢能以任風憲 擇人才以典刑獄
重守令以固邦本 嚴考覈以示勸懲
廣儲積以足國用 節財用以蘇民困
恤土人以防後患 責成效以革奸弊
禁公罰以勵士風 清僧道以杜遊食
纂修

實錄

弘治元年三月初七月都察院題爲陳言振肅風紀裨益治道事……

とあり、この「纂修實錄」と「弘治」を見た北京人文科學研究所のスタッフがこれを「弘治實錄」であると誤って判断したものだろう^④。その實、この「纂修實錄」とはこの時に都察院が上奏した題本「陳言振肅風紀裨益治道事」に開陳された11個におよぶ項目のひとつで、題本内に一つ書きで開陳された内容の見出しを條例名として列挙したものである。上に見える「選賢能以任風憲」から「纂修實錄」までがそれである。また、「實錄」を擡頭してあるのは明代の書式として至極まっとうなことで、すでに『成化條例』のところで見たとおりである。この登録者はおそらく、この擡頭された「實錄」と次行の「弘治」を以てこの書を『弘治實錄』としたのであろう。

【表 4】弘治條例 内容一覽

		掲載範囲	目録	頁數	條例數	備考
第 1 册	弘治元年條例	正月～3月	「正月之三月」 目録缺	31	2	目録缺
第 2 册	弘治元年條例	3月～4月	10a-11b「四月 之六月」	27	6	揃
第 3 册	弘治元年條例	4月	無	27	9	揃
第 4 册	弘治元年條例	4月～5月	無	26	7	揃
第 5 册	弘治元年條例	5月～6月	無	22	6	揃
第 6 册	弘治元年條例	7月	1a-2a「七月之 九月」	31	6	揃
第 7 册	弘治元年條例	7月～8月	無	28	6	揃
第 8 册	弘治元年條例	8月～9月	無	32	5	揃
第 9 册	弘治元年條例	9月～11月	5a-6a「十月之 十二月」	31	14	揃
第 10 册	弘治元年・二 年條例	11月～二年 正月	22a-23b「正月 之六月」	28	8	揃 21bに「共計 壹百肆拾參 葉」
第 11 册	弘治二年條例	2月～3月		27	9	
第 12 册	弘治二年條例	3月～6月		26	10	
第 13 册	弘治二年條例	6月～7月	5a-7a「七月之 十二月」	26	6	八月以降の内 容缺
第 14 册	弘治三年條例	2月～3月	1a-2a「正月之 五月」	32	9	
第 15 册	弘治三年條例	4月～5月		24	9	
第 16 册	弘治三年條例	6月～7月	1a-2a「六月之 十二月」	22	5	
第 17 册	弘治三年條例	9月～10月		25	9	
第 18 册	弘治三年・ 四年條例	11月～四年 正月	14a-17b「正月 之拾貳月」	29	10	
第 19 册	弘治四年條例	3月～7月		23	6	
第 20 册	弘治四年條例	7月～12月		27	5	

現在、各地に傳存する『條例全文』殘本の調査を進めているが、それらが同一シリーズの離れなのか、別シリーズなのかについては答えが出せない。中研院の『成化條例』と『十四十五』のように、同一シリーズ

である可能性が高いものもあるが、『弘治條例』のようにサイズや一冊のボリュームが異なるものもある。ただ、基本的な體裁において統一され、目録の内題や最終頁の「計〇〇葉」という書式においては概ね一致している。これらも含め、上に引いた張伯元の整理表に對するいくつかの疑問は、稿を改めて檢證していかなければなるまい。

第3章 『條例全文』の利用と價值

さて、本章では前章で紹介した三種の條例鈔本が『事類纂』とどう關わり、どのように利用することができるのか、若干の例を示しながら紹介しておきたい。

條例の振り分け

上奏年月日順に題本や聖旨の抜き書きが載録される『條例全文』の中には、一つの題本の中で多岐にわたる内容を議論しているものがある。明人の文集や『明實錄』などに遺る上奏文を見ても、呂坤「摘陳邊計民艱疏」のように一本の上奏で十二の事を陳言することなども珍しくない。條例も本を正せば題本という場合がほとんどであるから、數事が「計して開すらく」の後に開陳されていても不思議はない。

例えば、成化十六年九月二十一日付けの戸部尚書陳鉞による「爲公務事」なる題本は、『條例全文』においては「禁約管員不許科斂、犯罪充軍止終本身者病故不請補、部運官員違限半月十日糧判數過半者免送問、各季歲造軍器巡按御史按季查盤」という恐ろしく長い條例名をもち、その後八葉にわたるこれまた長大な上奏が展開される。内容は官員による科斂の禁止から、罪を犯して充軍している者が病故した場合の處置、軍器の造作に關するものなどさまざまである。

『事類纂』ではこの内容を以下のように振り分けて載せている。

禁約管員不許科斂

卷14 收糧違限「禁約管員

	不許科斂例」
犯罪充軍止終本身者病故不請補	卷 26 縦放軍人歌役「犯罪充軍止終本身者病故不請補」
部運官員違限半月十日糧判數過半者免送問	卷 14 收糧違限「禁約管員不許科斂例」に含まれる
各季歳造軍器巡按御史按季查盤	卷 49 造作不如法「各季歳造軍器巡按御史按季查盤」

それぞれ冒頭の日付・題奏者・題目は共通していて、「計開」の後に、それぞれの内容が抜き書きされている。これも司法衙門での検索の利便性を考えれば、『條例全文』より數段使いやすさを追求した形と言えるだろう。ただ、『事類纂』がそのように條例を再編集したものであることを踏まえれば、もとの形式を保つ『條例全文』との對照が不可缺である。

現存しない條例の復元

『事類纂』には現在、總目や卷頭目錄に條例名が載っていないながら、本文が失われている「有目無文」の條例が 26 條ある。有目無文にも二種類あり、『事類纂』流傳の過程で冊子がまるごと失われているものと、鈔寫の過程で抜け落ちたと考えられるものがある。

前者の例としては、『事類纂』卷二・名例類・王府條例の後半 18～27 條が完全に失われているのがそれである。『事類纂』は現在 64 冊分（但し、8 冊に洋裝合冊されている）が傳わっているが、「皇明條法事類纂 卷□□」という題簽のついた 50 冊と、題簽のない 14 冊（いわゆる不分卷）が別個にされている。14 冊のうち 13 冊は小島浩之らが明らかにしたように、ある卷の第二分冊にあたるため題簽がないものである。すなわち、卷二も本來二分冊本だったのであろうが、後半第二冊がすでになく、その内容も失われてしまったのである。後者の例は、筆者が見つけた限り下記の表に列挙した。

【表5】『事類纂』有目無文條例一覽

	卷	類	目	條例名	條例全文内の對應條例 「條例名」(『鈔本』(冊)、年月日、掲載頁)
1	2	名例	王府條例	王府官員犯罪發落	「王府官員犯罪發落」(『弘治條例』(7)、弘治3年9月18日、4a-6a)
2	2	名例	王府條例	王府官不守本分尋事改調者杖罪還職待罪調邊衛	「王府官不守本分尋事改調者杖罪還職待罪調邊遠各邊巡撫官照資格陞遷小過有巡撫等官無過者勉留辦事」(『弘治條例』(8)、弘治4年正月19日、22b-27b)
3	2	名例	王府條例	王府旗軍人等犯罪除死罪軍本奏請發落餘罪照軍職事例類奏發落	「王府官軍人等犯罪除死罪及情重奏請餘罪照軍職事例發落」(『弘治條例』(9)、弘治4年3月20日、4b-6a)
4	2	名例	王府條例	王府軍職犯該因公小過照文職例罰贖還職	「王府軍職犯該因公小過照文職例罰贖還職」(『弘治條例』(9)、弘治4年4月2日、9a-12a)
5	2	名例	王府條例	王府發放事務都布按等衙門奏請待旨施行及長史司不許受理詞狀	「王府發放事務都布按等衙門奏請待旨施行及長史司不許受理詞狀」(『弘治條例』(9)、弘治4年7月12日、17a-23a)
6	2	名例	王府條例	王府官軍拜外投托人等撥置生事杖罪以上官降調邊衛差操軍發邊衛充軍答罪拜別項罪名俱照常例發及官一體參奏	不明
7	2	名例	王府條例	各郡王將軍管家內使官校人等到州縣用強生事兌支祿米害人杖罪以上調衛充軍內使王府官奏請發落	不明
8	2	名例	王府條例	各府郡王將軍中尉若與親王無干及不係機密重情無故驀越具奏旨下所司查例上請	「各府郡王將軍中尉若與親王無干及不係機密重情無故驀越具奏旨下所司查例上請」(『條例全文』㉟、弘治6年7月8日、pp.495-505)

9	2	名例	王府條例	王府官員有過名者例該改調緣	不明
10	2	名例	王府條例	王府官犯罪若因人連累及過誤律該答杖者就彼問擬奏請若係希圖改調故意犯罪及干礙行止拜流徒以上者俱解京再問奏請發落	「王府官犯罪若因人連累及過誤律該答杖者就彼問擬奏請若係希圖改調故意犯罪及干礙行止拜流徒以上者俱解京再問奏請發落」(『條例全文』④⑩、弘治 7 年 2 月 24 日、pp.23-28)
11	14	戶	收糧違限	通行各處大戶欠糧五十石以上附近二百石以上俱邊遠充軍其有司差人勾攝聚衆打奪係異姓及槌師手亦充軍	不明
14	14	戶	收糧違限	有司軍衛措置預備倉糧分別糧數黜陟罰俸及三年一次查盤糧數例	「有司軍衛措置預備倉糧分別糧數黜陟罰俸及三年一次查盤糧數例」(『弘治條例』(14)、弘治 3 年 3 月 2 日、14b-23b)
15	29	兵	盤詰奸細	巡檢司止許盤詰不許受理詞狀	「巡檢司盤詰文引并官吏刁蹬取財問罪例」(『成化條例』(5)、成化 16 年 3 月 11 日、40a-41a)
16	29	兵	移(私)出外境及違禁下海	申明禁約違式船隻出海船接番貨	不明
17	29	兵	移(私)出外境及違禁下海	通番正犯極刑家口充軍軍職受財故縱犯該雜犯犯罪者福建浙江發廣東廣東發廣西立功五年滿日回衛帶俸	不明
18	29	兵	移(私)出外境及違禁下海	通行內外私販硫黃五十斤以上焰硝百斤以上者問罪硝黃入官賣與夷人者絞賣與鹽徒者充軍	不明
19	30	兵	宰殺馬牛	奏宰殺耕牛事	不明
20	30	兵	宰殺馬牛	奏陳言事	不明
21	30	兵	宰殺馬牛	申明私宰耕牛事例	「申明私宰耕牛事例」(『條例全文』⑳、弘治 6 年 5 月 6 日、pp.465-469)

22	31	兵	隱匿孳生 官畜產	處置寄養馬匹買補期限及管 馬官降調竝人戶盜賣知情和 買充軍哨瞭擺站例	「處置寄養馬匹買補期限及管 馬官降調竝人戶盜賣知情和 買充軍哨瞭擺站例」(『弘治條 例』(2)、弘治2年3月19日、 1a-5b)
23	31	兵	多乘驛馬	用強包攬運河閘夫二名以上 軍發邊衛民竝餘丁發附近俱 充軍攬當一名不會用強生事 枷號一月照常例發落例	不明
24	37	刑	辨明冤 〔枉〕	爲事官訴冤遞回辨理	不明
25	37	刑	辨明冤 〔枉〕	法司遇有冤抑務要從公推情 辨理不許顧忌殘害無辜例	「法司遇有冤抑務要從公推情 辨理不許顧忌殘害無辜例」 (『成化條例』(2)、成化13年 3月14日、45a-55a)
26	44	刑	閹割火者	容留淨身人在京潛住通拏究 治奏請發落例	「容留淨身人在京潛住通拏究 治奏請發落例」(『成化條例』 (5)、成化16年7月27日、 92a-93a)

以上のごとく、これら『事類纂』が失った條例は、『條例全文』によつてある程度の復元が可能であることがわかるだろう。

繫年の勘誤

『事類纂』利用時に大きな問題になるのは、その鈔写および繫年の誤謬が甚だしいことである。すでに筆者らが公開した譯註稿でも、卷四八・刑部類・斷罪引律令「陳言干礙法司條例須要會議例」の上奏年月日確定に天一閣本の『條例全文』を用いた。^④

上述の通り、『事類纂』は條例を切り分けて、各類目に振り分けているが、中には全く同じものが別目に見られることがある。例えば卷二十・戸部類・把持行事「交通夷人發邊遠充軍例」は、卷二九・兵部類・移出外境及違禁下海「禁約在京人不許與北虜使臣交通」と全くの同文の聖旨であるが、前者は「成化十三年二月二十五日」、後者は「成化十一年六月

二十五日」という具合に繫年に大きな開きがある(表7)。これを『成化條例』で推すと、本件が「成化十三年二月十五日」付けの「交通夷人發邊遠充軍例」であることが分かる。すなわち、『事類纂』は両方ともに書き誤っていることを『條例全文』が證明してくれている。もちろん、同じく鈔本である以上、『成化條例』の誤寫の可能性も否定できないが、少なくとも年月日順に整理されている『條例全文』の場合、掲載冊から年が確定できることと、前後の條例の日付から月日もある程度絞り込めるため、こと繫年において『事類纂』より信が措けるのは言うまでもない。また、兵部類に載る成化十一年六月二十五日付けの「禁約在京人不許與北虜使臣交通」という條例も、『成化條例』の中に確認できる。そしてこれが、本來別内容の條例でありながら、冒頭がよく似ているために、「交通夷人發邊遠充軍例」をその本文として錯入していることが分かる。

こうした諸點も、『條例全文』との對校が『事類纂』利用上いかに重要かを如實に表していよう。

【表6】「交通夷人發邊遠充軍例」比較表

卷二〇・戸部類・把持行事 「交通夷人發邊遠充軍例」	卷二九・兵部類・移出外境及違禁下海 「禁約在京人不許與北虜使臣交通」
<p>交通夷人發邊遠充軍例 成化十三年二月十五日、都察院掌院事太子少保兼左都御史李、於奉天門欽奉聖旨、如今進北尊長敬順天道、遵事朝廷、專差使臣等赴京朝貢、恁都察院使出榜在京會同館、直抵大同・宣府・居庸關等處人煙輳集去處張掛、曉諭官員軍民人等知道、但是使臣人等入境、及到京、不許人欺侮他、及偷盜馬駝等物。官員軍民人等買馬等項、務要照依時價、於會同館等衙門內兩平交易、不許令其出入市肆、及將一應兵器出賣與他。來的使臣本畏法度、多因這裏住的回回達官人等教唆、以致與爭鬧。今後都不許與使臣人等說話、敢有這等的、着錦衣衛差人體察得實、都全家發邊遠充軍。 欽此。</p>	<p>禁約在京人不許與北虜使臣交通 成化十一年六月二十五日、都察院掌院事太子少保兼本院左都御史李、欽奉聖旨、如今北虜敬順天道、尊事朝廷、專差使臣等赴京朝貢、恁都察院使出榜在京會同館、直抵大同・宣府・居庸關等處人煙輳集去處張掛、曉諭官員軍民人等知道、但是使臣人等入境、及到京、不許人欺侮他、及偷為駝等物。官員軍民人等買馬等項、務要照依時價、於會同館等衙門內兩平交易、不許令其出入市肆、及將一應兵器出賣與他。來的使臣本畏法度、多因這等住的回回空官人等教唆他、以致與爭鬧。今後都不許與使臣人等說話、敢有這等的、着錦衣衛差人體察的實、都全家發邊遠充軍。 欽此。</p>

後掲整理表の説明

以上に紹介したような『條例全文』と『事類纂』の対照から得られることは多く、またその研究上の必要性は言を俟たない。ここでは紹介程度にとどめたが、これについては別稿で詳しく論じたい。そのための基礎的整理作業として、今回は筆者が作成した條例内容の一覧表を後頁に掲載し、その地固めをしておきたい。

表のたて列はいずれも右から、①通し番號、②冊號、③冊内番號、④目録名、⑤條例名、⑥日付、⑦題奏者官銜姓、⑧文書形式、⑨題目、⑩對校可能テキスト、⑪掲載頁の順に列んでいる。まず①の通し番號は各鈔本ごとに目録も條例も含めて、番號を振ってある。②の冊號は、その條例が何冊目に掲載されているかを示し、その冊内の條例に番號を振ったものが③の冊内番號（表内では内號）である。例えば成化條例の通し番號1番は目録であるため「0」とし、通し番號2番の「各處軍民人等綁打本管職官者解京問發充軍」が「1」、すなわち1冊目の1つ目の條例ということになる。

『條例全文』には一定期間、嚴密には條例數にして20～30件ごとに「目録」がつけられているが、その目録に載る題名（④目録名）と、條例の冒頭に書かれる題名（⑤條例名）が完全には一致しないことがある。多くは最後の「例」字が目録名に脱けていたり、魯魚亥豕の誤りがあったりといった些細なものである。ただ、條例名と目録名の比較は、目録がどのタイミングで作られたのかを調べる上で非常に重要である。

⑥から⑨までは実際に條例化した題本を用いて説明しよう。

成化十年六月二十九日、大理寺卿宋 等題、爲清理條例事。

これはすでに譯註稿で紹介した『事類纂』卷四八と天一閣本『條例全文』に見える「陳言干礙法司條例須要會議例」の冒頭である。『條例全文』にしても『事類纂』にしても、多くはこのように始まる。この場合、「成化十年六月二十九日」が⑥の日付となり、「成化 10.6.29」という具

合に示してある。正月は「成化14.1.30」のように「1」としておこし、閏月は「成化7.閏9.4」のようにしてある。つづく「大理寺卿宋」が⑦の題奏者官銜姓で、これは宋旻のことを指すが、表ではそのままの表記でおこしてある。これは同じ官銜・同じ人物でも條例ごとに表記が異なるためである。例を挙げれば、陸瑜の場合、「刑部尚書陸（成化條例1-21）」と書いたり、「刑部等衙門尚書等官陸（成化條例1-26）」と書いたりと同時期のものでも一定しない。⑧の文書形式はこの場合は「題」すなわち題本であり、それがほとんどであるが、中には「奏」や「詔」「聖旨」、不明なものもある。⑨の題目は、この文書の題目を指し「爲清理條例事」がそれにあたる。宮崎市定の言葉を借りれば、この爲事の二字は別に意味なく、初めと終わりの括弧だと思えばよいのだが、この表では「爲～事」まで含めておこしてある。

⑩の對校可能テキストは筆者が探し得た限りのものを「【231】卷8(附-120)」の様に示してある。【】内の番號は別稿にて公開する『事類纂』條例整理表との對照を想定した独自の整理番號である。ついで卷號を示し、さらに、()内には當面の利用の便を考えて、楊本に準據した整理番號を附してある。

最後の⑪掲載頁は鈔本における何葉目の表裏どこに掲載されているのかを「10b-11a」のように示してある。この場合、10葉裏から11葉表までということになる。傳圖に足を運べば、この鈔本の畫像を善本データベースで見ることができが、その際、データベースの畫像は見開きで一枚になっているため、本表の掲載頁「a」を基準にデータベース上でページ移動すれば、いちいち頭から捲らなくともよい。なお、目録の掲載順と實際の掲載順が異なる場合、目録の順を優先した。⑪掲載頁に順序の前後が見られるのはそのためである。

おわりに——唐鳳儀と戴金

これまで見てきたように、『條例全文』は、明代中期における法制史研

例において重要な基礎史料である。本稿は『條例全文』内の條例を整理する中で、筆者が調べえた限りの情報を、現段階で期しうる限り整合的な説明を試みたものである。ただ、まだまだ荒削りで、検討の餘地があることは自ら認めるところであるが、こうした作業は誰かがやらなければ、研究の興隆は望めない。

本稿の締めくくりとして、『條例全文』と『事類纂』をつなぐ手がかりとなる史料を紹介して筆を擱きたい。

前章でも紹介した唐鳳儀は嘉靖八（1529）年に會典重修のために『條例全文』を史館に送ることを提言した人物である。彼と『事類纂』の撰者とされる戴金とは嘉靖年間の四川という共通点がある。

先に示したように唐鳳儀は嘉靖七（1528）年4月に都察院右僉都御史・四川巡撫として四川に赴き、「歳大いに饑するに値たり、疏して賑濟を請ふも、全活するに筭^{はか}無し。芒部跳梁せし時、征勦を議し、溽暑に師を出すに、鳳儀疏して請ふらくは兵を息めて、沙保を擒^{やす}ふるを計らんことを。蜀人大いに悦ぶ」と伝えられる働きを見せる^④。戴金のほうは、これに先立ち嘉靖六（1527）年、巡按御史として四川に赴いている^④。

このころ、四川の周邊は烏蒙・烏撒・東川・芒部といった土司が治めており、嘉靖四（1525）年に芒部の土司隴壽が弟の隴政に殺害される事件が起こり、それを重く見た兵部は芒部を鎮雄府と改めて知府を置いて土司の統治権を剝奪することとした。同六（1527）年、これに反発した芒部の沙保が隴壽の子隴勝を擁して亂をおこし、鎮雄府を攻陥して試知府程洸から印を奪った。これを受けて兵部は都御史王廷相、總兵牛桓にこれを平定せしめ、沙保も一度は投降したものの、沙保が土司復活を諦めていないことから、瀘州守備丁勇らがそれを捕える動きをみせた。それに怒った沙保は再び亂をおこすに至る。戴金・唐鳳儀兩名はともに、この反亂鎮壓に獻策の面で功績をあげたのである^④。嘉靖八（1529）年三月の季、この反亂鎮壓の論功行賞を實録は斯く伝える。

四川巡按御史戴金、勘して芒部を平ぐるの功罪を上る。「計すらく、賊首沙保等八人を斬り、其の屬七人を生擒す。卿道九十五人、功有るは則ち參議姚汝皋、副使韓士英、僉事楊鰲、副總兵何卿、參將魏武、都指揮余承恩・曹元、協守余方、舍人魏寅、宣撫奢爵なり。而るに武と寅・爵とが功、^{とりわ}尤げ多し。官舍張鸞等、並びに土舍奢豹が功、之に次ぐ。官舍宋師夔等、並びに土舍王鳳昇等も又た之に次ぐ。罪有るは則ち四川參政王遵、僉事張文奎、主事苗汝霖なり」と。兵部覆言すらく、「姚汝皋ら七人、並びに奢爵は宜しく賞すべし。魏寅及び張鸞等は、勘して議 明らかなるを候ちて處せ。張文奎は已に調任し、王遵・苗汝霖は事を失すること稍や輕ければ、當に之を宥すべし。都御史唐鳳儀・御史戴金、能く廟謨を奉り、夷衆を撫安したれば、功は當に首として論ずべし」と。

上、命すらく、先づ姚汝皋及び奢爵等を賞し其餘は勘を候て。唐鳳儀・戴金に銀幣を賜ふに差有りと。^④

(『明世宗實錄』卷九九・嘉靖八年三月辛酉(26日)條)

唐鳳儀による『條例全文』に關する進言がこの直後四月の事であることを考えると、ともに監察衙門に身を置く彼らは、四川における交流の中で唐鳳儀が持っていた『條例全文』、あるいはそれに類する條例編纂物を用い、その活用のなかで、さらなる利便性を追求し、『大明律』の篇目に遵って編輯しなおした『事類纂』を戴金が生み出したのではないだろうか。もちろんこれは現段階での筆者の推測に過ぎないが、「天下の孤本」『事類纂』に『條例全文』というパートナーを引き合わせるという本稿の趣旨に叶うのではないだろうか。

ここまで淺學を顧みず稚拙な解説を試みてきたが、本稿の主役はあくまでも後掲の整理表である。この表によって國內外の『事類纂』利用者がさらに正確な釋讀をおこない、各條例のより精緻なテキスト校定に役立てられ、明代史および法制史の研究がさらなる深化を遂げる一助とな

れば幸いである。⁵⁰

注

- ① 長澤規矩也「皇明條法事類纂を觀る」(『長澤規矩也著作集』4、汲古書院、1992年。初出は『書誌學』(15)2、1940年。)に「此書、實は北清事變後、市村博士が軍の接收圖書中より選出、軍に託して將來せられしものなりと、同博士より聞きぬ」とあり、この出張については「市村博士年譜略」(『市村博士古稀記念東洋史論叢』富山房、1933年)明治卅四年卅八歳の條に
五月、支那北京へ出張し、團匪亂後の紫禁城及び文淵閣四庫全書、内閣東大庫等の典籍を調査す。
と見える。また、東京帝大附屬圖書館の藏書印によれば、寄贈の年月日は、明治三十四(1901)年十月一日であり、第一冊の表紙裏には「陸軍歩兵大佐竹中安太郎氏寄贈」とあることから「軍に託して將來」との事實も確認できる。古典研究会影印本に附された長澤氏の解題にも「同博士御自慢の將來本で、私はたびたびこのお話を承った」とあるため、長澤氏の敘述を信頼するものとする。
- ② 本書の解題としてはつとに、仁井田陸「舊鈔本『皇明條法事類纂』私見」(『補訂中國法制史研究 法と慣習・法と道德』東京大学出版会、1991年。第2部第13章。初出は『東洋學報』(27)4、1940年)があり、最近のものとしては小島浩之「『皇明條法事類纂』電子化割記：文獻學・資料學とデジタルアーカイブズのほざま」(『漢字文獻情報處理研究』(18)、2019年)がとりわけ多角的な分析をおこなっている。
- ③ これについては、滋賀秀三が『中國法制史論集』(創文社、2003年)第1章「法典編纂の歴史」において、洪武三十年における律詔を附載した大明律頒行の意義を「刑事法源の律への一元化」と位置づけ、洪武三十五年の永樂帝即位詔から、天順八年の成化帝即位詔まで、條例・榜文の革去と「一に大明律に依りて科斷せよ」との内容が見られることを確認している(同書p.272注⑨参照)。その上で、弘治帝即位詔に同内容が見られず、その弘治十三(1500)年に問刑條例が作られるのをもって「歴史は新しい段階に入ったとすることができる」という。
- ④ 影印本は、見開き(左に後葉表、右に前葉裏)で撮影した寫眞を切り貼りして版心が中心にきた原形(左に裏、右に表)にし、それをB5版1ページに上下段2葉分影印してあるために、書影が小さいうえに、ぼやけて不明瞭である。點校本はそれを見事に翻刻して句讀を切つてある點は評價できるが、その訂補部

分についての根拠が校勘記その他に示されておらず、これも参考程度にしか用いることができない。

- ⑤ 「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ」<https://iif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/koumin/page/home> (2020/08/15 最終閲覧)
- ⑥ 斯く申す筆者も譯註稿(上)——明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸・豊嶋順揮「『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令譯註稿(上)」『立命館文學』(662)、2019年——において、『條例全文』への目配せを怠っていたために、譯註稿(中)——明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸「『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令譯註稿(中)」『立命館文學』(663)、2019年——で大幅な補訂を出すこととなった。
- ⑦ 黄彰健「明代律例彙編」序(『明代律例匯編』上、中央研究院歷史語言研究所專刊七十五、1979年所収)、および張伯元「『條例全文』殘卷考略」(楊一凡(主編)『中國法制史考證』甲編・第六卷・歷代法制考・明代法制考、中國社會科學出版社、2003年所収)は、その代表的なものである。
- ⑧ 中國では劉正剛「明成化時期海洋走私貿易研究：基於條例考察」(『暨南學報(哲學社會科學版)』(247)、2019年)黄學濤「明成化禁奢條例變化研究」(『暨南學報(哲學社會科學版)』(243)、2019年)などが傳圖所藏『條例』を利用している。國內では筆者らが公開予定の譯註稿(下)が最初になろう。
- ⑨ 山本英史編『中国近世法制史料讀解ハンドブック』(東洋文庫、2019年)「三明代法制史料」は濱島敦俊による。
- ⑩ 嚴密には六部構成の「元年律」はその後、「七年律」で唐律式の十二篇構成となり、「九年律」で十三條を改定した後、「二十二年律」で名例律を首においた現存の形式となり、「三十年律」で完成したとするのが『明史』刑法志や『明太祖實錄』が示すところであるが、滋賀秀三は何廣『律解辯疑』(洪武十九年序)をもってそれを否定的に檢證し、史書との相違を、律令改定は終始朱元璋の強烈な個性によって掌握されており、改定後すぐに実施せしめた結果として「九年律」までの「中間律」が『律解辯疑』のような書物に残ったものと分析する。滋賀秀三『中國法制史論集 法典と刑罰』(創文社、2003年)第一章第八節 pp.212-217
- ⑪ 黄彰健「明洪武永樂朝的榜文峻令」(『明清史研究叢稿』卷二、商務印書館、1976年。初出は『中央研究院歷史語言研究所集刊』46(4)、1975年、pp.557-594)
- ⑫ 『明太祖實錄』卷二三六・洪武二十八年二月條
刑部臣奏、律條與律例〈律條與律例：廣本抱本實訓律例作條例、是也。〉不

同者、宜更定俾所司遵守。上曰、法令者、除防民之具、輔治之術耳。有經有權。律者常經也。條例者一時之權宜也。朕御天下將三十年、命有司定律久矣。何用更定。

ここにみえる「律例」は校勘記の指摘するように「條例」の誤り。また讀みにくい「除」字についても、衍字である可能性が高い。『明太祖實訓』卷三・守法に引く同文では、

洪武二十八年一月（按、洪武二十八年正月無戊子、「一月」當爲「二月」之誤。）戊子、刑部臣奏、律條與條例不同者、宜更定俾所司遵守。太祖曰、法令者、防民之具、輔治之術耳。有經有權。律者常經也。條例者一時之權宜也。朕御天下將三十年、命有司定律久矣。何用更定。

となっており、これを引用した孫承澤『春明夢餘錄』卷四四・刑部一も同様。

⑬ 『皇明祖訓』祖訓首章

一、朕自起兵至今四十餘年、親理天下庶務、人情善惡眞偽、無不涉歷。其中奸頑刁詐之徒、情犯深重、灼然無疑者、特令法外加刑、意在使人知所警懼、不敢輕易犯法。然此特權時處置、頓挫奸頑、非守成之君所用常法。以後子孫做皇帝時、止守律與大誥、並不許用黥刺・髡・劓・閹割之刑。云何、蓋嗣君宮内生長、人情善惡、未能周知。恐一時所施不當、誤傷善良。臣下敢有奏用此刑者、文武群臣即時劾奏、將犯人凌遲、全家處死。

⑭ 『明太祖實錄』卷二五三・洪武三十年五月甲寅條

大明律誥成。上御午門論群臣曰、「朕有天下、倣古爲治。明禮以導民、定律以繩頑。刊著爲令、行之已久。然而犯者猶衆。故于聽政之暇、作大誥、昭示民間、使知趨吉避凶之道。古人謂刑爲祥、刑豈非欲民並生于天地間哉。然法在有司、民不周知。故命刑官、取大誥條目、撮其要畧、附載于律。凡榜文禁例、悉除之。除謀逆并律誥該載外、其襍犯大小之罪、悉依贖罪之例論斷。今編次成書、刊布中外、令天下知所遵守。刑期無刑、庶稱朕恤刑之意」。ちなみにこの敕諭が後に「御製大明律序」として律例刊本に刻されるものの原形となったことは一見して明らかである。

⑮ 基本法典・副次法典・單行指令という三レベル構造の枠組みは滋賀秀三が「通代的な觀察枠組み」（前掲注③、p.16）として示したもので、律と問刑條例そして條例の關係を考える上でも重要である。

⑯ 『皇明詔令』卷一五・成化帝即位詔 內一款

一、凡問囚犯、今後一依大明律科斷、照例運磚做工納米等項發落、所有條例並革去。（…後略）

⑰ 『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令および天一閣本『條例全文』

所收の「陳言干礙法司條例須要會議例」。また、譯註稿（上）・（中）（前掲注⑥）を参照されたい。

⑱ 『明孝宗實錄』卷六五・弘治五年七月壬午條

刑部尚書彭韶等、以鴻臚寺少卿李鏊請刪定『問刑條例』、議曰、「刑書所載有限、天下之情無窮。故有情輕罪重、亦有情重罪輕。往往取自上裁、斟酌損益、著爲事例。蓋此例、行於在京法司者多、而行於在外者少。故在外問刑多至輕重失宜。宜選屬官、彙萃前後奏准事例、分類編纂、會官裁定成編、通行內外、與大明律兼用。庶事例有定、情罪無遺」。從之。

なお、譯註稿（中）において、この史料をもって『條例全文』の成立と見なすかのような敘述をしたが、それは誤りである。訂正しておきたい。

⑲ 『事類纂』卷四八「陳言干礙法司條例須要會議例」（前掲注⑱）に祝淵の題奏として「要將五府・六部・都察院・大理寺等衙門、備查在京・在外・遠年・近日節次條例、開具揭帖、會同內閣重臣、精選符合律意、允協輿情、明白簡約者、歸類條陳。伏乞聖明裁決、定爲見行條例、或刊印成帙、通行兩京大小衙門及在外司・府・州・縣、俾各官吏遵守」とみえる。

⑳ 駱兆平『新編天一閣書目』（中華書局、1996年）p.97。ただ、筆者の持つ版は「條件全文」と誤植している。

㉑ 『明世宗實錄』卷一〇八・嘉靖八年十二月丁丑（15日）條

四川巡撫都御史唐鳳儀言、「臣 往年、曾將法司相傳輯錄『條例全文』、謄一部計六十四卷、始天順八年乞弘治七年。所載皆列聖因時沿革之政令也。今重修『會典』、請得增入、詔送史館採擇」。

㉒ 『明一統志』卷六三

唐鳳儀。邵陽人。事親恤族、內行純備。登正德戊辰進士、授行人、拜監察御史。出按蘇松浙江。風裁凜然、不避權勢、擢應天府丞、進僉都御史・巡撫四川。上疏救荒止征勦、擒獲沙保、振旅息兵、蜀民大悅。尋丁母憂、以疾卒。省志。

『湖廣通志』卷五〇・鄉賢志・寶慶府・唐鳳儀傳

唐鳳儀。明一統志。邵陽人。正德戊辰進士。授行人、拜監察御史、出按蘇松、再按浙江、釋疑獄。表忠節、禁奢侈、風紀肅然、擢應天府丞、進僉都御史・巡撫四川。值歲大饑、疏請賑濟、全活無算。芒部跳梁時、議征勦、溥暑出師、鳳儀疏請、息兵計擒沙保。蜀人大悅。陞左副都御史。母艱歸。卒賜祭葬、蔭一子。

㉓ 王旒（1482-1540）は、字は成玉、別號は悔齋、山東濟南府濟陽の人で、嘉靖二（1523）年の進士。注㉔に示した李開先撰の墓誌銘は、その最も詳細な傳

記史料である。

- ②4 李開先『李中麓問居集』文之七・墓誌「中順大夫彰德府知府王公合葬墓志銘」嘉靖癸未、公登進士第、孺人卒已數年矣。每對隨嫁婢子輒太息曰、吾以三朝秋舉、六試春官、從事典籍、積二十年、以爲老死蠹魚、終於拓落。今叨甲第之榮、吾結髮、妻顧不得以一見平時伴、燈火而望成立者、何在、痛哉痛哉。嗟乎痛哉。試政都察院、除授行人、司行人以公差時、過繡江門、謝公固不背、本繡江能識士於未遇、亦進士中之有法眼者歟。行人三年、人悉望其有科道之、乃止陞本司、司副公敦朴不自文、又執古不善趨承權貴人、其不與有以也。司副二年、稍遷刑部福建司署員外郎、乃取『比部招議』『條例全文』及『王端毅駁稿』三書、時時抱而讀之。及臨事猶問之吏人、或告之云、招啓情節聯比而重在議頭、且於外省文移繁簡迥別、雖府推知縣入部者、猶必習而後知矧。
- ②5 陳璋 (1470-1541) は、字は宗獻、號は省齋、樂清の人。弘治十八 (1505) 年の進士で、官は刑部主事に至る。主な傳記史料は『國朝獻徵錄』卷四十六・刑部三・侍郎一所收の雷禮「刑部侍郎陳璋傳」など。
- ②6 王恕 (1416-1508) は、字は宗貫、號は介庵・石渠、陝西西安府三原の人。正統十三 (1448) 年の進士。主な傳記史料は『明史』卷一八二本傳など。
- ②7 『王端毅駁稿』なる書物は現存しない。この書名は、あるいは王槩『王恭毅公駁稿』の誤記である可能性もある。『王恭毅公駁稿』については、陳宇赫『明代大理寺研究』(中華書局、2013年)第四章第三節『『駁稿』研究』および附録二「王恭毅公駁稿」を参照。
- ②8 晁瑛 (? -1560) は、字は石君、號は春陵・鏡湖、開州の人。嘉靖二十 (1554) 年の進士。主な傳記史料は『四庫總目』卷八七・史部四三・目錄類存目・寶文堂分類書目の提要など。
- ②9 〔明〕晁瑛撰『晁氏寶文堂書目』不分卷(『中國著名藏書家書目匯刊』(7)、商務印書館、2005年)は『文淵閣書目』に似た分類法で、この條例全文についてはなぜか別項目に二回出てくる。「史」の項目に「條例全文三十二卷」(p.39)とあり、「經濟」の項目にも「條例全文」(p.231)と見える。
- ③0 『千頃堂書目』は臺灣國家圖書館現藏の舊鈔本十四冊本(書號 04992)、臺灣故宮圖書文獻館現藏の舊鈔本十六冊本(平圖 010721-010736、美國國會圖書館攝影北平圖書館善本膠片 554-555)、舊鈔本 C(平圖 010737-010754、美國國會圖書館攝影北平圖書館善本膠片 556-557)を確認。いずれも國家圖書館古籍特藏資源 (<http://rbook.ncl.edu.tw/NCLSearch/>) にて寫眞が公開されている。『明史』藝文志は中華書局本を参照。なお、『千頃堂書目』の成立については井

上進『千頃堂書目』と『明史藝文志』稿』（『東洋史研究』57（2）、1998年）に詳しい。

- ③① 例えば臺灣國家圖書館現藏の舊鈔本『天一閣書目』（書號04975）の林佶跋には、

近代海内藏書家、江南則海虞錢氏之絳雲樓、江寧黃氏之千頃齋、崑山徐氏之傳是樓。浙東西則嘉興朱氏之曝書亭、鄞縣范氏之天一閣最著。顧錢黃二家書、皆久散佚、僅存其目。而傳是樓與曝書亭、予皆至其處獲觀其架上之度。然不十餘年、而物換星移、亦漸就雲烟散矣。獨范氏書亡恙。聞其子孫、世守扁鐫於祠堂中謹護藏得勿佚。予欲見其書目久而未得。今春介夫先生以其手錄本借觀、所臚列甚夥、然精騎勁卒皆匿不見。豈懼為強者掠、即荀子孫能以是為猶愈於衛而自鬻者矣。設或不然則夜郎自王恐不足以語漢大也。康熙丁酉三月九日、鹿原林佶跋於警露軒。

- ③② 天一閣の藏書目については、駱兆平『新編天一閣書目』序に詳しい（pp.3-5）。
 ③③ 駱兆平「天一閣明鈔本聞見録」（『新編天一閣書目』p.289）にはそれぞれについて、

歷年條例九卷 成化元年纂修。藍絲欄抄本。見阮目・薛目。

成化條例三卷 不著編者名氏。棉紙抄本。見劉目。

とあり、『歷年條例』は『條例全文』とは異なる史料である可能性が高い。

- ③④ 張伯元「『條例全文』殘卷考略」（楊一凡主編『中國法制史考證』甲編・第六卷・歷代法制考・明代法制考、中國社會科學出版社、2003年所收）p.371
 ③⑤ 黃彰健『明代律例彙編』上册p.116。『中國法制史書目』上册p.16。
 ③⑥ この事業の詳細な成立過程については、阿部洋「『對支文化事業』の成立過程」『日本の教育史學』（21）、1978年、同「『對支文化事業』構想の形成過程」（『アジア教育史研究』（12）、2003年など、阿部洋氏の一連の研究に詳しく、阿部洋『『對支文化事業』の研究：戦前期日中教育文化交流の展開と挫折』（汲古書院、2004年）にまとめられている。また、山根幸夫『東方文化事業の歴史』（汲古書院、2005年）も簡にして要を得ている。
 ③⑦ 当初の日本側委員は入澤達吉、服部宇之吉、大河内正敏、太田爲吉、狩野直喜、山崎直方、瀬川淺之進の七名、中國側は湯中、王樹枏、王式通、王照、柯劭忞、賈恩紱、江庸、胡敦復、鄭貞文、熊希齡、鄧萃英の十一名。中國側各委員の略歴については、北平人文科學研究所編『東方文化事業總委員會並北平人文科學研究所の概況』1935年（以降『概況』）に見える。『概況』によれば、このうち太田爲吉は1925年に轉任し、堀義貴が繼任、また熊希齡の辭任を受けて梁鴻志が着任している。1926年、大内暢三が任命され日本側委員が八名となる。

1927年には鄧萃英の後任に楊策が入る。

- ③⑧ 同章程の全文は前掲注『概況』9a-bに見える。
- ③⑨ 『北京人文科學研究所藏書簡目七卷附書名索引』（北京人文科學研究所、民國二十七年（1938）年。排印本）史部・編年8aに「弘治實錄〈明劉健謝遷等奉敕撰 鈔本〉二帙・二〇冊」とあり、史部・詔令奏議・奏議93aに「皇明成化十四十五年條例〈不著編人名氏 鈔本〉一帙・二冊」とあり、史部・政書・法令・律例108aに「皇明成化條例〈（七年、十一年、十三年、十四年、十六年至十九年、二十二年）成化間定 明鈔本〉二帙・九冊」とある。
- ④⑩ 「教育部平津區特派員辦公處移交東方文化事業總會圖書傢具清冊」（中研院史語所傅斯年紀念室所藏）

東方文化事業總委員會及附□□□（展示の都合で判讀不能）

一、負責移交及接收者

甲、原負責移交及接收者

原負責接收者 教育部平津區特派員 沈兼士

原負責移交者 橋川時雄

時間 民國三十四年十月五日

乙、現負責移交及接收者

負責接收者 傅斯年（印）

負責移交者 沈兼士（印）

中華民國卅五年八月一日

この史料は現在、中研院史語所傅圖内の傅斯年紀年室に展示されており、筆者は2019年10月2日に確認した。

- ④① ただ、『皇明成化條例』内各冊子にも微妙な紙質の差があり、今般の調査では料紙について詳細な調査をおこなってはいないため、今後の調査が俟たれる。
- ④② これについては黄彰健「明代律例彙編」序（『明代律例匯編』上、中央研究院歷史語言研究所專刊七十五、1979年。所収）p.3にも言及されている。
- ④③ 残る1冊は嘉靖六年の紀年を持ち、戴金が上奏者として登場することから、『事類纂』の一部とは考えにくい。
- ④④ 前掲注⑥。譯註稿（中）p.39
- ④⑤ この二條が同内容の聖旨であることは、豊嶋順揮氏にご指摘いただいた。
- ④⑥ 前掲注②『湖廣通志』
- ④⑦ 『國朝獻徵錄』卷三九・兵部二・袁煒「兵部尚書龍山戴公金行狀」

歲丁亥、被命授川蜀。蜀去京師遠、與滇隣。滇賊安詮者、誘其黨構爲亂、攻掠郡邑、蜀民煽恐。事聞廷議興兵誅之、公念蜀方早疫瘠、臻民死者道相望。

儻軍興給餉、是寇未殄、而民殲矣。乃抗疏乞罷兵、躬入險阻撫平之、已復疏請帑金二十萬、通商市糴、具藥給種、諸可以瘳民裨政者、舉無遺策。以故全蜀之民得不隳於溝壑者、公寔更生之也。未幾、兵戶二部以公靖寇賑饑功、宜獲顯褒、乃連章條上公績、輒被溫綸雨受銀綺之賜。

④8 このことは『明史』卷三一・四川土司一にも見える（中華書局版 pp.8007-8008）。

④9 『明世宗實錄』卷九九・嘉靖八年三月辛酉條

四川巡按御史戴金、勘上平芒部功罪。「計、斬賊首沙保等八人、生擒其屬七人。卿道九十五人、有功則參議姚汝皋、副使韓士英、僉事楊鰲、副總兵何卿、參將魏武、都指揮余承恩・曹元、協守余方、舍人魏寅、宣撫奢爵。而武與寅爵之功、尤多。官舍張鸞等、并土舍奢豹功、次之。官舍宋師夔等、并土舍王鳳昇等又次之。有罪則四川參政王遵、僉事張文奎、主事苗汝霖」。兵部覆言、「姚汝皋七人、并奢爵宜賞。魏寅及張鸞等、候勘明議處。張文奎已調任、王遵苗汝霖失事稍輕。當宥之。都御史唐鳳儀・御史戴金、能奉廟謨、撫安夷衆、功當首論」。上命、先賞姚汝皋及奢爵等其餘候勘。賜唐鳳儀・戴金銀幣有差。

⑤0 なお、天一閣本・北圖本、さらには事類纂そのものについても別稿にて同様の整理表を公開する準備がある。また、中研院には『大明九卿事例案例』という鈔本があり、これにも『條例全文』『事類纂』と共通する條例が収録されている。目下この史料についても調査中であるが、『大明九卿事例案例』には嘉靖・萬曆朝の事例も相當數含まれることが分かっている。續報を俟たれたい。

附記 本研究は主として立命館大學国際的研究活動促進研究費（2019年度）の助成を受けておこなったものです。臺灣での調査は臺灣教育部華語文獎學金（2018年度）による留學が、研究環境の擴充には立命館大學大學院研究會活動支援制度による明律研究會への助成（2017-2019年度）がそれぞれ大きな役割を果たしました。本稿はこれら三者の複合的成果というべきものです。また、簡凡雯女士ほか中研院史語所傳圖の職員各位にも多くの便宜を頂きました。ここに識して謝意を表します。

（本學東洋史學專修博士課程後期課程）

中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本『條例全文』殘本三種について 猪俣貴幸

皇明成化條例 整理表

1/10

No	冊	内號	目錄名	條例名	日付	題表者官銜姓	文書形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
1	1	0	皇明成化庚午年條例目錄	正月之拾貳月			目錄		無	1a-4a
2	1	1	各處軍民人等掛打本等職官者解京開發充軍	各處軍民人等但有掛打本等職官者悉解京開發充軍	成化7.1.6	都察院左都御史李	題	爲丁頑朋惡欺打職官事	【984】卷36 (36-13)	4b-6b
3	1	2	禁約京城服飾酒席者併并販賣寶石及大樓脚院者重罰編發充軍	禁約京城服飾酒席者併并販賣寶石及大樓脚院者重罰編發充軍	成化7.1.7	刑部	題		【631】卷22 (22-6)	7a-7b
4	1	3	在京六部都察院等衙門及學科學道官各舉一人查取除授守令其後若犯贓污等事連坐舉主	在京六部都察院等衙門四品五品管事官及掌科給事中掌道御史各舉一人查取除授守令其後若犯贓污等事連坐舉主	成化7.1.24	吏部尚書	題	爲陳言慎選守令事	【208】卷8 (8-14)	8a-10a
5	1	4	在外婦人犯罪非姦盜不孝并蓄無力者俱照在京納紗贖罪	在外婦人犯罪非姦盜不孝并蓄無力者俱照在京納紗贖罪 (本文改)	成化7. .	刑部廣西清吏司	題	爲祭祀事	【550】卷19 (19-11)	10b-11a
6	1	5	抽分猪羊	抽分猪羊例	成化7.4.16	吏部	題	爲鎮遠風憲事	【209】卷8 (8-15)	11b-15a
7	1	6	濫舉風憲舉主開俸	濫舉風憲官舉主開俸例	成化7.4.21	太子少保兼兵部尚書白	題		【839】卷30 (30-14)	15b-16a
8	1	7	例死馬匹數多學生陪補數少參提管馬官	例死馬匹數多學生陪補數少參提管馬官例	成化7.5.15	戶部	題	爲陳言時政事	【524】卷18 (18-10)	16b-19b
9	1	8	差人開支食鹽逾限兩月之上送問例	軍民詞訟屬赴京奏告者照例開引通同所司聽理原告未到不許先擬被告案候三月之上原告不到者查提的親家屬追究若使受賄買免及所奏官不實故意逃脫或有告重情不實者俱照誣告十人以上事例	成化7.5.16	都察院等衙門左都御史等官李	題	爲禁治刁詞事	【1046】卷39 (39-9)	20a-26b
10	1	9	在外幕處赴京奏告不實照誣告十人事例	軍民詞訟屬赴京奏告者照例開引通同所司聽理原告未到不許先擬被告案候三月之上原告不到者查提的親家屬追究若使受賄買免及所奏官不實故意逃脫或有告重情不實者俱照誣告十人以上事例	成化7.5.16	都察院等衙門左都御史等官李	題	爲禁治刁詞事	【1046】卷39 (39-9)	20a-26b
11	1	10	四川邊陲并宣撫土人及見監重囚家人奏詞訟阻免罪給引照聽理若罪逃未伸訴不罰雲川廣府四罪遞回	四川軍民人等被告詞訟陰行都司所屬建昌等衛屯守等軍民免其開給引照回聽理其餘或都等衛所俱照例開引通同聽理	成化7.5.21	都察院等衙門	題	爲陳言刁訟事	【1080】卷40 (40-11)	27a-30b
12	1	11	公差人員不許徑用手本行縣討要人夫車馬	在京公差官員不許徑用手本前去大興宛平一縣討要錢方被盜巡捕官校并該城兵馬俱令帶領回俸俸限一月內獲賊免罪復還職役限內不獲者降一級於本衙照舊差用	成化7.6.1	太子少保兵部尚書白	題	爲民情事	【860】卷31 (31-8)	30b-31b
13	1	12	巡捕官限內學賊不獲者降級	巡捕官限內學賊不獲者降級	成化7.6.10	太子少保兵部尚書白	題	爲陳言乞恩事	【1180】卷45 (45-11)	32a-37a
14	1	13	軍職挾妓飲酒去管事常川帶俸	軍職挾妓飲酒去管事常川帶俸	成化7.7.3	太子少保兼兵部尚書白	題	爲修理監房事	【1140】卷43 (43-11)	37b-38a
15	1	14	禁約大臣管莊家人不許招聚流民并奸詐之徒假託生事	禁約大臣管莊家人不許招聚流民并奸詐之徒假託生事	成化7.7.10	都察院左都御史李	題	爲請聚聚眾強占田土事	無	38b-41b
16	1	15	巡撫等官整理預備倉糧無効許巡按并科道官糾劾	整理預備倉糧例	成化7.7.22	戶部尚書楊	題	爲備荒事	【407】卷14 (14-13)	42a-45a
17	1	16	在外吞併田產強占妻女類人命挾騙官吏不服斷理情重者照上蒙處置	在外吞併田產強占妻女類人命挾騙官吏不服斷理情重者照上蒙處置	成化7.8.20	刑部尚書陸	題	爲陳言時政事	無	45b-46b
18	1	17	巡撫巡按按察司籍問宛枉不許擅用棍徒夾棍斷論效錢例	巡撫巡按按察司籍問宛枉不許擅用棍徒夾棍斷論效錢例	成化7.8.28	刑部等衙門尚書等官陸	題	爲刑獄事	【1244】卷48 (48-3)	47a-50a
19	1	18	在外重囚遇御史或按察司就便審錄不必拘要會審例	在外重囚遇御史或按察司官到就便審錄不必拘要會審例	成化7.8.30	刑部尚書陸	題	爲公務事	【1226】卷47 (47-4)	50b-52a
20	1	19	禁約朝覲官員與京官交通賄賂	禁約朝覲官員與京官交通賄賂	成化7.閏9.4	吏部尚書	題	爲存留官員撫恤地方等事	【607】卷21 (21-20)	52b-54a
21	1	20	自京城通州直抵徐州沿路官司緝捕車戶人等通同劫掠人財	自京城通州直抵徐州沿路官司緝捕車戶人等通同劫掠人財	成化7.閏9.14	刑部尚書陸	題	爲革盜除奸事	【971】卷35 (附-215)	54b-56b
22	1	21	指稱節衣縮食備無司官員名色誣騙財物充軍	指稱節衣縮食備無司官員名色誣騙財物充軍	成化7.10.18	錦衣衛指揮司掌司事千戶趙	題	爲比例申明誣騙財物事	【947】卷35 (35-5)	57a-59a
23	1	22	在外告革前及不丁已事立案不行者涉虛并罷問官吏軍民人等主使控詞者照常例發落	在外告革前及不丁已事照在京立案不行者涉虛并罷問官吏軍民人等主使使控詞者照常例發落	成化7.10.24	都察院左都御史李	題	爲陳言事	【1047】卷39 (39-10)	59b-66b
24	1	23	禁約軍民人等挾制朝覲官員	禁約軍民人等挾制朝覲官員	成化7.11.18	吏部尚書	題	爲存留官員撫恤地方等事	【608】卷21 (21-21)	67a-67b
25	1	24	受財充糶本狀來京頂名奏告及用財賄他人事發一體爲民充軍	受財充糶原籍本狀來京頂名奏告及用財賄他人事發一體爲民充軍	成化7.12.4	都察院左都御史李	題	爲上蒙朋黨濫法謀占却節等事	【1074】卷40 (40-5)	68a-70a
26	1	25	內外三司審錄重囚入官贖開免其監逼不許擅擬空官竊盜再犯照常發落私宰耕牛枷號一月	內外三司審錄重囚入官贖開免其監逼不許擅擬空官竊盜再犯照常發落私宰耕牛枷號一月	成化7.12.14	刑部河南清吏司	題	爲修繕事	【1227】卷47 (47-5) 【939】卷34 (34-20) 【262】卷9 (附-16)	70b-73a

皇明成化條例 整理表

No	冊	內號	目錄名	條例名	日付	題表者 官官銜	文書 形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
27	1	26	鄰近居民并邊軍因匠人等 習習土官上舍族屬人等占 編入財物及空紙用印寫本 狀或教唆主使真夷土人 赴京奏告者問發充軍	隣近府縣居民并邊軍因匠 人等投入村廟習習土官土 舍族屬人等土人財產及 空紙用印寫寫本狀或教 唆主使真夷土人赴京奏 告者問發充軍例	成化7.12.16	刑部等衙門尚 書等官陸	題	爲禁止土官刁訟害民 事	【1014】卷38 (38-7)	73b-81b
28	1	27	禁革管軍管民官員不許擅 自科擾	禁革管軍管民官員不許擅 自科擾例	成化7.12.16	都察院左都御 史李	題	爲陳言禁革罰軍民 事	【1098】卷41 (41-11)	82a-84a
29	1	28	脩省減免禮儀	脩省減免禮儀例	成化7.12.24	禮部尚書鄒	題	爲禮儀事	【594】卷21 (21-7)	84b-85b
30	1	29	目錄缺	排月夫害人	成化7.12.27	戶部辦事官吳 遷	題	無	無	86a-86b
31	1	30	在外軍職使用軍伴照品級 額數不許多占	在外軍職使用軍伴照品級 額數外多占者同罪例	成化7.12.27	禮部等衙門尚 書等官	題	爲建言民情等事	【714】卷26 (26-5)	87a-88a
32	1	31	禁約內府買物及撫恤土達 講誨律令	禁約內府買物及撫恤土達 講誨律令	成化7.12.29	陝西等道監察 御史劉教	題	爲陳言彈災事	【300】卷11 (11-4)	88b-89b
33	2	0	皇明成化十三年條例目錄	正月之六月			目錄	無	無	1a-2b
34	2	1	緣邊鎮守總兵巡撫等官不 許隱匿失機重情	緣邊鎮守總兵巡撫等官不 許隱匿失機重情	成化13.1.20	兵部尚書項	題	爲陳言修省事	【669】卷24 (24-8)	3a-5b
35	2	2	各邊管軍軍職校尉軍士糧 料二百石大布一百疋棉花 一百斤以上者功滿日俱 降一級帶俸差換不及數者 照常發落并不許占用除丁 私役軍士	各邊管軍軍職校尉軍士糧 料二百石大布一百疋棉花 一百斤以上者功滿日俱 降一級帶俸差換不及數者 照常發落并不許占用除丁 私役軍士例	成化13.1.21	刑部等衙門尚 書等官董	題	爲懲防兵備事	【510】卷17 (17-16)	6a-9b
36	2	3	禁約守支官攢截漏倉飯圖 先放	守支官攢截漏倉飯意圖先 放罪例	成化13.1.22	戶部尚書楊	題	爲陳言書	【493】卷16 (16-33)	10a-11b
37	2	4	禁止勢要賣鹽鈔	禁止勢要賣鹽鈔例	成化13.1.22	戶部	題	爲要貪利囑賣食鹽鈔 勸官損民事	【389】卷13 (13-34)	12a-13b
38	2	5	管河官提督捕盜	管河官提督捕盜	成化13.2.10	兵部尚書項	題	爲整理河道事	【1184】卷45 (45-15)	14a-16a
39	2	6	整飭河道整肅私鹽	整飭河道整肅私鹽	成化13.2.12	兵部尚書楊	題	爲整飭河道事	【528】卷18 (附-36)	16b-20b
40	2	7	欺侮及交通夷人發邊通充 軍例	交通夷人發邊通充軍例	成化13.2.15	都察院掌院事 太子少保兼左 都御史李	聖旨	無	【578】卷20 (20-25)	21a
41	2	8	修舉馬政	修舉馬政	成化13.2.16	兵部尚書項	題	爲修舉馬政事	【784】卷28 (28-15)	21b-26a
42	2	9	兩京武學幼官武生在必三 次及半年之上參明題送 換應試者聽提學御史考中 方許入試	兩京武學幼官武生在必三 次及半年之上參明題送 換應試者聽提學御史考中 方許入試	成化13.2.17	兵部尚書項	題	無	【218】卷8 (附-107)	26b-28b
43	2	10	山東山西陝西河南巡撫 按并三司官不許干預直隸 備所軍政	山東山西陝西河南巡撫 按并三司官不許干預直隸 備所軍政	成化13.閏2.1	兵部尚書項	題	爲陳言地方事	無	29a-30b
44	2	11	復設棹輪船及紅門口巡檢 司添撥因人充弓兵	爲事因紀撥慶州復設棹 輪船及紅門口巡檢司添 撥用人	成化13.閏2.2	兵部尚書項	題	無	【809】卷29 (29-3)	31a-33a
45	2	12	禁約不許私自傳寫通報邊 方例	禁約不許私自傳寫通報邊 方例	成化13.閏2.6	兵部尚書項	題	爲陳言事	【1110】卷42 (42-2)	33b-35b
46	2	13	禁約私造應造軍器貨賣	禁約私造應造軍器貨賣例	成化13.閏2.16	都察院掌院寺 太子少保兵部 尚書兼左都御 史李	題	無	【706】卷25 (附-12)	36a
47	2	14	賣與夷人軍器物料并與說 話犯人進當房家小發邊充 軍	賣與夷人軍器物料并與說 話犯人進當房家小發邊充 軍各雜糧屬民充發邊例 充京在外開關紅紗或免軍 職該該雜糧犯死罪發邊方 立功滿日就註原立功分帶 俸差換例	成化13.閏2.25	刑部尚書董	題	爲乞立功通回官員事 例事	【707】卷25 (附-13)	36b-38b
48	2	15	軍職立功在逃生事害人者 就便帶俸差換	軍職立功在逃生事害人者 就便帶俸差換	成化13.3.6	兵部尚書項	題	無	【83】卷3 (附-69)	39a-41b
49	2	16	禁約內外不許私造販賣及 穿用違禁紗羅紵絲例	禁約內外不許私造販賣及 穿用違禁紗羅紵絲例	成化13.3.13	刑部尚書董	題	爲違法事	無	42a-45a
50	2	17	法司辦理冤枉不許顧忌	法司遇有冤抑務從公推 辯辦理不許顧忌死罪無事 例	成化13.3.14	都察院掌院事 太子少保兼左 都御史李	題	爲妖言或衆譸謀作耗 等事	【995】卷37 (該當無)	45a-55a
51	2	18	法司刑獄遇有冤枉即與辨 理	法司凡遇刑獄有冤枉者即 與辦理違者一體治罪例	成化13.4.9	都察院等衙門 掌院事太子少 保兼左都御史 等官李	題	爲挾贊指財弊陷害等 辯明等事	【996】卷37 (37-8)	55b-63a
52	2	19	禁約違制服色	禁約違制服色			題	無	無	63a
53	2	20	工部差官巡視街道	本文缺			題	【1291】卷50 (50-9)	63b-68a	
54	2	21	不許開操練軍士及訓練 軍人暫免班班	本文缺			題	【700】卷25 (附-6)	68a-73a	
55	2	22	軍民奏告詞訟通政使司并 該科看出革前不干已事及 抄捏虛情不該奏告者就於 本後明白參出評審立案不 行	本文缺			題	【1051】卷39 (39-14)	73b-80b	
56	2	23	禁革公差人員索要財物等 項奸弊	本文缺			題	【1094】卷41 (41-7)	81a-81b	
57	2	24	私鑄銅錢加號充軍	本文缺			題	【1121】卷42 (42-13)	82a-83a	
58	2	25	監追虧折倉糧例	本文缺			題	【494】卷16 (16-34)	83a-85a	
59	3	0	皇明成化十四年條例目錄	正月之七月			目錄	無	1a-2b	
60	3	1	軍職阻壞選法調邊方	軍職阻壞選法調邊方	成化14.1.6	兵部尚書余	題	爲陳情乞恩照例分理 官職等事	【178】卷7 (7-4)	3a-6b

No	冊	内號	目錄名	條例名	日付	題簽者 官階銜	文書 形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
61	3	2	軍職官獲運保官高黃并革罷主文嚴捕盜賊視勘土官訓訟及不許多起驛馬等件	軍職官獲運保官高黃并革罷主文嚴捕盜賊視勘土官訓訟及不許多起驛馬等件	成化14.1.21	兵部尚書余	爲職掌事		[179] 卷7 (7-5)	7a-14a
62	3	3	監支官吏及各倉場官攢斗庫人等刁蹬侵糧米并搜獲倉場攔劫偷盜等項問發充軍爲民官職奏請	各備監支官吏及各倉場官攢斗庫并軍民旗校除匠役人等刁蹬遷延及通同侵糧糧長搜獲倉場攔劫偷盜需索財物等項再犯與高黃徒罪難免死罪軍校除匠人等發遣衛充軍兵發口外爲民官職奏請	成化14.1.24	都察院	爲禁約事		[445] 卷15 (15-17)	15a-15b
63	3	4	文職功陞俸給雜避陞調照舊關支至致仕方纔住支例	文職功陞俸給雜避陞調照舊關支真至致仕方纔住支例	成化14.1.30	兵部尚書余	爲乞恩事		[473] 卷16 (16-13)	16a-18a
64	3	5	偽造印記支并開閉不許引用遠年革去條例	分別偽造印信印記及盜支冒支并開閉不許引用遠年革去條例	成化14.2.9	刑部等衙門尚書等官林等	爲陳言事		[303] 卷11 (11-7)	19a-26a
65	3	6	假稱太監名頭取財物加號充軍	假稱太監名頭取財物加號充軍	成化14.2.18	掌都察院事太子少保兵部尚書兼左都御史王	爲禁革詐冒奸弊事		[1127] 卷42 (42-19)	26b-28a
66	3	7	禁甲子等庫鋪戶奸弊	禁甲子等庫鋪戶奸弊	成化14.2.20	太子少保兵部尚書楊	爲陳言奸弊事		[435] 卷15 (15-7)	28b-36a
67	3	8	比較馬匹造冊連限開罪住俸	比較馬匹造冊連限開罪住俸	成化14.2.23	兵部尚書余	爲放違比較馬匹事		[830] 卷30 (30-5)	36b-38a
68	3	9	修築城垣	修築城垣	成化14.2.25	工部尚書王	爲地方事		[1261] 卷49 (49-1)	39a-41b
69	3	10	兩京兵馬司各衙門免打卯	兩京兵馬司各衙門免打卯	成化14.2.24	兵部尚書余	爲息分營打卯事		[789] 卷28 (附-130)	42a-46a
70	3	11	祭祀■遺供祀牛羊	祭祀■遺供祀牛羊	成化14.3.8	太子少保禮部尚書鄒			無	46b-47a
71	3	12	預備供應果品廚料	預備供應果品廚料	成化14.3.21	太子少保兵部尚書楊			[501] 卷17 (17-7)	47b-48a
72	3	13	修理壇壝	修理壇壝例	成化14.4.2	太子少保禮部尚書鄒	爲河道事		無	48b-49 b
73	3	14	離京寓遠不許差委兵馬司官辦事	離京寓遠不許差委兵馬司官辦事	成化14.4.4	刑部等衙門尚書等官林	爲申明舊例事		[790] 卷28 (附-131)	50a-54b
74	3	15	內外官員軍伴定數	內外官員軍伴定數	成化14.4.16	兵部尚書余	爲官軍月糧事		[718] 卷26 (26-9)	55a-57b
75	3	16	依親監生不許囑託等項	依親監生不許囑託等項	成化14.4.22	太子少保禮部尚書鄒	爲建言事		[220] 卷8 (附-109)	58a-62a
76	3	17	監收糧斛	監收糧斛	成化14.4.20	太子少保兵部尚書楊	爲收受糧斛事		[411] 卷14 (14-17)	62b-66a
77	3	18	公差官員人等不許占宿察院	公差官員人等不許占宿察院	成化14.4.30	掌都察院太子少保兵部尚書兼左都御史王	爲申明肅清濼網事		無	66b-69a
78	3	19	軍職七十以上十五以下及廢疾犯死罪者納米贖罪免其立功	軍職七十以上十五以下及廢疾犯死罪者納米贖罪免其立功例	成化14.5.7	爲邊關險弛防禦事			[122] 卷4 (4-19)	69b-71a
79	3	20	防禦邊關	防禦邊關	成化14.5.9	太子少保兵部尚書余			[791] 卷28 (附-132)	71b-74a
80	3	21	添設武舉	添設武舉	成化14.5.16	兵部等衙門尚書等官余	爲作義武舉事		[221] 卷8 (附-110)	78a-92a
81	3	22	該班未到官軍災傷去處免其問罪	該班不到官軍查災傷去處免其問罪開罪別班例	成化14.5.19	兵部尚書余	爲該班未到官軍事		無	92b-95b
82	3	23	易州山廠官吏職私隔別衙門委官查勘	許旨易州山廠官吏職私隔別衙門委官查勘例	成化14.5.11	都察院掌院事太子少保兵部尚書兼左都御史王	爲貪官侵剋樂價銀求索害民事		[1269] 卷49 (49-9)	74b-77b
83	3	24	一人兇惡節次搶奪犯該滿貫徒罪開發充軍	一人兇惡節次搶奪財物滿貫徒罪開發充軍例	成化14.6.2	都察院掌院事太子少保兵部少保王	爲體察事		[925] 卷34 (34-6)	96a-100a
84	3	25	賂賣良人家子女不分已未賈供邊關充軍三口以上及三犯者不分軍前軍後俱備職充軍編入有犯罪坐夫男職官奏請	賂賣良人家子女不分已未賈供邊關充軍三口以上及三犯者不分軍前軍後俱備職充軍編入有犯罪坐夫男職官有犯奏請發落例	成化14.6.11	刑部尚書林	爲誘買人口事		[960] 卷35 (附-204)	100b-104a
85	3	26	土官犯職罪初犯還職再犯奏請者係保除叫名土官者照文職犯職發落	土官犯職罪係重犯類世襲者初犯納米還職再犯奏請者係有司軍民等籍保出叫名土官者照文職犯職發落例		都察院掌院事太子少保兵部尚書兼左都御史王	爲違法事		[153] 卷6 (6-10)	104b-107b
86	3	27	禁約夷人許多買茶斤及鋪戶交通買賣	本文缺					[544] 卷19 (19-4)	
87	3	28	際與土官	本文缺					[180] 卷7 (7-6)	
88	3	29	禁約西山一帶掘山取石例	本文缺					[904] 卷33 (33-7)	
89	4	1	目錄缺	問刑官員違例擅用非法刑具起送部奏請	成化11.2.4	刑部等衙門尚書等官曹	爲建言事		[1245] 卷48 (48-4)	1b-3b

皇明成化條例 整理表

No	冊	內號	目錄名	條例名	日付	題表者 官階銜	文書 形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
90	4	2	目錄缺	邊民使教誨詞訟控寫本狀赴京控告十人以上者發極邊驛所與徒年輩聽旨并各備糧去邊備守軍職聽該糧完罪立功及徒流罪者立功及納贖完日就在原撥城堡俸差控例	成化11.3.9	刑部等衙門尚書等官重	題	為建言兵備邊等事	【80】卷3 (附-66)	4a-10a
91	4	3	目錄缺	脩築通州一帶河道路	成化11.3.13	工部等衙門尚書等官重	題	為修築道路事	【1297】卷50 (50-15)	11a-17a
92	4	4	目錄缺	請度僧道先期來京開發充軍為民并容聽者	成化11.3.24	都察院掌院事太子少保李	題	為禁約事	無	17a-20b
93	4	5	目錄缺	校尉犯刁奸改調別衛充軍例	成化11.3.28	戶部尚書項	題	為不應等事	【1131】卷43 (43-2)	21a-22a
94	4	6	目錄缺	法司開陳有力徒流與充軍為民因犯及巡撫私贖船隻撥發天津楊青兩協同接聽并禁約往來使客不許動辦燈燭下程蔬菜等物例	成化11.4.6	兵部尚書項	題	為申明陳言時政事	【161】卷6 (6-18)	23a-26b
95	4	7	目錄缺	堂子查偷等礦石者開陳重刑其委濫職官員人等禁約不嚴小罪外加罪例	成化11.4.12	戶部尚書楊	題	為嚴出礦石事	【903】卷33 (33-6)	27a-31b
96	4	8	軍職下犯外綱視屬軍職者本衛隨往	成化11.5.2	兵部尚書項	題	為不應等事	無	32a-33b	
97	4	9	軍職例該為民原無籍貫在於本衛隨往	成化11.5.5	兵部尚書項	題	為分衛事	【81】卷3 (附-67)	34a-35b	
98	4	10	運糧軍軍逃故將餘丁點轉月糧行糧實賜委回本衛正軍	成化11.5.11	戶部尚書楊	題	為運糧軍除月糧事	【498】卷17 (17-4)	36a-39b	
99	4	11	齋奏官先在打點起歇序班處報知	成化11.5.24 「9月」と記載	大理寺卿宋	題	為欺罔事	【604】卷21 (21-17)	40a-42a	
100	4	12	有司掌印官鈔束典與不許縱容擾民	成化11.5.28	禮部等衙門	題	為建言民情事	【285】卷10 (10-4)	43a-44a	
101	4	13	王府軍職犯罪該調衛者備邊兵部奏請改調例	成化11.6.2	兵部尚書項	題	為乞恩事	【40】卷2 (2-5)	45a-47a	
102	4	14	贓刑馬驢牛送順天府檢中及發賣收買好馬發解走避	成化11.6.14	兵部尚書項	題	為急缺協濟事	【829】卷30 (30-4)	48a-51a	
103	4	15	賂誘和賣人口不分已賣未賣斷發邊遠充軍例	成化11.6.15	刑部尚書董	題	為賂賣入口事	【959】卷35 (附-203)	52a-53b 56a	
104	4	16	研審逃軍問罪恐有冒替	成化11.6.23	刑部四川清吏司	題	為復役事	【751】卷27 (27-15)	54a-55a	
105	4	17	禁約在京人不許與北虜使臣交通	成化11.6.25	都察院掌院事太子少保兼本院左金都御史李	聖旨		【817】卷29 (29-11)	57a-57b	
106	4	0	皇明成化十一年條例目錄 七月之十二月				目錄	無	58a-59b	
107	4	18	禁約貨賣曆日	禁約貨賣曆日例	成化11.7.13	欽天監掌事太常寺少卿童	題	為曆日事	【302】卷11 (11-6)	60a
108	4	19	侵盜邊境錢糧滿貫充軍	申明侵盜邊境糧草充軍例	成化11.7.28	刑部等衙門尚書等官重	題	為地方事	【887】卷32 (32-15)	61a-64b
109	4	20	指稱各衙門官員名頭誣騙財物滿貫充軍職官奏請定奪	指稱兩京各衙門官員名頭誣騙財物至滿貫該徒流以上罪者軍民合餘賊收入等報連同家小發邊遠充軍係邊衛者調發極邊衛分充軍等明職官有犯奏請定奪例	成化11.8.19	刑部尚書董	題	為比例禁約誣騙財物事	【948】卷35 (35-4)	65a-68b
110	4	21	禁約官員軍民僧道入等收贖暗花龍盤碟借例	禁約官員軍民僧道入等收贖暗花龍盤碟借例例	成化11.8.25	都察院掌院事太子少保兼本院左都御史李	題	為禁約事	【632】卷22 (22-7)	69a-70b
111	4	22	原告脫逃被告照例提問	原告脫逃被告照例提問例	成化11.9.7	刑部尚書董	題	為食禁違法禁許書遞要兩事	【1049】卷39 (39-12)	71a-73b
112	4	23	王府人役犯罪無力充從樂工物役	王府人役犯罪無力充從樂工物役例	成化11.9.24	戶部等衙門尚書等官重	題	為公務事	【41】卷2 (2-6)	74a-75a
113	4	24	在外重囚備抄原發招由轉詳	在外重囚備抄原發招由轉詳例	成化11.9.	都察院左副都御史李	題	為會審重囚事	【1228】卷47 (47-6)	76a-79b
114	4	25	備後并貼守官軍雇人代替者發邊衛充軍	備後并貼守官軍雇人代替者發邊衛充軍例	成化11.10.27	兵部尚書項	題	為公務事	【716】卷26 (26-7)	80a-82b
115	4	26	在外有司多要馬夫并皂隸錢計贓擬罪	本文缺				【1093】卷41 (41-6)		
116	4	27	押解充軍囚犯實放者問罪充軍若逃軍犯真死死罪者仍照原開死罪處決照例充軍者加贖三箇月改發極邊衛分充軍	本文缺				【162】卷6 (6-19)		
117	4	28	忠義中等衛宣河守禦千戶所白羊治河等口鞏州四馬等關旗舍餘人等犯罪俱照邊衛事例擬斷	忠義中等衛宣河守禦千戶所白羊治河等口鞏州四馬等關旗舍餘人等犯罪俱照邊衛事例擬斷	成化11.11.10	刑部等衙門尚書等官重	題	為審錄罪囚事	無	83a-85b
118	4	29	點開糾舉進表并正且等節習縱官員失儀	點開糾舉進表并正且等節習縱官員失儀例	成化11.11.11	都察院	題	為懲肅禮儀事	【597】卷21 (21-10)	86a-88b
119	4	30	預支月糧不許報贖關隘及官吏違慢	各衛所及各衙門該關預支月糧不許報贖關隘若官吏違慢徑查行例	成化11.11.20	戶部尚書楊	題	為處置版座收糧事	【470】卷16 (16-10)	89a-92a

中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本『條例全文』殘本三種について 猪俣貴幸

皇明成化條例 整理表

5/10

No	冊	内號	目錄名	條例名	日付	題卷者 官階銜	文書 形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
120	4	31	禁約有司科罰并軍民誦告 越訴及守備官員濫受詞訟	通行在外大小衙門不許動 借由乘輿酒及指以脩造為 由科罰軍民并軍民誦告及 內外守備官員等不許濫受 軍民詞訟例	成化11.11.26	刑部等衙門尚 書等官重	題	為陳言事	【1100】卷41 (41-13)	93a-107a
121	4	32	校尉犯罪該調衛充軍通軍 免調送衛應當雜差	校尉犯姦盜竊騙夾索等罪 通軍送衛充軍應當雜差不 許上直例	成化11.12.12	兵部尚書項	題	為完卷事	無	108a-109b
122	4	33	禁約程過犯人遊擾并里老 扶同及官吏任斷	禁約程過犯人遊擾并里老 扶同及官吏任斷	成化11.12.21	禮部尚書等官	題	為建言民情事	【1259】卷48 (48-18)	110a-113a
123	4	34	在京旗軍人等有家小關米 一石	在京旗軍人等有家小關米 一石例	成化11.12.29	刑部山西清吏 司	題	為清撤濫送覓閑打事	【471】卷16 (16-11)	113b
124	4	35	入官贓物數多過革照監監 追少者釋放	入官贓物數多過革照監監 追少者釋放例	成化11.12.	刑部尚書重	題	為開讀事	【130】卷5 (5-7)	114a-115a
125	4	36	暫減監生曆事月日	暫減監生曆事月日例	成化11.	國子監祭酒周 洪撰	奏	奏為監生撥曆事	無	116a-117a
126	5	1	目錄缺	各處鈔關收鈔及山東山西 北直隸紙酒要行解京	成化16.1.28	戶部尚書陳	題	為預積糧儲事	【391】卷13 (13-36)	1a-4a
127	5	2	目錄缺	文廟前不許作踐第一	成化16.1.29	太子少保禮部 尚書張	題	為陳言事	無	4b-8a
128	5	3	目錄缺	虧欠馬駒四匹折買一匹	成化16.2.9	太子太保兵部 尚書余	題	為區置馬政事	無	8b-10b
129	5	4	目錄缺	四川地方添設撫民官司 權委別事聽巡撫按察問 會書官吏	成化16.2.20	太子少保兵部 尚書余	題	為督誦官員撫民捕盜	【264】卷9 (附-18)	11a-14a
130	5	5	目錄缺	生員起復待缺日期准作實 數	成化16.2.23	太子少保禮部 尚書張	題	為學校科貢事	【276】卷9 (附-29)	14b-16a
131	5	6	目錄缺	義官義民散官犯罪有行止 不端者俱為民當差例	成化16.2.23	太子少保刑部 尚書林	題	為誣讒銀兩等事	無	16b-20a
132	5	7	目錄缺	戶口贖鈔不許勢要發賣并 價熱解人多收價昂物料積 銀及官員縱容充雜款例	成化16.2.25	戶部尚書陳	題	為民情事	【436】卷15 (15-8)	20b-23b
133	5	8	目錄缺	禁止重科一應雜項物料	成化16.2.25	兵部尚書陳	題	為民情等事	【476】卷16 (16-16)	24a-26b
134	5	9	目錄缺	申明罪過應付并處置差使 到京人員延住不回及歸文 館官舍出差遲限例	成化16.2.29	太子少保兵部 尚書余	題	為申明舊例事	【861】卷31 (31-9)	27a-36b
135	5	10	目錄缺	馬快等雜并給官任人強裝 打擾河道若有礙京軍民 告訴管河官進受例	成化16.3.11	都察院右副都 御史戴	題	為陳言便益河道事	無	37a-39b
136	5	11	目錄缺	巡檢司勘盜文引并官吏刁 踴取財刑罪例	成化16.3.11	都察院右副都 御史戴	題	為陳言便益河道事	【810】卷29 (29-4)	40a-41a
137	5	12	目錄缺	考選軍政者監官員羅織選 定官員阻壞選法者調邊衛	成化16.3.14	太子少保兵部 尚書余	題	為考選軍政官員事	【329】卷11 (附-194)	41b-56a
138	5	13	偷砍皇陵樹林枷號一箇月 邊衛充軍	偷砍皇陵樹林枷號一箇月 邊衛充軍例	成化16.3.27	都察院掌院事 太子少保成寧 伯兼左都御史 王	題	為禁約山場事	【881】卷32 (32-9)	56b-58b
139	5	14	馬販回國器錄穿兜襖馬 匹上納枷號充軍	馬販回國器錄穿兜襖馬 匹上納枷號充軍例	成化16.4.15	太子少保兵部 尚書余	題	為陳言馬政事	【854】卷31 (31-2)	61a-65a
140	5	15	開發運灰炭等項因犯監 半年之上無力完納者改撥 做工	開發運灰炭等項因犯監 半年之上無力完納者改撥 做工例	成化16.4.16	太子少保刑部 尚書林	題	為分撥事	【17】卷1 (1-17)	65a-67a
141	5	16	重囚務加詳審不許扭於成 案及在外竊盜有犯不許一 概打死	重囚務加詳審不許扭於成 案及在外竊盜有犯不許一 概打死例	成化16.4.18	都察院左都御 史王	題	為平刑罰以弭早災事	【998】卷37 (37-10)	67b-75a
142	5	17	禁約山東濟寧等處發塚 窟	禁約山東濟寧等處發塚 窟例	成化16.4.29	刑部河南清吏 司	題	為建言民情事	【963】卷35 (附-207)	75a-76b
143	5	18	京城下屯官旗有犯逃回京 京潛給許管屯命事奏行法 司解解本官收回例	京城下屯官旗有犯逃回京 京潛給許管屯命事奏行法 司解解本官收回例	成化16.4.29	都察院左都御 史王	題	為參問京衛官旗事	【759】卷27 (附-96)	77a-78 b
144	5	19	河間等府生派稅糧不許兜 攬認騙并軍職家人包攬參 奏先往本官俸例	河間等府生派稅糧不許兜 攬認騙并軍職家人包攬參 奏先往本官俸例	成化16.5.20	戶部尚書陳	題	為處置認騙包攬致誤 糧事	【447】卷15 (15-19)	79a-80b
145	5	20	目錄缺	文武職官誦告十人以上上 例奏請發落例	成化16.6.8	都察院掌院事 太子太保成寧 伯兼左都御史 王	題	為定擬事	【1054】卷39 (附- 161)	81a-82a
146	5	21	解納贖鈔緝定銀要基中不 許拆換包覆	解納贖鈔緝定銀要基中不 許拆換包覆例	成化16.7.13	戶部尚書陳	題	為禁革奸弊事	【503】卷17 (17-9)	82a-85a
147	5	22	軍職為事久逃降職調衛	軍職為事久逃降職調衛例	成化16.7.24	太子少保兵部 尚書余	題	為在逃軍職官員事	【145】卷6 (6-2)	85a-91 b
148	5	23	容留淨身人在京潛住通察 究治奏請發落	容留淨身人在京潛住通察 究治奏請發落例	成化16.7.27	太子少保禮部 尚書張	題	為禁約淨身人事	【1154】卷44 (該當無)	92a-93a
149	5	24	清出軍丁連妻發衛	清出軍丁連妻發衛例	成化16.8.2	兵部	題	為急缺邊軍屯守等事	【795】卷28 (附-136)	93b-96a
150	5	25	申明存恤孤老	申明存恤孤老例	成化16.8.13	戶部尚書陳	題	為申明存恤孤老事	【354】卷12 (12-19)	96b-99a
151	5	26	光棍打擾各處會場并■條 察弊者枷號充軍	各倉打擾及裏條者察弊 者枷號充軍例	成化16.8.13	戶部	題	為禁約事	【448】卷15 (15-20)	99b-100a
152	5	27	禁約管員不許科斂 犯罪充軍止終本身者病故 不請補	禁約管員不許科斂 犯罪充軍止終本身者病故 不請補	成化16.9.21	戶部尚書陳	題	為公務事	【412】卷14 (該當無) 【722】卷26 (26-13)	100a-108a に含まれる
			部運官員遠限半月十日糧 判數過半者免送問 各季歲造軍器巡按御史按 季查盤	部運官員遠限半月十日糧 判數過半者免送問 各季歲造軍器巡按御史按 季查盤					【1282】卷49 (48-22)	

皇明成化條例 整理表

No	冊	内號	目録名	條例名	日付	題巻者 官階姓	文書 形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
153	5	28	京城内外官民之家不許容留不務生理之人并禁約開罪印字舖掛牌例	京城内外官民之家不許容留不務生理之人并禁約開罪印字舖掛牌例	成化16.10.16	太子少保兵部尚書余	題	爲嚴緝盜賊事	【1150】卷44 (44-7)	108b-110b
154	5	29	嚴禁盜賊及開印字舖賭場者俱各入官	嚴禁盜賊及開印字舖賭場者俱各入官	成化16.11.14	兵部尚書陳	題	爲緝欠屯糧事	【416】卷14 (附-175)	111a-112b
155	5	30	嚴禁盜賊及開印字舖賭場者俱各入官	嚴禁盜賊及開印字舖賭場者俱各入官	成化16.11.14	太子少保兵部尚書余	題	爲嚴緝盜賊事	【1189】卷45 (附151)	112b-114a
156	5	31	修設惠民藥局	修設惠民藥局	成化16.11.28	禮部	題	爲建言民情事	無	114a-114b
157	5	32	挑揀并爲造銅錢枷號	挑揀并爲造銅錢枷號例	成化16.12.19	兵部尚書	題	爲疏議錢法使益軍民務息盜賊事	【1123】卷42 (42-15)	115a-117b
158	5	33	禁約磨用渾金禁色段定花樣	禁約磨用渾金禁色段定花樣	成化16.12.23	禮部	題	爲陳言事	【633】卷22 (22-8)	118a-121a
159	5	34	侵盜民間預備倉糧滿貫爲民調衛不滿貫照例發落	侵盜民間預備倉糧滿貫爲民調衛不滿貫照例發落	成化16.	都察院	題	爲公務事	【891】卷32 (32-19)	121b-124a
160	6	0	皇明成化十七年條例目錄 正月之六月				目錄		無	1a-2b
161	6	1	越訴田上等項開罪通計取數將本管司府州縣官吏取招住奉	越訴田上等項開罪通計取數將本管司府州縣官吏取招住奉	成化17.1.25	兵部尚書陳	題	爲嚴置認辦田糧事	無	3a-6a
162	6	2	常人盜監守盜三犯行查具奏雜犯死罪做工在逃者因罪從輕拘役并總使四年因犯通例減流一年	常人盜監守盜三犯行查具奏雜犯死罪做工在逃者因罪從輕拘役并總使四年因犯通例減流一年	成化17.1.26	都察院等衙門右都御史等臣	題	爲陳言時政事	【120】卷4 (4-17)	6 b -15a
163	6	3	南京在外軍政及帶牌官職職并到任遠限等項三箇月者調衛	南京在外軍政及帶牌官職職并到任遠限等項三箇月者調衛	成化17.2.10	兵部左侍郎張	題	爲在逃官員事	【253】卷9 (9-13)	15b-16a
164	6	4	內外私造新錢販賣及行使者通枷號例	內外私造新錢販賣及行使者通枷號例	成化17.2.13	兵部尚書陳	題	爲疏議錢法事	【1124】卷42 (42-16)	16a-19a
165	6	5	指稱各衙門私騙財物滿貫者發遠衛充軍	指稱各衙門私騙財物滿貫者發遠衛充軍	成化17.2.13	大理寺卿宋	題	爲違法等事	【952】卷35 (35-9)	19b-23a
166	6	6	摘獲鹽徒控實	摘獲鹽徒控實例	成化17.2.27	兵部左侍郎張	題	爲陳言時務事	【531】卷18 (附-39)	23b-27a
167	6	7	各處土官替職有代伊打點因而騙財物及投托土官親族撥置中等職役者查照通例減地方充軍職官有犯奏請	各處土官替職有代伊打點因而騙財物及投托土官親族撥置中等職役者查照通例減地方充軍職官有犯奏請	成化17.2.30	太子少保刑部尚書林	題	爲嚴立法以杜奸欺事	【181】卷7 (7-7)	27a-29b
168	6	8	處置祭祀羊隻價銀	處置祭祀羊隻價銀例	成化17.3.11	禮部尚書周	題	爲祭祀事	無	30a-31a
169	6	9	禁約農民參充禁止頂頭公堂銀兩	禁約農民參充禁止頂頭公堂銀兩	成化17.4.	吏部	題	爲建言事	【287】卷10 (10-6)	31b-32a
170	6	10	吏典罪罪抄招年終造冊繳報	吏典罪罪抄招年終造冊繳報	成化17.4.	吏部	題	爲查抄吏役招由事	【1260】卷48 (48-19)	32a-33b
171	6	11	成造軍器年終不完委官匠作住俸	成造軍器年終不完委官匠作住俸	成化17.4.8	工部尚書劉	題	爲軍器等事	無	33b-36b
172	6	12	處置雜犯斬絞略入口口誣騙等項充軍	處置雜犯斬絞略入口口誣騙等項充軍	成化17.4.12	刑部等衙門尚書等官林	題	爲審錄重囚事	【961】卷35 (附-205)	37a-38b
173	6	13	內外差官審錄及委官助事遠限參問	內外差官審錄及委官助事遠限參問	成化17.4.18	欽差司禮監太監	題	爲欽恤刑獄事	【1232】卷47 (47-10)	38b-43a
174	6	14	各處衙門送發各兵馬追錢糧物料等項完就使發落若延遲久禁者一體政罪	各處衙門送發各兵馬追錢糧物料等項完就使發落若延遲久禁者一體政罪	成化17.4.20	錦衣衛鎮撫司	題	爲審錄罪囚事	【1202】卷46 (46-3)	43b-46a
175	6	15	許稱皇親地驛索取財物處決充軍	許稱皇親地驛索取財物處決充軍	成化17.5.7	都察院右都御史	題	爲強禁人口事	【1128】卷42 (42-20)	46b-53a
176	6	16	軍民約問訟行就近衙門委官詢問有違定限者并聽參問例	軍民約問訟行就近衙門委官詢問有違定限者并聽參問例	成化17.5.10	太子少保刑部尚書林	題	爲淹禁囚犯事	【1082】卷40 (40-13)	53b-60a
177	6	17	禁約軍民私出境外并管軍頭目私沒出境及把守之人縱放該管軍頭目等符日限	禁約軍民私出境外并管軍頭目私沒出境及把守之人縱放該管軍頭目等符日限	成化17.5.20	都察院右都御史	題	爲地方事	【819】卷29 (29-13)	60b-62a
178	6	18	指稱內外大小官員名頭并各衙門打點騙財物至徒罪以上者俱發充軍	指稱內外大小官員名頭并各衙門打點騙財物至徒罪以上者俱發充軍	成化17.5.28	刑部等衙門太子少保兵部尚書等官林	題	爲比例禁約私騙財物事	【953】卷35 (35-11)	62b-66a
179	6	19	なし	禁約患病回往武職復要管事	成化17.6.17	兵部尚書陳	題	爲嚴置托故官員事	【84】卷3 (附-70)	66a-69a
180	6	0	皇明成化十七年條例目錄 七月之十二月				目錄		無	70a-71b
181	6	20	差御史會同太僕寺官拍馬匹	差御史會同太僕寺官拍馬匹	成化17.7.6	兵部尚書陳	題	爲學生馬驢事	【841】卷30 (30-16)	72a-74a
182	6	21	蘇松等府糧長每區要金大戶二十名輸充	蘇松等府糧長每區要金大戶二十名輸充	成化17.7.9	兵部	題	爲陳言地方事	【414】卷14 (14-18)	74a-76a
183	6	22	爲事史典減斗文給月糧	爲事史典爲事還設減文俸糧如有闕過追還官例	成化17.7.16	兵部尚書翁	題	爲建言民情事	【477】卷16 (16-17)	76b-78a
184	6	23	各處軍民人等交通進項往來外夷并投托撥置害人者俱發遠衛充軍	各處軍民人等交通進項往來外夷并投托撥置害人者俱發遠衛充軍	成化17.7.23	都察院右都御史	題	爲審署人口與販私鹽事	【820】卷29 (29-14)	78b-85a
185	6	24	查究武職印信有將典當財物革去管伍帶俸差	查究武職印信有將典當財物革去管伍帶俸差	成化17.8.6	太子少保兵部尚書余	題	爲查究印信事	【330】卷11 (附-195)	85b-87 b
186	6	25	禁約私造斛斗秤尺并賣米麥煤炸骨物等項插土灌水	禁約私造斛斗秤尺并賣米麥煤炸骨物等項插土灌水	成化17.8.22	順天府	題	爲陳言事	【587】卷20 (20-33)	88a-91a
187	6	26	工部作照爲事開罪送回役滿日照舊當例	工部作照爲事開罪送回役滿日照舊當例	成化17.9.6	工部尚書劉	題	爲缺少工匠鑄造鑄口事	【116】卷4 (4-13)	91 b -93a

中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本『條例全文』殘本三種について 猪俣貴幸

皇明成化條例 整理表

7/10

No	冊	内號	目錄名	條例名	日付	題表者 官階銜	文書 形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
188	6	27	各處沿邊海軍軍舍除并 邊民難犯死罪竊盜拘獲槍 奪槍官畜犯該流罪者俱決 杖一百聽總兵官查線守 哨如殺殺等不在查行本處 巡撫巡按或分巡官查撥 巡捕捕和沙上易換上倉并 夾帶帶回銅貨私販邊境處 死	各處沿邊海軍軍舍除并 邊民難犯死罪竊盜拘獲槍 奪槍官畜犯該流罪者俱決 杖一百聽總兵官查線守 哨如殺殺等不在查行本處 巡撫巡按或分巡官查撥 巡捕捕和沙上易換上倉并 夾帶帶回銅貨私販邊境處 死	成化17.9.17	都察院右副都 御史	題	爲便益獄囚事	【18】卷1 (1-18)	93b-95a
189	6	28	成化17.9.28	成化17.9.28	成化17.9.28	兵部尚書等官 劄	題	爲公務事	【478】卷16 (16-18)	95b-96a
190	6	29	成化17.9.28	成化17.9.28	成化17.9.28	兵部尚書等官 劄	題	爲公務事	無	96b-98b
191	6	30	成化17.10.6	成化17.10.6	成化17.10.6	兵部尚書	題	爲泛濫占役事	【191】卷7 (7-16)	99a-101a
192	6	31	成化17.10.16	成化17.10.16	成化17.10.16	都察院右副都 御史	題	爲禁約事	【1294】卷50 (50-12)	101b-102b
193	6	32	成化17.11.6	成化17.11.6	成化17.11.6	兵部尚書	題	爲處置在逃充軍人犯 事	【108】卷4 (4-5)	103a-105a
194	6	33	成化17.11.10	成化17.11.10	成化17.11.10	兵部尚書	題	爲處置在逃充軍人犯 事	【108】卷4 (4-5)	103a-105a
195	6	34	成化17.11.18	成化17.11.18	成化17.11.18	兵部尚書	題	爲處置在逃充軍人犯 事	【108】卷4 (4-5)	103a-105a
196	6	35	成化17.11.22	成化17.11.22	成化17.11.22	都察院右都御 史	題	爲禁約淨身事	【1155】卷44 (44-12)	109a-110 b
197	6	36	成化17.11.28	成化17.11.28	成化17.11.28	兵部	題	爲建言民情等事	【331】卷11 (附-197)	111a-113a
198	6	37	成化17. . .	成化17. . .	成化17. . .	工部	題	爲申明舊制等事	無	113b-115a
199	7	0	皇明成化十八年條例目錄 正月之六月	皇明成化十八年條例目錄 正月之六月	皇明成化十八年條例目錄 正月之六月		目錄		無	1a-3a
200	7	2	成化18.1.27	成化18.1.27	成化18.1.27	兵部尚書	題	爲禁革奸弊事	【862】卷31 (31-10)	3b-5a
201	7	3	成化18.2.9	成化18.2.9	成化18.2.9	都察院等衙門 右都御史等官 劄	題	爲公務事	【892】卷32 (32-20)	5b-8b
202	7	4	成化18.2.16	成化18.2.16	成化18.2.16	禮部尚書	題	爲申明舊例事	【599】卷21 (21-12)	9a-9b
203	7	5	成化18.2.23	成化18.2.23	成化18.2.23	都察院等衙門 右都御史等官 劄	題	爲處置民情 (事)	【1057】卷39 (附-162)	10a-16 b
204	7	6	成化18.3.	成化18.3.	成化18.3.	兵部	題	爲缺軍守備事	【681】卷24 (24-20)	17a-20a
205	7	7	成化18.3.	成化18.3.	成化18.3.	兵部	題	爲陳言分撥人丁等事	【344】卷12 (12-10)	20b-21 b
206	7	8	成化18.4.13	成化18.4.13	成化18.4.13	禮部尚書	題	爲歲貢生員事	【225】卷8 (附-114)	22a-22b
207	7	9	成化18.4.14	成化18.4.14	成化18.4.14	太子少保工部 尚書	題	爲申明舊制等事	【1270】卷49 (49-10)	23a-25a
208	7	10	成化18.4.16	成化18.4.16	成化18.4.16	都察院右副都 御史	題	爲請司關防勘合事	【304】卷11 (11-8)	25b-32a
209	7	11	成化18.4.24	成化18.4.24	成化18.4.24	御馬太監	題	爲乞恩分撥軍役事	【832】卷30 (30-7)	32b-34b
210	7	12	成化18.5.6	成化18.5.6	成化18.5.6	都察院	題	爲奸黨放火燒死男婦 沈按委文等事	【916】卷33 (33-19)	35a-39a
211	7	13	成化18.5.26	成化18.5.26	成化18.5.26	兵部尚書	題	爲賦役黃册等事	無	39b-41b
212	7	14	成化18.5.28	成化18.5.28	成化18.5.28	兵部	題	爲功次事	【667】卷24 (24-6)	42a-55a
213	7	15	成化18.6.9	成化18.6.9	成化18.6.9	兵部	題	爲申明禁革事	【1161】卷44 (44-18)	55b-56a
214	7	16	成化18.6.9	成化18.6.9	成化18.6.9	禮部	題	爲建言民情等事	【588】卷21 (21-1)	56b-57a
215	7	17	成化18.6.16	成化18.6.16	成化18.6.16	太子少保刑部 尚書	題	爲申明事例事	【117】卷4 (4-14)	57b-59b

皇明成化條例 整理表

No	冊	內號	目錄名	條例名	日付	題表者 官階銜	文書 形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
216	7	0	皇明成化拾捌年條例目錄 柒月之拾貳月				目錄	無		60a-62a
217	7	18	通行在京法司并陝西河南山西等處問刑衙門遇有充軍罪囚及降調立功應撥榆林者分撥一半與諸衛備差撥	通行在京法司并陝西河南山西等處問刑衙門有充軍罪囚及降調立功應撥榆林者分發一半諸衛備差撥	成化18.7.1	兵部尚書張	題	為急缺官軍守邊事	【163】卷6 (6-20)	62a-65a
218	7	19	巡按御史按察總司年終勘合到役日期已未完數日造冊	巡按御史按察總司年終勘合到役日期已未完數日造冊	成化18.7.12	都察院右副都御史戴	題	為推遲延誤公務事	【312】卷11 (11-16)	65a-67a
219	7	20	禁革造冊里書作弊理沒軍丁	禁革造冊里書作弊理沒軍丁	成化18.7.	戶部		為避軍冒籍等事	【682】卷24 (24-21)	67b-69a
220	7	21	醫官員缺選舉考試免其納米	醫官員缺選舉考試免其納米	成化18.7.	戶部		為公務事	無	69b-71a
221	7	22	運糧官軍詞訟送戶部轉送漕運衙門交糧完日發落行主事問結如果該運糧米納完及所告係劉爾苦軍重情具奏送問	運糧官軍詞訟送戶部轉送漕運衙門交糧完日發落行主事問結如果該運糧米納完及所告係劉爾苦軍重情具奏送問	成化18.8.11	戶部山東清吏司		為違法事	【1024】卷38 (38-17)	71a-72b
222	7	23	運糧不計將好米羅買攪和僧道除奸盜許偽行止有虧罪名問斷還俗若因被人侵占田地把賴錢糧赴官告罪累罪者照例納米仍舊為僧道例	一運糧不計將好米羅買攪和僧道除奸盜許偽行止有虧罪名問斷還俗若因被人侵占田地把賴錢糧赴官告罪累罪者照例納米仍舊為僧道例	成化18.閏8.29	戶部等衙門尚書等官翁	題	為公務事	【505】卷17 (17-11)	72a-73b
223	7	24	捉獲私鹽并船不必解送司本處備查	捉獲私鹽并船不必解送司本處備查	成化19.9.4	戶部等衙門尚書等官翁		為公務事	【133】卷5 (5-10)	73b-76a
224	7	25	軍民詞訟行巡按御史使提問	軍民詞訟行巡按御史使提問				為公務事	【1025】卷38 (38-18)	
225	7	26	為事革任軍職俱撥馬匹軍器撥換	為事革任軍職俱撥馬匹軍器撥換	成化18.9.4	兵部		為公務事	【85】卷3 (附-71)	76a-78a
226	7	27	船料糧糧商稅鈔貫不許將破裂及挑描補補等項爛鈔混收起解並不在京無籍攬納違者將經手人員并各覆頭參問追換好鈔完日發口外充軍	船料糧糧商稅鈔貫不許將破裂及挑描補補等項爛鈔混收起解並不在京無籍攬納違者將經手人員并各覆頭參問追換好鈔完日發口外充軍	成化18.11.7	戶部尚書翁	題	為急缺鈔鈔不敷放支事	【392】卷13 (13-37)	78a-81a
227	7	28	官軍追贖出境口糧盡絕當該官查該給	官軍追贖出境口糧盡絕當該官查該給	成化18.11.18	刑部尚書翁	題	為提督浙江事	【462】卷16 (16-2)	81b-83a
228	7	29	通行外邊有發糧王府將軍夫人郡縣主及歷代帝王名臣先賢墳塚其間棺見屍為從及發見棺柩者不分首從俱發邊衛係邊衛所者發極邊衛所發而未至棺柩者發附近衛所供充軍俱連當房家小發遣	通行外邊有發糧王府將軍夫人郡縣主及歷代帝王名臣先賢墳塚其間棺見屍為從及發見棺柩者不分首從俱發邊衛係邊衛所者發極邊衛所發而未至棺柩者發附近衛所供充軍俱連當房家小發遣	成化18.11.20	都察院右都御史戴	題	為劫墳事	【964】卷35 (附-208)	83a-88b
229	7	30	遞補官缺少軍器許抄官軍原收軍於內開用	遞補官缺少軍器許抄官軍原收軍於內開用	成化18.11.23	兵部尚書劉	題	為提督浙江事	【1190】卷45 (附-152)	88b-90a
230	7	31	南海子海戶偷盜本海樹株牲口等項於臂刺監官物三罪例	南海子海戶偷盜本海樹株牲口等項於臂刺監官物三罪例	成化18.11.23	刑部雲南清吏司		為巡捕事	【882】卷32 (32-10)	90b-91a
231	7	32	馬販係職官亦照例枷號一箇月係邊軍及再犯舉犯者發極邊衛分供充軍	馬販係職官亦照例枷號一箇月係邊軍及再犯舉犯者發極邊衛分供充軍	成化18.11.24	大理寺卿宋	題	為備用馬匹事	【855】卷31 (31-3)	91b-94a
232	7	33	起解布絹絲綿錢鈔等項官史解戶送問在京究獲與罪人外包覆解京坑陷納戶者俱問發充軍及枷號	起解布絹絲綿錢鈔等項官史解戶送問在京究獲與罪人外包覆解京坑陷納戶者俱問發充軍及枷號	成化18.11.25	戶部尚書翁	題	為查例事	【504】卷17 (17-10)	94a-102b
233	7	34	舊送馬羅文冊不許擅差軍舍偷送請	舊送馬羅文冊不許擅差軍舍偷送請	成化18.12.12	兵部尚書張	題	為藏報官軍馬驛事	無	103a-105a
234	7	35	各處僧道有因本寺觀田墾差役赴觀理論致有罪累者悉令贖罪仍為阻撓若犯奸盜許偽及一應行止有虧者問罪還俗	各處僧道有因本寺觀田墾差役赴觀理論致有罪累者悉令贖罪仍為阻撓若犯奸盜許偽及一應行止有虧者問罪還俗	成化18.12.13	都察院右都御史戴	題	為公務事	無	105a-107a
235	7	36	宣德十年以後為事充軍者止終本身	宣德十年以後為事充軍者止終本身	成化18.12.14	兵部尚書張	題	為清理軍伍事	【683】卷24 (24-22)	107a-111a

No	冊	內號	目錄名	條例名	日付	題奏者 官階銜	文書 形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
236	7	37	目錄缺	巡捕官員乘勢與販私鹽至 千斤以上者問發邊衛充軍 例 故殺異姓男女食係十五以 下過房曾家恩義及十五以 上分有財產配有室家有依 嚴死乞義異姓之子孫律坐 罪若以十五以下恩義未及 若十五以上不曾分有財產 配有室家者俱比依故殺頑 工人罪例	成化18.12.16	都察院等衙門 右都御史等官 職	題	為違法事	【532】卷18 (附-41)	111a-113b
237	7	38	目錄缺	舖行人等各與人交易不許 賒買他處違者從重問擬仍 於會同備前無欺文取者委 官人等知情作一體參問 各人等故違自賒賣與人日 後告理不與追論	成化18.12.18	都察院右都御 史職	題	為公務事	【976】卷36 (36-5)	114a-116a
238	7	39	目錄缺	舖行人等各與人交易不許 賒買他處違者從重問擬仍 於會同備前無欺文取者委 官人等知情作一體參問 各人等故違自賒賣與人日 後告理不與追論	成化18.12.20	禮部尚書	題	為處置與人交易事	【580】卷20 (20-27)	116a-119a
239	8	0	皇明成化十九年條例目錄 正月之二日				目錄	無		1a-3b
240	8	1	官吏聽許物照大明律行	官吏聽許物照大明律行	成化19.2.11	都察院等衙門 右都御史職	題	缺	【1108】卷41 (41-21)	4a-6a
241	8	2	官員公差給由等項赴京不 許取撥大馬索要銀兩	官員公差給由等項赴京不 許取撥大馬索要銀兩	成化19.2.13	兵部尚書張	題	缺	無	7a-
242	8	3	為事因犯擄拾原原問官 者為民充軍軍職有犯奏請 漕運官軍俱合過江各府州 縣水次領運	為事因犯擄拾原原問官 者為民充軍軍職有犯奏請 漕運官軍俱合過江各府州 縣水次領運	成化19.2.15	都察院右都御 史職	題	【1233】卷47 (47-11)	9a-	
243	8	4	官田糧每石減耗二三斗民 田糧每畝動出來升數有差 鄉飲酒監生并者祭官不許 預婚	官田糧每石減耗二三斗民 田糧每畝動出來升數有差 鄉飲酒監生并者祭官不許 預婚	成化19.2.17	戶部等衙門太 子少保戶部尚 書等官余	題	為公務事	【506】卷17 (17-12) 【507】卷17 (17-13) 【605】卷22 (22-25)	8b, 10a
244	8	5	軍職和聚樂婦調別備俸 差換	軍職和聚樂婦調別備俸 差換	成化19.4.1	都察院右副都 御史李	題	【387】卷13 (13-32)	13b-14b	
245	8	6	歲貢生自正月外容兩箇月 准其患病以後雖有堪信文 憑亦不准理	歲貢生自正月外容兩箇月 准其患病以後雖有堪信文 憑亦不准理	成化19.4.1	禮部尚書周	題	為分節事	【227】卷8 (附-116)	14b-15a
246	8	7	軍職職革去見任遇例減 等仍革見任	軍職職革去見任遇例減 等仍革見任	成化19.4.27	刑部尚書張	題	為辯明冤枉事	【86】卷3 (附-163)	15b-17b
247	8	8	清理成化元年以後監生造 冊繳部以革詐冒	清理成化元年以後監生造 冊繳部以革詐冒	成化19.5.14	禮部尚書周	題	為清理監生事	【226】卷8 (附-115)	18a-19a
248	8	9	問發因犯請將冤任實情申 訴別委勘理或有別控職私 不實三事據情節問官吏 問發充軍為民軍職奏請 僧道犯公財及無職行止者 仍為僧道	問發因犯請將冤任實情申 訴別委勘理或有別控職私 不實三事據情節問官吏 問發充軍為民軍職奏請 僧道犯公財及無職行止者 仍為僧道	成化19.5.15	都察院右都御 史職	題	為陳情據實託附苦 事	【1058】卷39 (附-163)	19b-21b
249	8	10	申明違例綁官因而搶奪財 財職傷人命聚眾三十人以 上官司差人追擄不服律不 該死者俱發充軍為民立功 等項	申明違例綁官因而搶奪財 財職傷人命聚眾三十人以 上官司差人追擄不服律不 該死者俱發充軍為民立功 等項	成化19.5.23	刑部尚書張	題	無	【985】卷36 (36-14)	22a-23b
250	8	11	冒頂缺	冒頂缺				【985】卷36 (36-14)	24a-25b	
251	8	12	約定與人其夫遠故封買賣 在外年久不回許令照例改 嫁	約定與人其夫遠故封買賣 在外年久不回許令照例改 嫁	成化19.6.3	禮部等衙門	題	為建言民情等事	【383】卷13 (13-28)	26a-26 b
252	8	13	禁約拳指賊情	禁約拳指賊情	成化19.6.13	刑部	題	【383】卷48 (48-15)	27a-28a	
253	8	14	充軍在逃人犯改發邊衛充 軍	充軍在逃人犯改發邊衛充 軍	成化19.7.4	兵部尚書張	題	為土豪聚眾挾帶濫 陷誣良民事	【760】卷27 (附-97)	28b-29b
254	8	15	收藏妖書在家觀看充軍	收藏妖書在家觀看充軍	成化19.7.8	刑部尚書張	題	【878】卷32 (32-6)	30a-31a	
255	8	16	預腐儲蓄	預腐儲蓄	成化19.8.8	戶部尚書余	題	【417】卷14 (附-176)	31b-33b	
256	8	17	賑濟過倉糧秋成務要抵斗 追繳還官	賑濟過倉糧秋成務要抵斗 追繳還官	成化19.8.9	戶部	題	為徵收預備倉糧以 憑救荒事	【342】卷14 (附-177)	34a-36b
257	8	18	選用舍餘換派以備軍陣	選用舍餘換派以備軍陣	成化19.8.22	兵部尚書張	題	【704】卷25 (附-10)	37a-37a	
258	8	19	受封職官犯職并婦人得封 再嫁追奪動命	受封職官犯職并婦人得封 再嫁追奪動命	成化19.8.23	刑部貴清吏司	題	為追奪事	無	37b-38a
259	8	20	申明誣奪十人以上充軍事 例	申明誣奪十人以上充軍事 例	成化19.9.23	戶部等衙門太 子少保戶部尚 書等官余	題	【1059】卷39 (附-164)	38b-39 b	
260	8	21	運糧漂流委掌印官勘奏減 除	運糧漂流委掌印官勘奏減 除	成化19.9.23	戶部等衙門尚 書等官余	題	【479】卷16 (16-19)	40a-40b	
261	8	22	打攪邊境倉場發糧邊充軍 及職奏請	打攪邊境倉場發糧邊充軍 及職奏請	成化19.9.23	戶部等衙門太 子少保戶部尚 書余	題	為公務事	【449】卷15 (15-21)	41a-42a
262	8	23	造船料銀逾限不完者住俸 罷納	造船料銀逾限不完者住俸 罷納	成化19.9.23	戶部等衙門尚 書等官余	題	為公務事	無	42b-44b
263	8	24	本邊充軍人犯編發別邊	本邊充軍人犯編發別邊	成化19.9.25	戶部等衙門尚 書等官余	題	【164】卷6 (6-21)	45a-45 b	
264	8	25	依馬遠限差等項	依馬遠限差等項	成化19.10.19	刑部尚書張	題	【833】卷30 (30-8)	46a-47 b	
265	8	26	常人監監守盜官糧三次不 斬較者照監盜三犯擬罪等 項發落	常人監監守盜官糧三次不 斬較者照監盜三犯擬罪等 項發落	成化19.10.22	都察院等衙門 右副都御史等 官李	題	為盜偷官糧事	【906】卷33 (33-9)	48a-50a
266	8	27	查理原撥官員及存留在衛 軍政	查理原撥官員及存留在衛 軍政	成化19.11.21	兵部尚書張	題	無	無	50b-52b
267	8	28	考察官員事例	考察官員事例	成化19.11.24	吏科都給事中 王瑞等	題	【228】卷8 (附-189)	53a-54 b	

No	冊	內號	目錄名	條例名	日付	題表者 官銜姓	文書 形式	題本題目	對校可テキスト	掲載頁
268	8	29	分巡分守鹽運司文卷送刷	分巡分守鹽運司文卷送刷	成化19.11.29	都察院右副都御史李	題		[323] 卷11 (附-189)	55a-56b
269	8	30	分定家產重名者立案不行	分定家產重名者立案不行	成化19.12.12	禮部尚書周	題		[350] 卷12 (12-15)	57a-59a
270	8	31	軍職舍除待尊違專侵奪俸糧等項違原籍富差	軍職舍除待尊違專侵奪俸糧等項違原籍富差	成化19.12.13	禮部等衙門	題	為建言民情等事	[87] 卷3 (附-73)	59b-60 b
271	8	32	軍除違重投充匠役等項參問	軍除違重投充匠役等項參問	成化19.12.13	兵部尚書張	題	為公務事	[345] 卷12 (12-11)	61a-64a
272	8	33	收草人員要有抵業之家	收草人員要有抵業之家	成化19.12.20	都察院等衙門右副都御史等官李	題		[512] 卷17 (17-18)	64b-67b
273	8	34	南京刑部都察院間過因犯送南京戶部納米	南京刑部都察院間過因犯送南京戶部納米	成化19.12.25	戶部		為申明舊制事	[19] 卷1 (1-19)	68a-70a
274	9	0	成化二十二年條例目錄 正月之十二月				目錄	無		1a-3b
275	9	1	申明鎮守備管屯管糧等官不許濫受詞訟	申明鎮守備管屯管糧等官不許濫受詞訟	成化22.2.16	太子少保本部尚書張	題	為陳言邊情時事	[1026] 卷38 (38-19)	4a-10b
276	9	2	禁約教官放債肆卒占衙門	禁約教官放債肆卒占衙門	成化22.3.4	都察院右都御史劉	題	為建言民情等事	[565] 卷20 (20-12)	11a-12b
277	9	3	申明禁約喇虎光棍打搶入財及高職淫婦賭博飲酒	申明禁約喇虎光棍打搶入財及高職淫婦賭博飲酒	成化22.3.12	太子少保都察院右副都御史朱	題	為陳言革弊事	[930] 卷34 (34-11)	13a-15b
278	9	4	侵盜賑濟銀百兩以上擅白石以上奏請處置不及者常例發落	侵盜賑濟銀百兩以上擅白石以上奏請處置不及者常例發落	成化22.3.16	都察院右都御史周	題	為侵盜賑濟銀糧贖民民事	[894] 卷32 (32-22)	16a-21a
279	9	5	職官因便奏告原籍詞訟問罪立案不行	職官因便奏告原籍詞訟問罪立案不行	成化22.4.2	都察院右都御史周	題	為乞恩分理軍政官員事	無	21b-23a
280	9	6	王府軍職行止有虧過革仍調備差掣	王府軍職行止有虧過革仍調備差掣	成化22.4.8	太子少保都察院右都御史朱	題	為違法明奏挾帶罪誣擲置打死人命等事	[46] 卷2 (2-10)	23b-24a
281	9	7	應付緊急公文馬匹紅雙并擅擾馬匹馳使查數降調避官員及承差不許夾帶土產物產貨例	應付緊急公文馬匹紅雙并擅擾馬匹馳使查數降調避官員及承差不許夾帶土產物產貨例	成化22.4.21	兵部尚書馬	題	為乞恩處治廳聯事	[864] 卷31 (31-12)	25a-31b
282	9	8	五年一次奏請差官兩直隸及各省政司審錄例	五年一次奏請差官兩直隸及各省政司審錄例	成化22.5.3	太子少保刑部尚書張	題	為欽恤事	[1234] 卷47 (47-12)	32a-35b
283	9	9	禁約經過官員沿途索討夫船及馬快船附搭人資并生事擾害例	禁約經過官員沿途索討夫船及馬快船附搭人資并生事擾害例	成化22.6.21	都察院左都御史馬	題	為禁濠家以便民情事	無	36a-40b
284	9	10	禁約違禁取利進折財產及借債不還及行圖賴例	禁約違禁取利進折財產及借債不還及行圖賴例	成化22.7.6	禮部	題	為建言民情事	[566] 卷20 (20-13)	41a-43b
285	9	11	軍職會犯贓罪帶俸留自管事者查問革退	軍職會犯贓罪帶俸留自管事者查問革退	成化22.7.6	禮部	題	為建言民情事	無	44a-45b
286	9	12	五年一次差官審錄將合審決重因贓九年另行類奏處決	五年一次差官審錄將合審決重因贓九年另行類奏處決	成化22.7.6	刑部等衙門太子少保尚書等官張	題	為處決重囚事	[1235] 卷47 (47-13)	46a-47 b
287	9	13	王府軍職犯贓有贖行止雖在革前仍調備差掣	王府軍職犯贓有贖行止雖在革前仍調備差掣	成化22.7.10	兵部尚書馬	題	為違法明奏挾帶罪誣擲置打死人命等事	[44] 卷2 (2-9)	48a-49a
288	9	14	申明樂戶樂工追贓等項及為事行禮部提解	申明樂戶樂工追贓等項及為事行禮部提解	成化22.7.21	刑部等衙門太子少保尚書等官張	題	為乞恩申明制獄事	[118] 卷4 (4-15)	50a-56a
289	9	15	禁約江西大戶漏放縱佃僕為盜共高盜三名以上充軍	禁約江西大戶漏放縱佃僕為盜共高盜三名以上充軍	成化22.7.27	都察院等衙門右副都御史等官屠	題	為禁盜治賊事	[967] 卷35 (附-211)	56b-61b
290	9	16	辦事史人物部銀寫字籠袖及考試文移不備俱出為民	辦事史人物部銀寫字籠袖及考試文移不備俱出為民	成化22.9.18	吏部尚書耿	題	為乞恩分豁事	[190] 卷7 (7-17)	62a-62b
291	9	17	禁約兌運官軍將好米沿途羅買兌換銀肆并糧和炒土	禁約兌運官軍將好米沿途羅買兌換銀肆并糧和炒土	成化22.10.9	戶部等衙門太子少保尚書等官劉	題	為公務事	[483] 卷16 (16-23) [43] 卷2 (2-8)	63a-65a
292	9	18	禁約無籍之徒投充軍及坐輔道官枉法罪	禁約無籍之徒投充軍及坐輔道官枉法罪	成化22.10.9	兵部等衙門太子少保尚書等官劉	題	為公務事	[483] 卷16 (16-23) [43] 卷2 (2-8)	63a-65a
293	9	19	非應捕人擒獲強盜陸贖原犯死罪充軍逃向為盜為非者仍照原問處決	非應捕人擒獲強盜陸贖原犯死罪充軍逃向為盜為非者仍照原問處決	成化22.11.25	都察院左副都御史邊	聖旨	為禁約事	[1175] 卷45 (45-6)	66a-67a
294	9	20	禁約登聞鼓訴冤自行傷殘	禁約登聞鼓訴冤自行傷殘	成化22.11.26	都察院左副都御史邊	題	為直啟事	無	68a-70a
295	9	21	禁革蘇松常鎮等府糧長大戶書手作弊充軍為民	禁革蘇松常鎮等府糧長大戶書手作弊充軍為民	成化22.12.7	刑部等衙門尚書等官杜	題		[513] 卷17 (17-19)	71a-73a
296	9	22	理問斷事推官不許差占例	理問斷事推官不許差占例	成化22.12.21	禮部	題		[265] 卷9 (附-19)	74a-78b
297	9	23	在京敕建寺觀住持僧道官不許投占佃戶嚴管作殘	在京敕建寺觀住持僧道官不許投占佃戶嚴管作殘	成化22.12.23	太子少保禮部尚書周	題	為申明嚴潔福地事	無	79a-81a

№	冊	內號	目錄名	條例名	日付	題奏者官銜姓	文書形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
1	1	1	目錄缺	禁約夷人不許多買茶斤及舖戶交通買賣	成化14.7.14	太子少保禮部尚書鄒	題	為禁革奸弊法除民苦事	【544】卷19 (19-4) 成化條例3-27 (本文缺)	1a-4b
2	1	2	目錄缺	懲興土官例	成化14.7.18	兵部尚書余	題	為懲興土官事	【180】卷7 (7-6) 成化條例3-28 (本文缺)	5b-10b
3	1	3	目錄缺	禁約江西一帶嶺山取石例	成化14.7.29	都察院掌院事太子少保兵部尚書兼左都御史王	題	為嶺山取石事	【904】卷33 (33-7) 成化條例3-29 (本文缺)	11a-14a
4	1	0	皇明成化十五年條例目錄 八月之十二月				目錄			15a-17a
5	1	4	校尉犯竊盜誣騙等項及刁姦者調衛	校尉犯竊盜誣騙等項及刁姦者改調別衛例	成化14.8.4	兵部尚書余			無	17a-20b
6	1	5	欽天監官犯罪該為民者除充天文生該充軍者奏請定奪				題	為違法等事	【222】卷8 (附-111)	
7	1	6	私鑄銅錢為從及知情買使者枷號充軍	通行禁約私鑄銅錢為從及知情買使者俱枷號充軍例	成化14.8.17	都察院掌院事太子少保兵部尚書兼左都御史王	題	為防護具服假錢事	【1122】卷42 (42-14)	21a-25a
9	1	7	官吏監生間發充軍為民等項由同眾吏部查考	內外間發門將發官吏監生充軍為民等項由同眾吏部查考例	成化14.8.22	吏部			無	25b-28a
10	1	8	文官犯貪污追奪原授誥敕容隱不追罪該管官吏	文官犯貪污追奪原授誥敕若有容隱不追該管官吏罪例	成化14.8.22	吏部			無	28a-30b
11	1	9	不許將同姓民抵充軍役						【680】卷24 (24-18)	
12	1	10	禁革科敕	不許將同姓民抵充軍役禁革科敕軍官不許到軍人原籍擾害及生事害軍革舉事	成化14.8.22	禮部等衙門尚書等官	題	為民情等事	【792】卷28 (附-133)	30b-35a
13	1	11	軍官不許到軍人原籍擾害及生事害軍						無	
14	1	12	禁革吏弊						【286】卷10 (10-5)	
15	1	13	查點下場軍馬	查點下場軍馬	成化14.8.23	兵部尚書余	題	為清理軍伍事	【719】卷26 (26-10)	35a-37a
16	1	14	清理軍帶禁約營充快手銀因不許淹禁查考為事官吏	邊警軍帶禁約營充快手銀因不許淹禁查考為事官吏	成化14.8.24	禮部等衙門尚書等官	題	為建言民情事	【30】卷1 (1-29)	37a-42a
17	1	15	禁約在外有司多命皂隸馬夫	禁約在外有司多命皂隸馬夫	成化14.8.25	兵部尚書余	題	為恤災因本事	【189】卷7 (7-15)	42a-43b
18	1	16	點點南京禁兵	點點南京禁兵	成化14.8.27	兵部尚書余	題	為嚴肅朝儀事	【793】卷28 (附-134)	44a-49a
19	1	17	隱蔽賊情者住俸罷罪按察四次以上降等統用	隱蔽賊情一二三次者在俸候捕三次取候捕四次以下不分軍民職官俱降等統用例	成化14.9.2	都察院掌院事太子少保兵部尚書兼左都御史王	題	為陳言救荒強患事	【1186】卷45 (45-17)	49b-51a
20	1	18	軍糧官虛損糧船隻勘實補糧送問	軍糧官虛損糧船隻勘實補糧送問例	成化14.9.2	戶部等衙門太子少保戶部尚書楊	題		無	51b-52a
21	1	19	朝官註門籍報名用印信手本及帶領吏典嚴緝	缺題	成化14.9.5	太子少保禮部尚書鄒	題	為申明朝儀事	【605】卷21 (21-18)	52a-57a
22	1	20	稽考班匠禁革包攬物料等項	稽考班匠并禁革包攬物料等項	成化14.9.8	戶部等衙門太子少保戶部尚書章	題	為陳言時政事	無	57b-62b
23	1	21	陪祭官員失儀來遲等項御史笞號舉	陪祭官員失儀來遲等項御史笞號舉例	成化14.9.11	太子少保禮部尚書鄒	題	為祭祀事	無	63a-64a
24	1	22	各邊倉場待強搶掣納戶財物枷號充軍奏請	邊倉倉場待強搶掣納戶財物枷號充軍奏請例	成化14.9.14	刑部尚書林	題	為嚴禁約以警姦頑事	【474】卷16 (16-14)	64b-69a
25	1	23	打捕總輪	打捕總輪	成化14.9.26	禮部	題	為民戲事	【357】卷13 (13-2)	69a-70b
26	1	24	多官會審重囚先期開報大理寺原審官員	多官會審重囚例	成化14.9.27	刑部等衙門尚書等官林	題	為陳言事	【1230】卷47 (47-8)	71a-74a
27	1	25	久任官員不行考滿拿問	久任官員不行考滿拿問	成化14.9.28	吏部		為久任官員不行考滿事	【275】卷9 (附-29)	75a-76b
28	1	26	作踐墾壤田佃枷號示衆	官旗軍民墾戶人等作踐墾壤田者枷號示衆例	成化14.10.3	刑部尚書林	題		無	77a-78b
29	1	27	職官官員調衛	職官官員調衛	成化14.10.20	兵部尚書余	題	為職官官員事	【252】卷9 (9-12)	79a-81a
30	1	28	禁約違二罪重科	缺題	成化14.11.7	太子少保刑部尚書林	題		無	82a-84a
31	1	29	奉告革前并不干已事立案不行	軍民人等添程奏告詞訟中間果有事干治體法不可止者亦必具奏方許施行例	成化14.11.10	都察院掌院事太子少保兵部尚書兼左都御史王	題	為尊長強姦幼女糾合賊盜等事	【1053】卷39 (39-16)	84b-87b
32	1	30	御史要行原問犯人不得訴奏	缺題	成化14.11.24	都察院掌院事太子少保兵部尚書兼左都御史王	題	為振肅風紀事	無	88a-93a
33	1	31	清理富戶	清理富戶例	成化14.12.1	太子少保戶部尚書楊	題	為清理富戶事	無	93a-95a

№	冊	內號	目錄名	條例名	日付	題類者官銜姓	文書形式	題本題目	對校可能予キスト	掲載頁
34	1	32	禁約守庫官不許需索并衛所官不許科徵饋送	禁約守庫官不許需索并衛所官不許科徵饋送	成化14.12.11	戶部尚書楊	題	為陳言事	〔511〕卷17 (17-17)	95a-97a
35	1	33	邊倉自有指以勢嚴與屬家人名目寫書擅擅打搜以陷事發照例充軍調衛守明奏請	邊倉自有指以勢嚴與屬家人名目寫書擅擅打搜以陷事發照例充軍調衛守明奏請	成化14.12.18	都察院事太子太保兵部尚書兼左都御史王	題	為禁革包攬錢糧作弊事	〔446〕卷15 (15-18)	97b-99b
36	1	34	在外軍職官員軍伴名數	在外軍職官員軍伴名數	成化14.12.24	太子少保兵部尚書余	題	為災傷恤軍事	〔720〕卷26 (26-11)	100a-103a
37	1	35	清習道衙內官并觀看校尉名色詭騙財物者犯該徒流以下枷號充軍例	清習道衙內官并觀看校尉名色詭騙財物者犯該徒流以下枷號充軍例	成化14.12.28	刑部尚書林	題	為詐偽等事	〔950〕卷35 (35-7)	103b-109a
38	1	36	解字充警竊盜不許給引出外	解字充警竊盜不許給引出外	成化14	刑部山東清史司	題	為弭盜安民事	〔658〕卷23 (23-7)	109b-111b
39	2	0	皇明成化十五年條例目錄 正月之八月				目錄			1a-4a
40	2	1	接買番貨	接買番貨	成化15.1.26	掌都察院事太子太保兵部尚書兼左都御史王	題	為接買番貨事	〔579〕卷20 (20-26)	4a-6b
41	2	2	申明分巡分守官住俸駭駭	申明分巡分守官住俸駭駭	成化15.1.	都察院福建道	題	為息盜安民事	〔1187〕卷45 (附-149)	6b-10a
42	2	3	都指揮分守一城一堡額領守官	都指揮分守一城一堡額領守官	成化15.2.13	太子少保兵部尚書余	題		無	10b-12b
43	2	4	運磚運瓦等項因犯無力監追半年之上未完者改徵做工	運磚運瓦等項因犯無力監追半年之上未完者改徵做工	成化15.2.14	太子少保刑部尚書林	題	為陳言事	〔15〕卷1 (1-15)	13a-15a
44	2	5	管運官屯保都指揮等官捕盜不獲自御用職職內有殺害人命姦淫婦女三起以上者降職	管運官屯保都指揮等官捕盜不獲自御用職職內有殺害人命姦淫婦女三起以上者降職	成化15.2.19	太子少保戶部尚書余	題	為公務事	〔1188〕卷45 (附-150)	15b-23a
45	2	6	禁約私自淨身人	禁約私自淨身人例	成化15.2.21	太子少保禮部郎	題	為禁淨身人事	〔1153〕卷44 (44-10)	23b-24b
46	2	7	禁約作踐榜亭	禁約作踐榜亭	成化15.2.25	禮部等衙門	題	為建言民情事	〔1293〕卷50 (50-11)	25a-38a
			禁約散官違法	禁約散官違法						
			禁約濫與鄉飲	禁約濫與鄉飲						
			定奪考補廢罷	定奪考補廢罷						
			查造逃亡軍冊	查造逃亡軍冊						
			約問軍民詞訟	約問軍民詞訟						
			收軍籍以充重解	收軍籍以充重解						
			禁豪強以除民患	禁豪強以除民患						
			放官債以保民利	放官債以保民利						
			革主文以除民害	革主文以除民害						
禁約該年里長奸弊	禁約該年里長奸弊									
禁約見年里甲害民	禁約見年里甲害民									
47	2	8	清出軍上例前解附近衛所其餘創解原衛	清出軍上例前解附近衛所其餘創解原衛	成化15.2.25	兵部	為建言民情等事	無	38b-40a	
48	2	9	保舉軍政官員犯貪渎等罪連坐舉主	保舉軍政官員犯貪渎等罪連坐舉主	成化15.2.25	太子少保兵部尚書余	題	為兵部急缺軍政官員事	〔223〕卷8 (附-112)	40b-44a
49	2	10	各處抽分廠不許受財買放及監抽物貨	各處抽分廠不許私下受財買放不該抽分者不許擅取	成化15.3.16	都察院掌院事太子少保兵部尚書兼左都御史王 願	題	為罷收課程等事	〔551〕卷19 (19-10)	44b-47a
50	2	11	那王拜將軍不備自服王知會經自具奏將奏本人及教授獎券分封外部節令徑自具奏例	那王拜將軍奏行不問現代奏將資本及教授參知那王分封外部節令徑自具奏例	成化15.5.21	太子少保刑部尚書張	題	為申明聖教禁約	〔42〕卷2 (2-7)	47b-49b
51	2	12	各處礦場光棍把持官府詐害容商重者發遣充軍	各處礦場光棍把持官府詐害容商重者發遣充軍	成化15.5.23	太子少保刑部尚書林	題	為陳言鹽法事	〔530〕卷18 (附-38)	50a-54a
52	2	13	挨拿在逃人匠不許官民寺觀竊藏蓋造房屋	挨拿在逃人匠不許官民寺觀竊藏蓋造房屋	成化15.6.7	太子少保工部尚書王	題	為在逃人匠事	無	54b-57b
53	2	14	軍政官員不許擅差五年一次會官考選	軍政官員不許擅差五年一次會官考選	成化15.6.18	太子少保兵部尚書余	題	為急缺軍政官員事	無	58a-63b
54	2	15	申明禁約委倉場庫務等官并除陽醫生等役勘檢人命例	申明禁約委倉場庫務等官并除陽醫生等役勘檢人命例	成化15.7.26	都察院掌院事太子少保兵部尚書	題	為軍民利病等事	〔1242〕卷48 (48-1)	64a-66a
55	2	16	成造軍器各布政司等處拘解銀赴部收貯以備支用	成造軍器各布政司等處拘解銀赴部收貯以備支用	成化15.8.6	太子少保工部尚書王	題	為成造軍器事	〔1281〕卷49 (49-21)	66b-72a
56	2	17	通州一帶地方孳獲竊盜至被流罪者如強半月其剛犯三五成羣搶奪財物再犯聚犯者俱枷號一月充軍為民例	通州一帶地方孳獲竊盜至被流罪者如強半月其剛犯三五成羣搶奪財物再犯聚犯者俱枷號一月充軍為民例	成化15.8.6	都察院掌院事太子少保兵部尚書王	題	為賊盜累犯不悛乞恩禁戒等事	〔926〕卷34 (34-7)	72b-75a

№	冊	内號	目錄名	條例名	日付	題奏者官銜姓	文書形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
57	2	18	管杖罪因例該做工者備工價修理監廳廳址	管杖罪因例該做工者備工價修理監廳廳址	成化15.8.24	太子少保刑部尚書林	題	為修理監廳等事	【16】卷1 (1-16)	75b-80b
58	2	19	不急之務不許興工修理	應不急之務不許興工修理	成化15.8.25	都察院	題	為陳言便利事	【1262】卷49 (49-2)	81a-82b
59	2	0	皇明成化十五年條例目錄 九月之十二月							81a-82b
60	2	20	鳳陽應樂山場地上着樵採耕種開畝取石牧放作踐等項正犯處死家丁口發遣通充軍	鳳陽應樂山場地上着樵採耕種開畝取石牧放作踐等項正犯處死家丁口發遣通充軍	成化15.9.4	都察院院事太子太保兵部尚書兼左都御史王		為禁約事	【905】卷33 (33-8)	83a-84b
61	2	21	蘇州等倉買頭收買官糧五石以上問罪沒官	蘇州等倉買頭收買官糧五石以上問罪沒官	成化15.9.			為公務事	【475】卷16 (16-15)	84b-85a
62	2	22	禁約堪採正軍撥充局匠鼓手役占跟官等項問枉法贓罪	禁約堪採正軍撥充局匠鼓手役占口官等項枉法贓罪	成化15.9.			為公務事	【721】卷26 (26-12)	85b-89b
63	2	23	禁軍職官舍於部軍原籍誣騙財物	禁軍職官舍於部軍原籍誣騙財物	成化15.9.18			為建言民情等事	【951】卷35 (35-8)	89b-90b
64	2	24	申明禁納假錢疏通鈔法	申明禁納假錢疏通鈔法	成化15.10.1	太子少保戶部尚書楊	題	為禁約假錢疏通鈔法擾民等事	【390】卷13 (13-35)	91a-96b
65	2	25	恤刑獄	恤刑獄	成化15.10.6			頒監恤民事	【997】卷37 (37-9)	96b-100b
66	2	26	添官審錄罪因	添官審錄罪因	成化15.10.10	都察院院事太子太保兵部尚書兼左都御史王		為陳言清理刑獄事	【1231】卷47 (47-9)	100b-103b
67	2	27	通行清查僧道有偽印度牒及掛榜等項俱開違例	通行清查僧道	成化15.10.21	太子少保禮部尚書羅			無	103b-107b
68	2	28	禁軍皇親公侯文武大臣奏計田土例	禁軍皇親公侯文武大臣奏計田土例	成化15.10.22	戶部左侍郎殷		為賑民災以靖地方事	【361】卷13 (13-6)	108a-110a
69	2	29	運糧軍人納戶羅糧枷號滿日明瞭若客商等與補納所得價銀悉追入官	運糧軍人納戶羅糧枷號滿日明瞭若客商等與補納所得價銀悉追入官	成化15.閏10.5	戶部左侍郎殷	題	為償運糧儲事	【502】卷17 (17-8)	110a-113b
70	2	30	關防四軍為民充軍等項官更許冒選法	關防四軍為民充軍等項官更許冒選法例	成化15.閏10.12	吏部			無	113b-116a
71	2	31	禁革妄稱會定比附律條	禁革妄稱會定比附律條	成化15.閏10.21	刑部等衙門尚書等官林	題	為公務事	【1252】卷48 (48-11)	116a-118b
72	2	32	軍民分籍脫軍正犯邊備里老附近俱充軍	軍民分籍脫軍正犯邊備里老附近俱充軍	成化15	兵部		為陳言時政以圖資治事	無	118b-121b
73	2	33	立嗣不係異姓不會失序生前或擇賢能或擇親愛無立已定不許再立再理	立嗣不係異姓不會失序生前或擇賢能或擇親愛無立已定不許再立再理	成化15.11.10	太子少保刑部尚書林	題	為陳言時政以圖資治事	無	121b-124a
74	2	34	軍職盜內府財物照任法等項立功差操者盜御用器物不分軍職軍民人等臨時奏請并南京革任帶俸官不許覓求巡捕立嗣已定不許告爭重立南京詞訟于係地方及軍民刑兩等項聽內外守備官受理	軍職盜內府財物照任法等項立功差操者盜御用器物不分軍職軍民人等臨時奏請并南京革任帶俸官不許覓求巡捕立嗣已定不許告爭重立南京詞訟于係地方及軍民刑兩等項聽內外守備官受理	成化15.11.10	太子少保刑部尚書林	題	陳言時政以圖資治事	【880】卷32 (32-8)	124b-131a
75	2	35	南京及通州等處號喇虎殿打平人搶奪財物犯該徒罪以上初犯充軍為民若節次搶奪及再犯累犯俱枷號一月照前發落	號喇虎殿打平人搶奪財物犯該徒罪以上初犯充軍為民若節次搶奪及再犯累犯俱枷號一月照前發落例	成化15.11.10	掌都察院事太子太保兵部尚書兼左都御史王		為禁治兇暴事	【927】卷34 (34-8)	131a-133b
76	2	36	額設柴薪皂隸名數	額設柴薪皂隸名數	成化15.12.20	太子少保兵部尚書余			無	134a-140a
77	2	37	禁革均徭銀兩以蘇民困	禁革均徭銀兩以蘇民困	成化15.12.				無	140a-142b

皇明弘治條例 整理表

No	冊	内號	目錄名	條例名	日付	題奏者官銜姓	文書形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
1	1	1	目錄缺	選賢能以任風憲	弘治 1.3.7	都察院	題	爲陳言振肅風紀神益治道事	[231] 8 (附-120)	1a-30a
				擇人才以典刑獄						
				重守令以固邦本						
				嚴考覈以示勸懲						
				廣儲積以足國用						
				節財用以蘇民困						
				恤士人以防後患						
責成效以革奸弊										
禁公罰以肅上風										
消僧道以杜遊食										
				嚴修實錄				[622] 卷21 (附-62)		
2	1	2	目錄缺	通傳朝報例	弘治 1.3.20	太子少保禮部尚書	題	爲陳言地方等事	[623] 卷21 (附-63)	30a-30b 1a-2a
3	2	1	目錄缺	修築城垣固地方	弘治 1.3.23	工部尚書賈	題	爲陳言地方等事	[1264] 卷49 (49-9)	2a-3a
4	2	2	目錄缺	東廠審天衛所擬冤枉法司卷議定奪	弘治 1.3.29	禮部尚書周	題	爲奉天隆治事	[1000] 卷37 (37-12)	3b-9a
5	2	3	目錄缺							
6	3	0	皇明弘治元年條例目錄 四乙之六月				目錄		無	10a-11b
7	3	1	崇文門抽分禁革奸弊	崇文門抽分禁革奸弊例	弘治 1.4.1	戶部尚書李	題	爲陳言振肅風紀神益治道事	[553] 卷19 (19-14)	12a-20a
8	3	2	申明律令禮儀并禁過官不行誦道及僧用服飾	申明律令禮儀并禁過官不行誦道及僧用服飾例	弘治 1.4.2	禮部尚書周	題	爲遵舊章以厚風化事	[637] 卷22 (22-12)	21a-22b
9	3	3	禁約擅入禁門及教唆詞訟誣告拾人以上并寫本狀俱書姓名不干己事立條不行	禁約擅入禁門及教唆詞訟誣告拾人以上并寫本狀俱書姓名不干己事立條不行	弘治 1.4.2	刑部尚書何	題	爲陳言事	[1063] 卷39 (附-69)	23a-26b
10	3	4	邊方官軍犯罪過防守緊急時候俱要原守信地問罪	邊方官軍犯罪過防守緊急時候俱要原守信地問罪	弘治 1.4.8	太子太保兵部尚書官余	題	爲存恤爲事	無	1a-2b
11	3	5	在外大小官員公罰不入者降用	在外大小官員公罰不入者降用	弘治 1.4.8	都察院差左都御史馬	題	爲遵教節經禮勸明白掃門還職延久未蒙發落事	[1106] 卷41 (41-19)	3a-3b
12	3	6	內外問刑不許一槩行掛	問刑不許拘泥成案信憑參語及將重情俱擬不應并以誣告捏行輕告不許因屬枉濫酒食進入法司聽門詞誣不許一槩奏劾	弘治 1.4.13	都察院左都御史馬	題	爲陳言申明職掌清理刑獄事	[1221] 卷46 (46-21)	4a-14a
13	3	7	目錄缺	南京南法司納料做工因犯按季造冊送南京工料註銷	弘治 1.4.12	刑部	題	爲定奪事例事	無	16a-17a
14	3	8	目錄缺	黃爵子孫犯罪徑行提問例	弘治 1.4.12	刑部	題	爲定奪事例事	[104] 卷4 (4-1)	17b-18a
15	3	9	目錄缺	南京陸品以下并雜職官必須奏提例	弘治 1.4.12	刑部等衙門尚書等官何	題	爲定奪應提職官事	[105] 卷4 (4-2)	18b-19a
16	3	10	目錄缺	南京法司過六品以下官犯罪俱要奏提并兩京委宣勸事限期	弘治 1.4.12		題	爲壽邊朔治以修內一外事	[355] 卷12 (12-20)	19a-21b
17	3	11	巡城御史禁革養濟院奸弊并定奪去留	巡城御史禁革養濟院奸弊并定奪去留例	弘治 1.4.18	戶部尚書李	題	爲陳言申明職掌清理刑獄事	[982] 卷36 (36-11)	22a-27b 1a
18	3	12	關毆傷人事限外死節招奏請	關毆傷人事限外死節招奏請	弘治 1.4.24	都察院左都御史等官馬	題	爲審鞫罪因以慎刑獄事	[1001] 卷37 (37-14)	2a-6a
19	4	0	會同重囚情可矜疑者奏請定奪	會同重囚情可矜疑者奏請定奪	弘治 1.4.	都察院	題	爲奉詔陳言事	[235] 卷8 (附-124)	7a-9b
20	4	1	城市官宦子孫科舉不弟傳奉革罷者不許濫應聽流違者罪坐舉主	城市官宦子孫科舉不弟傳奉革罷者不許濫應聽流違者罪坐舉主	弘治 1.5.1	都察院	題	爲陳言事	[638] 卷22 (22-13)	10a-12a
21	4	2	申明禁約民間服飾者僧	申明禁約民間服飾者僧	弘治 1.5.1	都察院	題	爲陳言事	[1164] 卷44 (44-21)	13a-15b
22	4	3	禁約囑託公事	禁約囑託公事	弘治 1.5.3	都察院	題	爲陳言乞恩設官弭盜安民事	[1193] 卷45 (附-155)	16a-22b
23	4	4	選委官軍與巡捕官相兼捕盜并處置在外民壯及充警之人不許給引出外	選委官軍與巡捕官相兼捕盜并處置在外民壯及充警之人不許給引出外	弘治 1.5.5	兵部等衙門太子太保兵部尚書等官余	題	爲陳言時務事	無	23a-24a
24	4	5	更換府州縣官名下祇帖	更換府州縣官名下祇帖	弘治 1.5.8	太子太保兵部尚書等官余	題			
25	4	6	更換府州縣官名下祇帖	更換府州縣官名下祇帖	弘治 1.5.8	太子太保兵部尚書等官余	題			

№	冊	内號	目錄名	條例名	日付	題奏者官階姓	文書形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
26	4	7	考察被劾降調致仕爲民等項官員虛捏奏擬等項發遣爲民	考察被劾降調致仕爲民等項官員虛捏奏擬等項發遣爲民	弘治1.5.11	都察院		爲乞恩辯明風聞毀言誣枉等事	[1111] 卷42 (42-4)	25a-26b
27	5	0								1a-3b
28	5	1	禁約販賣番貨輕重等別擬罪	禁約販賣番貨輕重等別擬罪	弘治1.5.20	都察院左都御史馬	題	爲禁約奸弊事	[823] 卷29 (29-17)	4a-7a
29	5	2	緝衣衛總小旗犯奸盜罪編等項行止有虧調衛原投	緝衣衛總小旗犯奸盜罪編等項行止有虧調衛原投	弘治1.5.26	大理寺卿馮	題	爲不應等事	無	8a-8b
30	5	3	巡鹽御史查究勢要頂名中鹽例	巡鹽御史查究勢要頂名中鹽例	弘治1.6.5	戶部		爲興利除害以新治道等事	[541] 卷19 (19-1)	9a-10a
31	5	4	均徭不許增加餘銀鎖守不許干預均徭	均徭不許增加餘銀鎖守不許干預均徭	弘治1.6.10	戶部尚書李	題	爲饒荒治微事	無	11a-18b
32	5	5	差徭作弊官吏里胥坐以枉法重罪	差徭作弊官吏里胥坐以枉法重罪	弘治1.6.25	都察院		爲建言民情等	無	19a-20b
33	5	6	禁約擅差官吏機兵人等下屬勾攝	禁約擅差官吏機兵人等下屬勾攝	弘治1.6.25	都察院		爲建言民情事	[333] 卷11 (附-198)	21a-22b
34	6	0	皇明弘治元年條例目錄 七月之九日				目錄		無	1a-2a
35	6	1	軍職多占餘丁降級罷職充軍例	軍職多占餘丁降級罷職充軍例	弘治1.7.6	刑部尚書何	題	爲陳言事	[726] 卷26 (26-17)	2a-5a
36	6	2	申明吏役不許用頂頭錢	申明吏役不許用頂頭錢	弘治1.7.6	刑部尚書何	題	爲籌邊邊治以修內攘外事	[294] 卷10 (10-13)	5a-8b
37	6	3	不許告言革前及婦人不許一概監禁	不許告言革前及婦人不許一概監禁	弘治1.7.7	都察院左都御史馬	題	爲申明律例以清刑獄事	[1206] 卷46 (46-6)	9a-11a
38	6	4	南京守備官原無事例詞訟不許准受	南京守備官原無事例詞訟不許准受	弘治1.7.20	都察院左都御史馬	題	爲陳言利弊等事	[1028] 卷38 (38-21)	11b-19a
39	6	5	跟朝并擊雨具官吏定數及給木牌懸帶不許冒入	跟朝并擊雨具官吏定數及給木牌懸帶不許冒入	弘治1.7.23	太子太保兵部尚書余	題	爲嚴門禁防奸宄以壯國體事	[661] 卷23 (23-10)	19b-28a
40	6	6	申明強盜人命擬獄開詳奏請定奪	申明強盜人命擬獄開詳奏請定奪	弘治1.7.26	刑部尚書何	題	爲陳言修省事	[1002] 卷37 (37-14)	28a-31b
41	7	1	處置爲民立功帶帶軍職并子孫襲替	處置爲民立功帶帶軍職并子孫襲替	弘治1.7.28	太子太保兵部尚書余	題	爲約軍刁詐安軍政事	[186] 卷7 (7-11)	1a-4b
42	7	2	申明午門前叫冤枷號口外充軍	申明午門前叫冤枷號口外充軍	弘治1.7.30	刑部尚書	題	爲嚴門禁防姦宄以壯國體事	[653] 卷23 (23-2)	5a-9b
43	7	3	非言路建言沽名等項聽通政司六科奏駁究治	非言路建言沽名等項聽通政司六科奏駁究治	弘治1.8.3	太子少保禮部尚書周	題	爲陳言修省事	[616] 卷21 (附-56)	10a-13a
44	7	4	軍職僭主於委官擅領俸銀開擬罪詐罪名委官一體問罪	軍職僭主於委官擅領俸銀開擬罪詐罪名委官一體問罪	弘治1.8.13	都察院左都御史馬	題	爲陳言圖治事	[567] 卷20 (20-14)	13a-15b
45	7	5	作義舉用將材	作義舉用將材	弘治1.8.15	太子太保兵部尚書余	題	爲陳言預修武備以保治道事	[236] 卷8 (附-125)	16a-24a
46	7	6	在外間衙門及巡按等官因犯紙箭俱照依刑部刑例及止據上產不許故索淹禁并非專問制官不許罰紙	在外間衙門及巡按等官因犯紙箭俱照依刑部刑例及止據上產不許故索淹禁并非專問制官不許罰紙	弘治1.8.24	刑部尚書何	題	爲建言民情事	[132] 卷5 (5-9)	24b-28 b
47	8	1	納粟軍職犯罪分別軍功陞授及白衣除授發落	納粟軍職犯罪分別軍功陞授及白衣除授發落	弘治1.9.6	都察院左都御史馬	題	爲貪官侵蝕銀兩害小民打死人命邀敵封等事	[94] 卷3 (附-80)	1a-3b
48	8	2	禁革滄州軍民堆賣私鹽及客船夾帶私鹽	禁革滄州軍民堆賣私鹽及客船夾帶私鹽	弘治1.9.6	都察院左都御史馬	題	爲陳言公道以正編私事	[535] 卷18 (附-43)	4a-11b
49	8	3	用乎本開註門籍	用乎本開註門籍	弘治1.9.9	給事中宋瑄	題	爲查有門籍事	[257] 卷9 (9-17)	12a-14a
50	8	4	奏革幼軍在逃等件重覆不便事件	奏革幼軍在逃等件重覆不便事件	弘治1.9.14	刑部等衙門尚書等官何	題	爲興利除害安養軍民等事	[617] 卷21 (附-57)	14a-30a
51	8	5	在外去任官員早餉銀兩照依京官扣除	在外去任官員早餉銀兩照依京官扣除	弘治1.9.21	太子太保兵部尚書余	題	爲願政早歸事	無	30b-32b
52	9	0								1a
53	9	1	差官出外提人心給精微批以防矯僞	差官出外提人心給精微批以防矯僞	弘治1.9.23	刑部尚書何	題	爲申明舊制事	[1129] 卷42 (42-21)	1a-2b
54	9	0	皇明弘治元年條例目錄 十月之十二日				目錄		無	5a-6a
55	9	2	不該入選人員增減年歲改洗文案隱匿過名人者事發爲民	不該入選人員增減年歲改洗文案隱匿過名人者事發爲民	弘治1.10.2	太子太保吏部尚書王	題	爲做工因人事	[281] 卷9 (附-34)	3a-4a, 6a-7a

皇明弘治條例 整理表

№	冊	内號	目錄名	條例名	日付	題奏者官階姓	文書形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
56	9	3	禁約勢豪放債雪民	禁約勢豪放債雪民例	弘治1.10.2	戸部尚書李	題	爲陳言便民等事	無	7b-10a
57	9	4	阻壞鹽法軍發邊通民發口外坑陷商人資本道陪逸備充軍新近寄居路村恃強不服發邊者口外爲民	阻壞鹽法軍發邊通民發口外坑陷商人資本道陪逸備充軍新近寄居路村恃強不服發邊者口外爲民例	弘治1.10.4	戸部尚書李	題	爲禁豪橫以通鹽法事	【543】卷19 (19-3)	10a-15 b
58	9	5	處決重囚於白晝行例	處決重囚於白晝行例	弘治1.10.6	刑科給事中陳璘	題	爲乞請明降事	【1257】卷48 (48-16)	16a-16b
59	9	6	在京詞訟原被在附近照舊捉人監問	在京詞訟原被在附近照舊捉人監問	弘治1.10.16	刑部等衙門尚書何	題	爲陳言事	【1029】卷38 (38-22)	17a-18a
60	9	7	沿海軍職被法司行提事內人犯不發經三個月以上住俸暫革管事經半年以上參提歸結	沿海軍職被法司行提事內人犯不發經三個月以上住俸暫革管事經半年以上參提歸結	弘治1.10.17	戸部等衙門尚書等官李	題	爲公務事	【316】卷11 (11-20)	18b-19b
61	9	8	接遞人夫官置小牌質當例	接遞人夫官置小牌質當例	弘治1.10.24	太子太保兵部尚書余	題	爲建言等事	無	20a-21a
62	9	9	申明突衝儀仗擊問	申明突衝儀仗擊問	弘治1.11.25	都察院左都御史馬	題	爲禁約事	【696】卷25 (附-2)	21b-22a
63	9	10	管操官役占軍計名數降級操官軍脫班各罰班并減支俸糧	管操官役占軍計名數降級操官軍脫班各罰班并減支俸糧	弘治1.11.16.	太子太保兵部尚書余	題	爲陳言原操官員詐病脫逃事	【728】卷26 (26-19)	22b-25b
64	9	11	吏典爲事查礙行止不待役滿就發爲民	吏典爲事查礙行止不待役滿就發爲民	弘治1.11.19	太子太保吏部尚書王	題	爲做工囚人事	【285】卷10 (10-14)	26a-28a
65	9	12	都司備所首領官祇候并公使人役檢閱則例	都司備所首領官祇候并公使人役檢閱則例	弘治1.11.19	太子太保尚書余	題	爲比例檢閱舉事	無	28b-31b
66	10	1	巡撫巡按處置均備	巡撫巡按處置均備例	弘治1.11.24	禮部等衙門	題	爲建言民情事	無	1a-2b
67	10	2	私販烟燭入官	私販烟燭入官	弘治1.11.23	太子太保兵部尚書余	題	爲騙害事	【708】卷25 (附-14)	3a-4b
68	10	3	申明禁公罰逐衛土拆寺觀革齋醮并僧用服飾等例	申明禁公罰逐衛土拆寺觀革齋醮	弘治1.12.2	都察院左都御史馬	題	爲嚴齊戒無虞益隆治道事	【648】卷22 (22-23)	5a-11a
69	10	4	吏特頑在逃行掣一年不復役者爲民	禁約各衙門賣放辦事吏及吏特頑在逃行掣一年不復役者爲民	弘治1.12.5	太子太保吏部尚書王	題	爲嚴齊戒無虞益隆治道事	【296】卷10 (10-15)	11 b -13a
70	10	5	申明兵馬司專一捕盜聽小甲科斂財物枷號賭博開渠築房入官	申明兵馬司專一捕盜聽小甲科斂財物枷號賭博開渠築房入官	弘治1.12.5	太子太保兵部尚書等官余	題	爲捕盜事	【1196】卷45 (附-158)	13b-19b
71	10	6	勢要中鹽及運司派場不均聽戶部戶科巡撫巡按糾舉治罪贖貨入官	勢要中鹽及運司派場不均聽戶部戶科巡撫巡按糾舉治罪贖貨入官	弘治1.12.27	戸部尚書李	題	爲申明鹽禁事	【542】卷19 (19-2)	20a-20b
72	10	7	弘治元年解京備用本色馬匹暫且停解徵候取用	弘治元年解京備用本色馬匹暫且停解徵候取用	弘治1	兵部	題	爲處置奇養馬匹以蘇民困等事	【836】卷30 (30-11)	21a-21b
73	10	0	皇明弘治二年條例	正月之七、八、九			目錄		無	22a-23b
74	10	8	禁約典贖儀資等置產放債害人例	禁約典贖儀資等置產放債害人例	弘治2.1.20	都察院左都御史馬	題	爲公務事	【571】卷20 (20-18)	24a-26a
75	10	9	巡檢司許止盤詰許不受理詞狀	巡檢司許止盤詰許不受理詞狀	弘治2.1.21	都察院左都御史馬	題	爲應詔陳言時政事	【811】卷29 (該當なし)	26b-28b
76	11	1	同僚不法互相糾舉若彼此皆貪仍坐不和罪名	同僚不法互相糾舉若彼此皆貪仍坐不和罪名	弘治2.1.24	都察院	題	爲陳言事	【142】卷5 (5-19)	1a-2a
77	11	2	鋪行人等誦除夷人貨物問罪枷號	鋪行人等誦除夷人貨物問罪枷號	弘治2.2.8	大理寺官	題	爲誣詆夷人財物事	【584】卷20 (20-30)	2b-3 b
78	11	3	佐二官無故不公產及於私筭餘辦	佐二官無故不公產及於私筭餘辦	弘治2.2.10	吏部尚書王	題	爲陳言邊方時政事	【258】卷9 (9-18)	4a-5a
79	11	4	禁約王府貴戚家人害民	禁約王府貴戚家人害民	弘治2.2.17	都察院	題	爲應詔陳言事	【449】卷2 (2-13)	5b-9b
80	11	5	整理鹽法六條	整理鹽法六條例	弘治2.2.19	戸部尚書李	題	爲整理鹽法事	【537】卷18 (附-45)	10a-15b
81	11	6	正在首領官質互互相糾舉	正在首領官質互互相糾舉	弘治2.2.24	都察院左都御史馬	題	爲陳言事	【143】卷5 (5-20)	16a-18a
82	11	7	撥頭挾制委官待官包攬枷號三個月不爲常例	撥頭挾制委官待官包攬枷號三個月不爲常例	弘治2.3.9	戸部尚書李	題	爲強梁撥頭挾制取罪監放官員事	【455】卷15 (15-27)	18b-20a
83	11	8	內外官自事故去任收過齋薪銀兩照例扣除例	內外官自事故去任收過齋薪銀兩照例扣除例	弘治2.3.11	兵部尚書	題	爲建言民情事	無	20b-22b
84	11	9	申明禁者潛服用蔽容犯姦例	申明禁者潛服用蔽容犯姦例	弘治2.3.12	都察院右副都御史屠	題	爲陳言時政事	【640】卷22 (22-15)	23a-27 b

中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本『條例全文』殘本三種について 猪俣貴幸

皇明弘治條例 整理表

4/6

No	冊	内號	目錄名	條例名	日付	題奏者官階姓	文書形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
85	12	1	處置寄養馬匹買補期限及管馬官降調並人戶盜賣知情和買充軍哨瞭稽站例	處置寄養馬匹買補期限及管馬官降調並人戶盜賣知情和買充軍哨瞭稽站例	弘治2.3.19	兵部尚書	題	爲處置寄養以蘇民困事	【856】卷31 (該当なし)	1a-5b
86	12	2	巡按御史事關巡撫都御史者徑自具呈	巡按御史事關巡撫都御史者徑自具呈	弘治2.3.			爲徵運糧餉事	【308】卷11 (11-12)	6a
87	12	3	處置淨身人	處置淨身人	弘治2.4.1	禮部尚書耿	題	爲淨身人事	【1158】卷44 (44-15)	6b-8a
88	12	4	在盤南京庫并內官家伴番不許在內歇宿例	查盤南京庫并內官家伴番不許在內歇宿例	弘治2.4.5	戶部尚書李	題	爲修理庫藏事	【514】卷17 (17-20)	8b-11a
89	12	5	新蓋夜巡衙門例	新蓋夜巡衙門例	弘治2.4.10	兵部尚書馬	題	爲捕盜事	【804】卷28 (附-146)	11b-16a
90	12	6	御史主事坐欠	御史主事坐欠	弘治2.4.29	廣東等道監察御史	題	奏爲仰浮薄以遵成憲事	【601】卷21 (21-14)	16b-19a
91	12	7	人命及軍民相干事務委官會勘推調及遠限不完問罪例	人命及軍民相干事務委官會勘推調及遠限不完問罪例	弘治2.5.6	刑部尚書何	題	爲會官勘檢事	【1085】卷40 (40-16)	19b-21a
92	12	8	京操軍在逃許本年五月奏准出榜一箇月之內自首免罪着役在逃三次不首者不分官軍俱調邊方帶俸着役	京操軍在逃許本年五月奏准出榜一箇月之內自首免罪着役在逃三次不首者不分官軍俱調邊方帶俸着役	弘治2.5.14	兵部尚書馬	題	爲復役事	【141】卷5 (5-18)	21b-22b
93	12	9	廣楊淮風官舍爲事發去哨瞭不准發守高牆	廣楊淮風官舍爲事發去哨瞭不准發守高牆	弘治2.5.22	兵部尚書馬	題	爲兇頑人犯不便看守事	【95】卷3 (附-81)	23a-26a
94	12	10	通行禁約驛遞衙門受財賣放囚徒及辦納錢容雇工人替當事發問賑賑罪并監問囚人貧難患病給與衣糧醫藥不許捏病文因而致死	通行禁約驛遞衙門受財賣放囚徒及辦納錢容雇工人替當事發問賑賑罪并監問囚人貧難患病給與衣糧醫藥不許捏病文因而致死	弘治2.6.11	禮部	題	爲建言民情等事	【865】卷31 (31-13)	26b
95	13	0	計開						無	1a-4a
96	13	0	皇明弘治二年條例目錄 七月之十二月				目錄		無	5a-7a
97	13	1	降革傅奉官	降革傅奉官	弘治2.7.5	太子太保吏部尚書王	題	爲重官爵以遵朝廷事	【194】卷7 (7-20)	8a-15b
98	13	2	監局重勾匠役將經廳誣詐人等問罪例	監局重勾匠役將經廳誣詐人等問罪例	弘治2.7.5	工部	題	爲傅奉事	【1275】卷49 (49-15)	16a-22b
99	13	3	軍職官債主多取俸例問罪追還枷號一月例	軍職官債主多取俸例問罪追還枷號一月例	弘治2.7.18	兵部尚書馬	題	爲修省事	【572】卷20 (20-19)	23a-24b
100	13	4	問囚發落限期并誣告十人以上者發遣委如侵盜官錢無主人命不實只照常例	問囚發落限期并誣告十人以上者發遣委如侵盜官錢無主人命不實只照常例	弘治2.7.24	都察院	題	爲傅奉事	【1207】卷46 (46-7)	24b-26b
101	14	0	皇明弘治三年條例目錄 正月之五月				目錄		無	1a-2a
102	14	1	軍職侵盜預備倉糧革職	軍職侵盜預備倉糧革職	弘治3.2.10	都察院右都御史屠	題	爲違法科敘取財事	【895】卷32 (32-23)	2a-4b
103	14	2	禁革交通與人私自買賣	禁革交通與人私自買賣	弘治3.2.15	禮部尚書耿	題	爲夷情事	【585】卷20 (20-31)	5a-8b
104	14	3	斟酌條例	斟酌條例	弘治3.2.25	刑部等衙門尚書等官何	題		【619】卷21 (附-59)	8 b -11b
105	14	4	禁約各王府儀賓重文官糧	禁約各王府儀賓重文官糧	弘治3.2.27	都察院右都御史屠	題	爲檢舉事	【486】卷16 (16-26)	11b-14a
106	14	5	有司軍衛措置預備倉糧分別糧數鈔開俸及三年一次查盤糧數例	有司軍衛措置預備倉糧分別糧數鈔開俸及三年一次查盤糧數例	弘治3.3.2	戶部尚書李	題	爲預備邊糧事	【428】卷14 (該当なし)	14b-23b
107	14	6	府軍校在京潛住枷號	府軍校在京潛住枷號	弘治3.3.2	兵部尚書馬	題	爲乞恩發遣在京潛住軍校事	【511】卷2 (2-15)	23b-26a
108	14	7	禁革姑落私買京營馬料私自借撥官馬	禁革姑落私買京營馬料私自借撥官馬	弘治3.3.9	太子太傅英國公張	題	爲計畫京營馬政禁革宿弊事	【870】卷31 (31-18)	26b-30a
109	14	8	將軍儀賓冒支官糧革去歲末年分十二例	將軍儀賓冒支官糧革去歲末年分十二例	弘治3.3.27	都察院	題	爲檢舉事	【487】卷16 (16-27)	30b-32b
110	15	1	軍職姦同僚妻女革職	軍職姦同僚妻女革職	弘治3.4.9	都察院右都御史屠	題	爲姦情事	【1132】卷43 (43-3)	1a-2b
111	15	2	京奏四年以前未支引鹽不許告文	京奏四年以前未支引鹽不許告文	弘治3.4.11	戶部尚書李	題	爲處置過年引鹽事	【539】卷18 (附-47)	3a-5a
112	15	3	打糧倉場陷陷大戶無問已未完納枷號例	打糧倉場陷陷大戶無問已未完納枷號例	弘治3.4.19	戶部尚書李	題	爲打糧倉場陷陷大戶事	【456】卷16 (15-28)	5a-7b
113	15	4	立限捕盜及有司公罪就近問	立限捕盜及有司公罪就近問	弘治3.4	刑部尚書何	題	爲保民以敦治本事	【1197】卷45 (附-159)	8a-12a

皇明弘治條例 整理表

№	冊	內號	目錄名	條例名	日付	題奏者官爵姓	文書形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
114	15	5		禁革淨身人來京遊蕩居住	弘治3.5.8	歸衣衛副總司理刑千戶慕原	題	爲申明律法杜絕姦頑以正風俗事	[1157] 卷44 (44-14)	12b-14b
115	15	6		軍職包攬糧坑陷大戶充軍	弘治3.5.9	大理寺卿馮	題	爲分給事	[458] 卷15 (15-29)	15a-15b
116	15	7		各處鎮守官不許擅擊軍職例	弘治3.5.11	刑部尚書何	題	爲處置地方事	[1086] 卷40 (40-17)	16a-17b
117	15	8		軍職誦司兵照例充軍	弘治3.5.18	都察院右都御史屠	題	爲處置包攬司兵稽誣公文事	無	18a-21b
118	15	9		定奪發審罪囚	弘治3.5.	刑部等衙門尚書等官何	題	爲定奪發審罪囚事	[1237] 卷47 (47-15)	22a-24 b
119	16	0	皇明弘治三年條例目錄 六月之十二月				目錄		無	
120	16	1	邊軍逃回攬納坑陷大戶改撥極邊備分充軍	邊軍逃回攬納坑陷大戶改撥極邊備分充軍	弘治3.6.22	刑部尚書何	題	爲巡捕事	[457] 卷15 (15-30)	3a-5a
121	16	2	輪操官軍匠役在逃三次調備高土問罪枷號	輪操官軍匠役在逃三次調備高土問罪枷號	弘治3.7.1	兵部等衙門尚書等官馬	題	爲傳報夷情事	[766] 卷27 (附-103)	6a-17b
122	16	3	守衛官軍上直不到發落	守衛官軍上直不到發落	弘治3.7.18	兵部尚書馬	題	爲嚴謹守衛事	[655] 卷23 (23-4)	18a-22a
123	16	4	幼軍不首發賂賄						無	
124	17	1	擧放官吏錢債五十兩以上與債主俱充軍	擧放官吏錢債五十兩以上與債主俱充軍	弘治3.9.8	刑部尚書何	題	爲違法事	[574] 卷20 (20-21)	1a-4a
125	17	2	王府官員犯罪發落	王府官員犯罪發落	弘治3.9.18	吏部尚書王	題	爲做工囚人事	[52] 卷2 (該當なし)	4a-6a
126	17	3	免運官軍捕和沙土抵數送問	免運官軍捕和沙土抵數送問	弘治3.9.20	戶部等衙門尚書等官李	題	爲公務事	[488] 卷16 (16-28)	7a-7 b
127	17	4	邊關官軍爲事行巡按御史	邊關官軍爲事行巡按御史	弘治3.閏9.9	都察院		爲保守地方事	[1032] 卷38 (38-24)	8a-10b
128	17	5	禁革永許莊田投獻地土	禁革永許莊田投獻地土	弘治3.閏9.14	戶部尚書李	題	爲陳言修德明政以弭災致政事	[366] 卷13 (13-11)	11a-14b
129	17	6	議處編充軍人犯	議處編充軍人犯	弘治3.閏9.24	兵部尚書馬	題	爲公務事	[166] 卷6 (6-23)	15a-18b
130	17	7	文武官偷職誣告十人發落	文武官偷職誣告十人發落	弘治3.10.2	都察院右副都御史屠	題		[1066] 卷39 (附-171)	19a-21b
131	17	8	軍職再犯雜死罪監候奏請滿徒帶川帶俸	軍職再犯雜死罪監候奏請滿徒帶川帶俸	弘治3.10.6	刑部尚書何	題		[98] 卷3 (附-84)	22a-23b
132	17	9	盜決河防傷人依律問罪漂流財產犯該徒罪爲首者充軍	盜決河防傷人依律問罪漂流財產犯該徒罪爲首者充軍	弘治3.10.16	刑部尚書何	題		[1283] 卷50 (50-1)	24a-25b
133	18	1	侍老圖賴及王府人役犯罪會官約問	侍老圖賴及王府人役犯罪會官約問	弘治3.11.8	刑部尚書何	題	爲陳言事	無	1a-4a
134	18	2	處直被殺子孫賴人及淖死初生男女	處置被殺子孫賴人及淖死初生男女	弘治3.11.14	都察院右副都御史屠	題	爲殺殺子孫圖賴人命等事	[979] 卷36 (36-8)	4b-7b
135	18	3	知強盜役分財物犯再犯枷號三犯充軍	知強盜役分財物犯再犯枷號三犯充軍	弘治3.12.25	刑部尚書何	題		[970] 卷35 (附-214)	8a-10a
136	18	4	法司會談條例務要斟酌精停當奏請	法司會談條例務要斟酌精停當奏請	弘治3.12.25	刑部等衙門	題	爲修實德以謹天戒事	[619] 卷21 (附-59)	10b-13b
137	18	0	皇明弘治四年條例目錄 正月之拾貳				目錄		無	14a-17b
138	18	5	在外一應詞訟行原籍官官司并無礙巡捕官問報不許差官	在外一應詞訟行原籍官官司并無礙巡捕官問報不許差官	弘治4.1.4	刑部尚書何	題	爲應詔陳言修人事	[1037] 卷38 (38-30)	18a-22a
139	18	6	王府官不守本分尋事改調者杖罪還職待罪調邊遠 各邊巡撫官照資格陞遷小過有 巡撫等官無過者勉留辦事	王府官不守本分尋事改調者杖罪還職待罪調邊遠 各邊巡撫官照資格陞遷小過有 巡撫等官無過者勉留辦事	弘治4.1.19	太子太保吏部尚書王	題	爲陳言革弊等事	[55] 卷2 (該當なし) [239] 卷8 (附-126)	22b-27 b
140	18	7	禁約軍民并婦女等胡服胡語初犯照常發落再行枷號匠作一體治罪	禁約軍民并婦女等胡服胡語初犯照常發落再行枷號匠作一體治罪	弘治4.1.26	刑部尚書何	題	爲禁治異服異言事	[641] 卷22 (22-16)	28a-29a
141	19	1	各衙門堂上官嚴督所屬官吏將一應文卷送庫收架	各衙門堂上官嚴督所屬官吏將一應文卷送庫收架	弘治4.3.10	太子太保吏部尚書王	題	爲增修公廩端垣蓄水以防火盜事	[324] 卷11 (附-190)	1a-4a

№	冊	内號	目錄名	條例名	日付	題奏者官階姓	文書形式	題本題目	對校可能テキスト	掲載頁
142	19	2	王府官軍人等犯罪除死罪及情重奏請除罪照軍職事例發落	王府官軍人等犯罪除死罪及情重奏請除罪照軍職事例發落	弘治4.3.20	大理寺卿嗎	題	爲審錄罪因事	無	4b-6a
143	19	3	投匿名文書告言人罪事發依律坐絞不許曲爲矜宥	投匿名文書告言人罪事發依律坐絞不許曲爲矜宥	弘治4.4.1	刑部等衙門尚書等官何	題	爲陳言治具事	無	6b-8a
144	19	4	王府軍職犯該因公小過照文職例罰贖還職	王府軍職犯該因公小過照文職例罰贖還職	弘治4.4.2	兵部左侍郎呂	題	爲乞恩事	【55】卷2 (該当なし)	9a-12a
145	19	5	通行南京三法司及差去審錄郎中等官審監追贓物	通行南京三法司及差去審錄郎中等官審監追贓物	弘治4.5.9	刑部等衙門尚書等官何	題	爲溥欵恤以全民事	【1238】卷47 (47-16)	12b-16a
146	19	6	王府發放事務都布按等衙門奏請待旨施行及長史司不許受理詞狀	王府發放事務都布按等衙門奏請待旨施行及長史司不許受理詞狀	弘治4.7.12	都察院副都御史白	題	爲違例擾害事	【56】卷2 (該当なし)	17a-23a
147	20	1	禁約代寫本狀捏寫實人姓名并上司狀後批仰抄謄施行告繳原行	禁約代寫本狀捏寫實人姓名并上司狀後批仰抄謄施行告繳原行	弘治4.7.17	禮部	題	爲建言民情事	無	1a-2b
148	20	2	爲造假銀及知情行使之人各枷號一箇滿發落例	爲造假銀及知情行使之人各枷號一箇滿發落例	弘治4.8.24	都察院右副都御史白	題	爲立法禁約行使假銀事	【1125】卷42 (42-17)	3a-4 b
149	20	3	海運糧米不許押和沙土等物	海運糧米不許押和沙土等物	弘治4.10.10.	戸部等衙門尚書等官案	題	爲公務事	【508】卷17 (17-14)	5a-21b
			運糧官犯罪除強盜人命重情其餘待贖充提問	運糧官犯罪除強盜人命重情其餘待贖充提問					【99】卷3 (附-85)	
			糧納糧草充軍若本處軍職家人伴當糧納者參提降級	糧納糧草充軍若本處軍職家人伴當糧納者參提降級					【460】卷15 (15-32)	
			軍丁解送到衛不許連解發千戸所取財將新軍逼迫逃竄	軍丁解送到衛不許連解發千戸所取財將新軍逼迫逃竄					【806】卷28 (附-148)	
			倒死馬巴驗發與軍人賣錢贖買馬匹不許該管馬侵欺間以贖罪	倒死馬巴驗發與軍人賣錢贖買馬匹不許該管馬侵欺間以贖罪					【837】卷30 (30-12)	
			甘肅地方衛所舍人總小旗犯管罪有力納米無力納鈔的法	甘肅地方衛所舍人總小旗犯管罪有力納米無力納鈔的法					【25】卷1 (1-25)	
			通行內外間刑衙門今後殺一家三人并支解人囚犯在監病故仍要追給財產妻子流二千里	通行內外間刑衙門今後殺一家三人并支解人囚犯在監病故仍要追給財產妻子流二千里						
			直隸蘇松等府包攬錢糧軍需侵欺不完者照在京糧納事例充軍	直隸蘇松等府包攬錢糧軍需侵欺不完者照在京糧納事例充軍						
			軍職多役軍伴賣放辦納月錢等項降級充軍罷職徒罪以下照常例	軍職多役軍伴賣放辦納月錢等項降級充軍罷職徒罪以下照常例					【736】卷26 (26-27)	
			在外監追贓罰年久不完者取贖免追通行間刑衙門遇有徒杖囚犯納米贖罪者免通併仍舊例行	在外監追贓罰年久不完者取贖免追通行間刑衙門遇有徒杖囚犯納米贖罪者免通併仍舊例行						
爲造欵降鎮守巡撫關防者比依爲造諸衙門印信斬	爲造欵降鎮守巡撫關防者比依爲造諸衙門印信斬		無							
150	20	4	不許諸人在於奉天門前夾道內潛住	不許諸人在於奉天門前夾道內潛住	弘治4.12.11	刑部尚書彭	題	爲辦公道以全臣節事	【602】卷21 (21-15)	22a-25a
151	20	5	恤刑事例	恤刑事例	弘治4.		敕諭	【1004】卷37 (37-16)	25b-27b	